



中国におけるCSR情報開示に関する研究

著者	崔 洪雷
発行年	2012-09-20
学位授与機関	関西大学
学位授与番号	34416甲第456号
URL	http://doi.org/10.32286/00000189

中国における CSR 情報 開示に関する研究

関西大学大学院商学研究科博士課程後期課程

崔 洪雷

目次

はじめに 問題設定及び論文構成.....	1
1 中国「企業」及び「CSR 情報」.....	6
1.1 中国における「企業」の概念.....	6
1.1.1 「上場企業」および「中央企業」.....	6
1.1.2 「上場企業」の所有類型.....	8
1.2 CSR 情報.....	11
1.2.1 CSR 理論及び定義の多様性.....	11
1.2.2 「CSR 情報」の内容および分類.....	14
2 社会的アカウンタビリティ及び正統性の理論.....	19
2.1 アカウンタビリティ理論の拡充.....	19
2.2 正統性理論.....	21
2.2.1 正統性概念.....	21
2.2.2 2つの視点における企業正統性.....	22
2.2.3 CSR 情報開示の研究における正統性理論の応用.....	22
2.3 アカウンタビリティ理論と正統性理論の統合.....	24
3 政策転換による CSR 情報開示の新たな展開.....	27
3.1 国有企業の改革.....	27
3.1.1 国営企業における「CSR」.....	28
3.1.2 CSR 情報開示への影響.....	29
3.2 政策の転換.....	33
3.2.1 戦略的な政策.....	33
3.2.2 その他の CSR への取り組み.....	35
4 CSR 情報開示の制度.....	41
4.1 財務諸表の CSR 情報開示に関する法規制.....	41
4.1.1 「会社法」および「証券法」.....	42
4.1.2 「会計法」.....	52

4.2	その他の規定等.....	58
4.2.1	国有資産監督管理委員会の規定.....	58
4.2.2	上海および深セン証券取引所の規定.....	59
4.2.3	環境保護部の規定.....	62
4.2.4	その他のガイドラインや評価システム.....	64
5	中石油の不祥事後の CSR 情報開示.....	67
5.1	中国企業におけるアカウンタビリティの変遷.....	67
5.1.1	政府へのアカウンタビリティの履行.....	67
5.1.2	債権者・株主等へのアカウンタビリティの履行.....	69
5.2	中石油における不祥事後の対応.....	71
6	中国中央企業における CSR 情報開示.....	75
6.1	SGCC における CSR 情報開示.....	75
6.1.1	SGCC 及び政府政策・規制の影響.....	75
6.1.2	SGCC の CSR 開示情報の改善.....	79
6.2	SGCC の CSR 情報開示におけるアカウンタビリティ.....	87
	おわりに.....	93
	参考文献.....	99

はじめに 問題設定及び論文構成

1. 本論文の目的および問題意識

近年、頻発する企業の不祥事や地球環境問題の深刻化、企業活動のグローバル化によって、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility、以下、CSR とする)は大変注目されてきた。しかし CSR の定義は、多様化しており、いまだに統一されていない。CSR を簡潔に要約すれば、企業が経済的利益を追求するばかりではなく、地球環境や社会への責任を認識して経営活動を行わなければならないということである。

各方面で CSR が注目されている中で、企業会計に関する研究においても、「会計が本来、『社会関連』会計である¹」ということを意識し、「『社会的鏡』を通じて歪んだ企業実態をより正確に反映すること²」を重視する動きが高まっている。本論文はそうした社会関連会計における情報開示の側面、つまり CSR 情報開示に関する研究となる。

CSR 情報開示の内容は国・地域ごとに異なっており³、それは各国・地域の文化・社会的要因の違いが背景にあると考えられる。そこで現れている特徴は、各国・地域における企業の社会的側面を反映していると言えよう。

CSR 情報開示は開示媒体で分類すれば、基本的に、財務諸表⁴における開示と独立した CSR 報告書における開示とに大別できる。前者は制度会計によって義務づけら

¹ 山上監訳(1992)、p. i

² 山上(1973)、p.372

³ Welford, R.(2005)

⁴ 日本では、会社法による会計、証券取引法による会計、法人税法による税務会計は制度会計とされている。会社法上の会計報告書は計算書類と呼ばれており、証券取引法によって作成・開示すべき書類は、発行市場での「有価証券届出書」、「目論見書」があり、流通市場での企業における継続開示書類が「有価証券報告書」と呼ばれている。本論文では、後述するように、中国における「会社法」、「証券法」及び「会計法」の3つの法律に基づいて CSR 情報開示を考察するために、便宜上、これらすべての書類を「財務諸表」と呼ぶように統一させる。中国では、「証券法」によって、発行市場では、日本と同じように「有価証券届出書」及び「目論見書」がある。上場企業の継続開示となる「年次報告」、「中間報告」及び「四半期報告」の総称は「定期報告」となり、取締役会報告・監査役会報告・管理層による討議及び分析・財務計算書類等が含まれている。これに対して、「企業財務会計報告条例」によって規定される「年次報告」、「中間報告」、「四半期報告」及び「月次報告」の総称とは「財務会計報告」となっている。したがって、本論文では、次のように用語が統一される。①「財務諸表」は、「目論見書」、中国上場企業の継続開示となる「定期報告」、中国会計制度による「財務会計報告」の3種類の総称となる。②「定期報告」は「年次報告」、「中間報告」及び「四半期報告」の3種類の総称である。③「財務会計報告」は「年次財務報告」、「中間財務報告」、「四半期財務報告」及び「月次財務報告」の4種類の総称である。

れる情報開示であるが、後者は制度会計の枠組みを超えた企業の自主的な開示となっている。この独立した CSR 報告書の公表が、図表 1 で示しているように、最近、中国企業の中では急増してきているのである。

図表 1 中国企業における独立した CSR 報告書の公表数



(出典:『価値発見之旅2010 中国企業可持続発展報告研究』、2010、 p.5)

2010 年には、CSR 報告書を開示する 703 社のうち、国有企業は 464 社⁵となり、全体の 78%を占めている⁶。こうした国有企業の中でも中核的な企業である中央企業は CSR 報告書を開示する増加率が高く、2009 年の 27 社と比べて 96%も増加している⁷。そして 2011 年末までに、中央企業 117 社のうちの 65%、つまり 76 社が独立した CSR 報告書を開示しているのである⁸。

今日、中国経済の規模が拡大⁹するとともに、中国企業は国際市場での存在感を高めてきている。2011 年には、中国企業の 69 社¹⁰が *Fortune* グローバル企業上位 500 社ランキングにランクインされた¹¹。その中の 38 社が中央企業であり、さらに、中国石油化工集団会社(Sinopec Group)、中国石油天然ガス集団会社(China National Petroleum)、国家电网会社(State Grid)の 3 社はトップ 10 に入ったのである。

本論文では、このように国際的に存在感を増している中国企業を取り上げ、中国企業における CSR 情報開示の様々な側面を研究対象とするものであり、とくに本論文では、次の 2 つの目的を研究課題として設定する。

1 つは、できる限り中国における CSR 情報開示に関する法律、規則、公文書等を整

⁵ その内訳は中央企業が 53 社となり、その他の国有企業が 411 社である。

⁶ 『価値発見之旅 2010 中国企業可持続発展報告研究』、p.7

⁷ 前掲報告、p.7

⁸ 中国国務院国有資産監督管理委員会ホームページ

<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n1226/n2425/index.html> 2012 年 3 月より

⁹ 2011 年の中国の GDP は日本を上回り、世界第 2 位に躍進した。

¹⁰ 台湾企業の 8 社も含まれている。

¹¹ *Fortune* ホームページ <http://money.cnn.com/magazines/fortune/> 2012 年 3 月より

理し、体系的に中国における CSR 情報開示を規制する制度の現状を明らかにすることである。

もう1つは、中国における CSR 情報開示に関する事例研究を通じて、なぜ国有企業、とくに財務諸表を公表していない中央企業が積極的に CSR 情報開示に取り組んでいるのかという問題を解明し、中国国有企業における CSR 情報開示がもつ独自の意義を抽出し、そこで反映された中国国有企業の社会的側面を明らかにすることである。

2. 研究の視点

本論文では、CSR 情報開示に関する議論は、①制度会計に基づく CSR 情報開示(財務諸表での開示)と、②企業が自発的に作成した CSR 報告書における CSR 情報開示(独立した CSR 報告書での開示)に区分して行う。後者は、制度会計に基づく情報開示と異なり、現時点では法的な根拠が脆弱であり、企業のインベスター・リレーションズ(IR)活動、もしくはパブリック・リレーションズ(PR)活動に属しているものである。このような独立した報告書形態での自発的な CSR 情報の開示は、先進国においても発展途上国においても、近年では主流になっている。したがって、本論文の CSR 情報開示に関する理論および事例分析については、こうした CSR 情報開示に重点をおき、検討していくことになる。

さて一般に情報開示の要素として、情報、情報に反映される事象、情報を提供する開示主体および情報の受取人が存在している。開示主体は一定の動機に基づいて情報を提供するとされる。そして「その動機は開示主体と受取人との間の関係の在り方によって異なり、また両者間の関係は時代とともに変化する¹²⁾」のである。その動機を解釈する理論はいくつかあるが、伝統的には、資本の所有関係を中心としたアカウントビリティとの関わりにおいて理解されている。

本論文の研究視点は、会計において理論面の研究には長い歴史を持つアカウントビリティを切り口として、また事例分析においては、拡充された社会的アカウントビリティの履行時に適用される正統性理論と統合したフレームワークを援用する。そしてこうした視点から中国企業における自発的な CSR 情報開示を多面的に検討し、考察することにする。

¹²⁾ 松尾(1990)、p.3

3. 本論文の概要

本論文では、中国企業における CSR 情報開示を規制する制度の現状を明らかにし、そして、中国企業における独立した CSR 報告書が急増した原因を解明するため、以下のような順序で論を進めていきたい。

第 1 章では、中国企業の形態が多様化しているため、まず、本論文に使われる「中央企業」、「上場企業」の概念を明確にするとともに、中国の「上場企業」の実態を説明する。そして、本論文での考察対象となる「CSR 情報」の範囲を確定する。

つぎに第 2 章では、アカウントビリティ理論および正統性理論の要点を述べ、そして、両理論の統合、すなわち、本論文で使われているフレームワークを説明する。このフレームワークに基づき、中国における CSR 情報開示を、企業外部者の要請と企業の活動という 2 側面から考察を行う。

そして第 3 章では、①中国国有企業の改革、②中国政府の政策転換および法律の健全化、いわゆる、企業の CSR 情報開示の制度的要請に影響を与えるマクロ側面を検討する。

第 4 章では、中国企業の CSR 情報開示に関する法律、規制、通達やガイドライン等を整理する。①中国企業の財務諸表における CSR 情報開示の法規制と、②財務諸表以外の CSR 情報開示に関する行政規制・ガイドラインと、2 つに分類してまとめていく。こうした作業によって、日本ではこれまで、あまり体系的に紹介されてこなかった中国企業における CSR 情報開示の制度を全面的に把握する。

また第 5 章では、中国企業におけるアカウントビリティの歴史的変遷をたどったうえで、中国中央企業の子会社でかつ上場企業である中国石油天然ガス有限会社の事例分析を行い、中国企業における企業不祥事後の CSR 情報開示がいかに変化したかを明らかにする。

さらに、第 6 章では、中央企業である国家电网会社における独立した CSR 報告書の開示事例を時系列的に分析し、企業正統性と政治正統性との関係について考察し、中国国有企業における CSR 報告書が持つ独自の意義を解明する。

このような作業を通して、中国企業における CSR 情報開示の現状を全面的に考察し、最後に本論文の結論をまとめておきたい。

1 中国「企業」及び「CSR 情報」

中国における「企業」の概念

「上場企業」および「中央企業」

中国「企業」と一言でいっても、実は、中国において大変多様な企業形態が存在している。1992年以前、中国企業は所有制度で区分されていたが、1993年の「中華人民共和国会社法(以下、「会社法」とする)¹³」の登場によって、企業が出資者の責任に基づいて類型化されるようになった¹⁴。しかし、旧社会主義制度からの経済転換期にあたる現在の中国では、「会社法」だけで企業形態を説明することはできない¹⁵。

そのため本論文では、まず国家統計局の最新規則である「統計単位の区分および具体的な処理弁法(2011)」(以下、「統計弁法」とする)に基づき、研究対象である中国における「企業」の概念を明確にしておきたい。

「統計弁法」では、中国企業を①会社制企業、②非会社制の企業¹⁶、③個人独資企業、④共同経営(合伙)企業の4種類に類型化されている。これらの4種類の企業は、それぞれ、「会社法」、「中華人民共和国民法通則」、「中華人民共和国個人独資企業法」及び「中華人民共和国共同経営企業法」の法律に基づいて制定された条例に従い、各級の工商行政管理機関で登録し、営業許可証¹⁷が交付された企業である。本論文の研究対象となる企業はすべて、第1種の会社制企業という類型に属して

¹³ その後、「会社法」は1999年、2004年、2005年に、3回改正された。

¹⁴ 李・張(2008)、p.11、なお、1992年以前の企業は全民所有制企業、集団所有制企業、私営企業等の名称で区分されていた。

¹⁵ 中国では、「企業」の類型化方法が統一されず、いろいろな分類方法が存在している。例えば、統計局と国家工商行政管理局の「企業登録類型の区分に関する規定(1998)」では、企業登録類型で①内資(国内)企業②香港、マカオ、台湾投資企業③外商投資企業と大きく区分されている。また、統計局の「統計上の公有および非公有の持ち株経済に関する分類弁法(2005)」では、企業法人が①公有持ち株経済(国有持ち株・集団持ち株)と②非公有持ち株経済(個人持ち株、香港・マカオ・台湾持ち株、外商持ち株)に分けられていた。

¹⁶ 非会社性企業とは、「中華人民共和国民法通則」に基づいて制定された「中華人民共和国企業法人登録管理条例(1988年)」に準拠して、各級の工商行政管理機関で登録し、「企業法人営業許可証」が交付された企業である。

¹⁷ 会社制企業及び非会社企業は「企業法人営業許可証」となるが、個人独資企業及び共同経営企業は「営業許可証」となっている。

いる。

会社制企業は「会社法」に基づいて設立されるが、「会社法」では、会社制企業を①有限責任会社および②株式有限会社の2種類に大別している。①の有限責任会社にはまた、一人有限責任会社および国有独資会社が含まれている。国有独資会社とは「国家が単独出資し、国務院または地方人民政府が当該級人民政府国有資産監督管理機関に出資者としての職責履行の権限を与える有限責任会社である(第65条)」。この法律条文での「国務院または地方人民政府が当該級人民政府国有資産監督管理機関」とは、①国務院¹⁸つまり中央政府に属する国有資産監督管理委員会(以下、「国資委」とする)と②地方政府に属する国有資産監督管理委員会(以下、「地方国資委」とする)と指している¹⁹。

本論文で用いられる「中央企業」という用語は、2003年から中国政府の公文書及びメディア等で使われ始めたが、その定義は明文化されていない。そこで本論文では、上述した「会社法」の条文を活かし、中央企業を「国家が単独出資し、国資委に出資者としての職責履行の権限を与える有限責任会社(金融・保険・証券業が含めない)である」と定義づけておきたい。

また、もう1つの種類の株式有限会社であるが、「会社法」において、この種の企業の設立には、①発起設立および②募集設立の2つの方式で設立することができる規定されている。募集設立とは、発起人が会社の発行すべき株式の一部を引き受け、その他の株式は一般公開募集するか、または特定の対象から募集して会社を設立する方式である。本論文で使われる「上場企業」という概念は、募集設立方式で起こした企業のことであり、株式が証券取引所で上場され、取引される株式有限会社のことである。

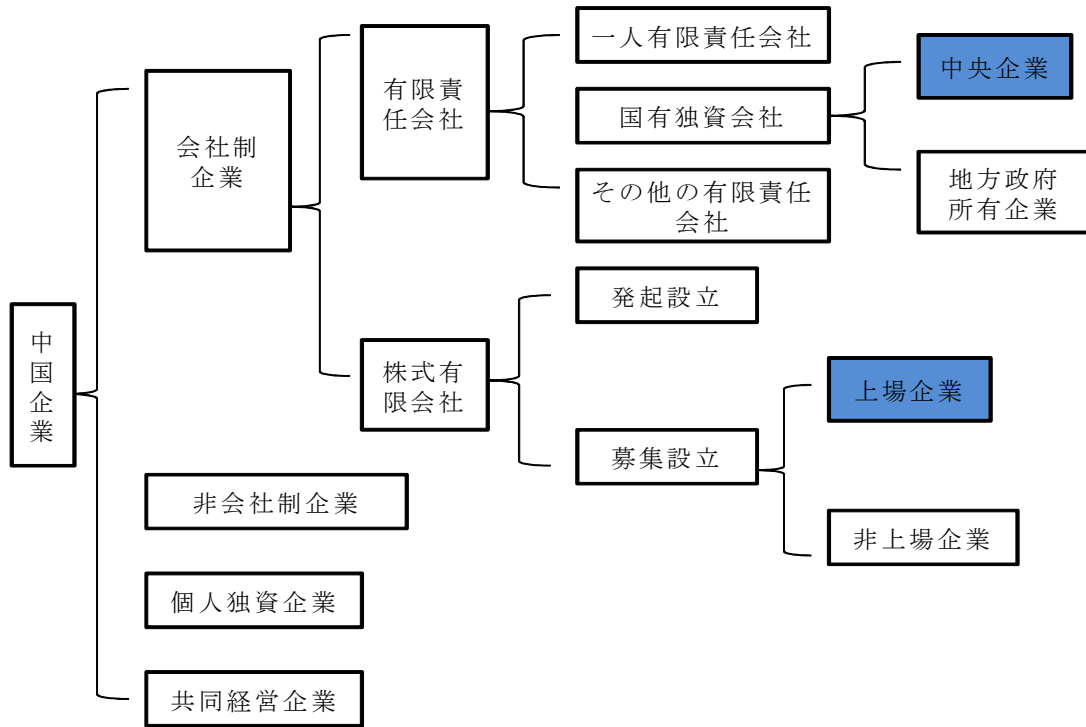
上述したことを整理したものが図表2である。その中で、ブループロックで示されている「中央企業」及び「上場企業」が本論文の研究対象となっている。なお、中国の既

¹⁸ 国務院とは、中国中央政府であり、日本の内閣に相当する。

¹⁹ 国有独資企業は株主総会を設けず、国有資産監督管理機構が株主総会の職権を行使する。国有資産監督管理機構は会社の取締役会に授権して株主総会の職権の一部を行使させ、会社の重大事項を決定させるものとするが、会社の合併、分割、解散、登録資本金の増加または減少及び社債の発行については、国有資産監督管理機構が決定しなければならない。そのうち、重要な国有独資会社の合併、分割、解散、破産申請については、国有資産監督管理機構が審査した後、同級の人民政府に認可を求めなければならない(「会社法」第67条)。

存の中央企業は 117 社であり、すべて未上場のため、財務諸表を外部へ公開していない。しかし、前述したように、117 社のうち、76 社は独立した CSR 報告書を公開しているのである。

図表 2 中国企業の類型



(出典:筆者作成)

さらに、複雑なことであるが、中国では次に紹介するように、同じ「上場企業」であっても所有形態が異なっているのである。

「上場企業」の所有類型

中国国内の証券取引所は①上海証券取引所および②深セン証券取引所の 2 つがある。上場企業の所有形態は、基本的に株式構成によって変わってくる²⁰。ここでは中国における上場企業の事例を取り上げてその実態を説明しておきたい。

²⁰ 上場企業の所有形態は支配株主または実質的な支配者によって決まる。「会社法」の第217条では、「支配株主とは、その保有する株式が株式会社の株式資本総額の50%(有限会社の場合は出資額が資本総額の50%)以上を占める株主、並びに出資額または保有株式の比率が50%未満であっても、株主総会(株主会)の決議に重大な影響を与えるのに十分な議決権を有する株主とされる」と定められた。また、「実質的支配者とは会社の株主ではないが、投資関係、合意またはその他の手段によって会社の行為を実質的に支配できる者をさす」と定められた。

下記の図表3では、①中石油、②万科、③紫金鉱業という3社²¹の株式構成がまとめられている。

図表3 3社の基本概況

企業名	中石油	万科	紫金鉱業
株式構成	<pre> graph TD A[国資委 100%] --> B[中国石油天然ガス集団会社 86.292%] B --> C[中石油] </pre>	<pre> graph TD A[国資委 100%] --> B[中国華潤総会社 99.984214%] B --> C[華潤株式有限会社 14.73%] C --> D[万科] </pre>	<pre> graph TD A[福建省上杭県国資委 100%] --> B[闽西興杭国有資産投資経営有限会社 28.96%] B --> C[紫金鉱業] </pre>
企業性質	中央政府所有	非国有企業	地方政府所有
業種	採掘業（石油・天然ガスの採掘）	不動産業	採掘業（非鉄金属の鉱物採掘）
2010年売上高	14,297億元	507億元	285億元
証券取引所及び上場年度	ニューヨーク及び香港（2000年）及び上海（2007年）	深セン（1991年）	香港（2003年）及び上海（2008年）

（出典：『中国石油天然ガス株式会社 2010 年年度報告』、『万科 2011 年度報告』、『紫金鉱業集団株式会社 2010 年年度報告』、上海証券取引所ホームページ、深セン証券取引所ホームページより筆者作成）

左側にある「中石油」のフルネームは中国石油天然ガス株式会社である。この会社の親会社は図表3で示されたとおり、中国石油天然ガス集団会社であり、中国の3大国有石油企業グループ²²の1つである。

株式構成からみれば分かるように、中石油は国資委に所属する中国石油天然ガス集団会社の子会社であり、中央企業に直属している上場企業となっているため、所有類型は中央政府、いわゆる国家所有となっている。なお、ここで書いておきたいことは、

²¹ 企業名称がわかりやすいため、ここでの正文及び図表では、それぞれの省略されている企業名を使っている。

²² 3つの国有石油グループとは、Sinopec(中国石油化工集団会社)、CNOOC(中国海洋石油総会社)及びCNPC(中国石油天然ガス集団会社)である。

すべての中央企業が上場されているわけではなくて、例として挙げられた中石油のように、海外および中国国内に株式会社化された上場子会社を持っているいくつかの中央企業が存在しているということである。

真ん中にある「万科」のフルネームは万科企業株式有限会社であり、1984年5月に設立され、1991年に中国では最も早く上場を果たした会社でもある。

右側にある「紫金鋁業」のフルネームは紫金鋁業集団株式有限会社であり、中国の国有企業改革によって1998年に国有企業から有限責任会社へと変更された。さらに、同社は2000年8月に有限責任会社から株式会社へと転換したが、国家株主である「閩西興杭国有資産投資経営有限会社(以下、「興杭」とする)」の持ち株はまだ48%を占めている。しかし2011年には国家株主である「興杭」の持ち株率が28.96%まで下がってきた。

万科の筆頭株主は中央政府が所有している華潤株式有限会社であるが、万科の「支配株主または実質の支配者になっていないため²³」、万科の所有類型は非国家(または非地方政府)所有企業となっている。これに対して、紫金鋁業の筆頭株主は「興杭」となっているが、この企業の「実質の支配者が福建省上杭県の地方国資委となっている²⁴」ため、紫金鋁業は地方政府によって所有されているのである。

周知のように、上場企業であれば、財務諸表の外部公開が義務づけられている。したがって、上記で挙げられた3つの上場企業は、中央政府所有または地方政府所有であろうが、非政府所有であろうが、中国では、「会社法」、「中華人民共和国証券法(以下、「証券法」とする)」および「中華人民共和国会計法(以下、「会計法」とする)」という、これらの3つの法律に準拠して一律に財務諸表を公開しなければならない。また、2011年には中国における上場企業のうち482社が独立したCSR報告書を作成し、開示している²⁵。

CSR 情報

²³ 『万科 2011 年度報告』、p.8

²⁴ 『紫金鋁業集団株式有限公司 2010 年年度報告』、p.8

²⁵ 『中国企業社会責任研究報告 2011』、p.6

CSR 理論及び定義の多様性

現代企業におけるCSRの考え方は20世紀初頭にアメリカで誕生した。CSRが大企業の発展および、企業の経営と所有の分離から生成され、1930年代から学者及び実務家は法律、経済、管理、社会等の各分野においてCSRを議論し、理論化してきた。

20世紀半ばのBerle,A.A.とDodd,E.M.²⁶、Berle,A.A.とManne,H.G.²⁷との有名な論争、20世紀後半の企業の社会的即応性²⁸、社会的パフォーマンス(CSP)²⁹等の議論を経て、21世紀に入り、持続可能な発展³⁰、コーポレート・シチズン³¹等の概念と結びつき、多様な発展を遂げてきた。CSR理論が学際的な研究によって、幅広い内容を含んだ形で展開してきているのである。

図表 4 CSR に関する代表的な学説

²⁶ 20世紀30-50年代においてBerle,A.A.とDodd,E.M.との論争であり、この議論の本質は管理者の受託責任をめぐるものとなる。

²⁷ 20世紀60年代のBerle,A.A.とManne,H.G.との論争であり、この議論の本質は現代企業の役割に関する論争となる。

²⁸ 代表的なものとして、Ackerman,R.W.(1973)、Frederick,W.C.(1994)、Epstein,E.M.(1987)があげられる。

²⁹ 代表的な論文として、Carroll,A.B.(1979)、Wartick,S.L.&Cochran,P.L.(1985)、Wood,D.J.(1991)があげられる。

³⁰ 持続可能な発展(Sustainable Development、持続可能な開発と訳したこともある)は、1987年に「環境と開発に関する世界委員会」が公表した報告書である「地球の未来を守るために(Our Common Future)」の中核概念となり、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」とその報告書によって説明された。持続可能な発展の概念は環境と開発を互いに反するものではなく共存し得るものとしてとらえられ、環境保全を考慮した開発が重要であるという考えに立つもので、広く世界の支持を受けた。さらに、1992年のリオ会議では、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ21」に具体化され、今日の地球環境問題の解決に大きな影響を与えるものとなった。

³¹ コーポレート・シチズンは日本語で「企業市民」とも訳される。簡単にいえば、企業も社会構成する一員であり、よき「企業市民」として社会に対して相応の貢献をするべきであるという考え方である。コーポレート・シチズンの考え方は90年代半ばから、企業の社会的役割を強調する用語としてCSRと代替的に広く用いられるようになったとされている。

側面		方式	主要内容
経済	手段理論 (Instrumental theories)	株主利潤最大化 (Maximizing the shareholder value)	企業長期利益の最大化
		競争優位戦略 (Strategies for achieving competitive advantages)	競争環境における社会的投資 資源視点に基づいた戦略及び企業の能力 経済ピラミッド戦略
		コーズ・リレーティッド・マーケティング (Cause-related marketing)	ブランドを築き上げることによる企業収益と販売の向上
政治	政治理論 (Political theories)	法人の立憲政治 (Corporate constitutionalism)	企業の社会的パワーの役割とそのパワーの社会的影響
		統合社会契約説論 (Integrative social contract theory)	マクロ・ミクロ社会契約
		企業市民 (Corporate citizenship)	政治的、経済的、社会的な義務の果たす
社会	統合理論 (Integrative theories)	問題管理 (Issues management)	社会及び政治問題への反応プロセス、社会及び政治への重大影響
		公共責任 (The principle of public responsibility)	法律及び現行の公共政策に照らした企業の社会的パフォーマンス
		ステークホルダー (Stakeholder management)	各ステークホルダーの利益関係を均衡させる
		企業の社会的表現 (Corporate social performance)	社会的正統性を求め、社会的問題に適切に反応する
倫理	倫理理論 (Ethical theories)	規範的なステークホルダー理論 (Normative stakeholder theory)	企業のステークホルダーへの受託責任
		権力 (Universal rights)	人権、労働者権力、環境を基礎とする
		持続可能な発展 (Sustainable development)	現在及び次世代の発展を考慮した上の発展
		共同の利益 (The common good approach)	社会的共同の利益を考慮する

(出典: Garriga,E.&Mele,D., 2004、pp.51-74 より筆者作成)

Garriga,E.&Mele,D.は、これまでに現れてきた CSR 学説を様々な観点から整理しているが、これらを図表4にまとめてみた。図表4から明らかのように、そこでは主に①経済的目標の達成に主眼を置く「Instrumental Theories(手段理論)」、②経済的責任以外の社会に対する役割を果たす「Political Theories(政治理論)」、③社会的需要をビジネスに取り込む「Integrative Theories(統合理論)」、④倫理的に最適な活動を判断して企業活動を行う「Ethical Theories(倫理理論)」との4つのグループに区分できる³²。

彼らのこうした分類が適切かどうかは別にしても、CSR について今日まで、経済・政治・社会・倫理といったいろいろな側面から議論されてきたことが理解されるだろう。

³² Garriga,E.&Mele,D.(2004)、pp.51-74

このようにこれまで CSR の概念も明確な理論に基づいて一致した定義が存在することはなく、様々な理論根拠にもとづいた CSR の定義が提唱されてきた。

1. CSR の定義

1953 年の Bowen, H.R. の著作である『ビジネスマンの社会的責任』³³において、「社会全体の目標及び価値観に照らして企業制度・意思決定及び行動を定める義務である³⁴」と CSR が初めて明確に定義され、その後、今日に至るまで、大変多くの学術研究・国際会議・企業実践が行われ、そこから多様な CSR 概念が作り出されてきた。

ここでは、とりあえず中国における2つの代表的な CSR の定義を取り上げてみよう。

1) 国資委による定義³⁵

国資委は、CSR の定義を明確に規定しているわけではないが、その内容を次の3つの「責任」であらわしている。

①「必尽責任(必ず履行しなければならない責任)」。これは法律規範を遵守することであり、コンプライアンスをあらわしている。②「応尽責任(できるだけ履行すべき責任)」。これは国家、社会、環境、従業員等の各ステークホルダーのために貢献するこ

³³ Bowen, H.R. は企業 (Business) とビジネスマン (businessman) の概念を明確にした上、「社会的責任原則 (doctrine of social responsibility)」という考え方を認識し、経営哲学の基本的前提として、CSR を通じてビジネスマンが自主的に社会的責任を負い、経済問題を解決し、そして経済目標を達成し、CSR が実行可能な方法であると唱えた。

³⁴ Bowen, H.R. (1953), p.6

³⁵ 国資委が公布した「中央企業の社会的責任の履行に関する指導的意見(2008年1号公文書)」において、中央企業が履行すべき内容が規定されたが、CSR の定義がはっきりと定められていない。しかし、この公文書の公布の際に記者会見が開かれ、そこで国資委の責任者がジャーナリストの質問に対して次のように答えた。①国家が制定した環境保護、資源節約、従業員の権益保障、消費者権益保護、市場経済秩序等に関連する法律規範を社会全体が遵守しなければならない、これは経済および社会の健全・安定・協調的な発展の基本的保障である。法律規範を自覚的に遵守することは中央企業にとって必ず履行すべき社会的責任であり、「必尽責任(必須に履行する責任)」である。②企業価値は様々な側面で表われており、株主への貢献、消費者への良質な製品とサービスの提供、従業員への良好な労働環境と快適な生活諸条件、自然環境の保護、国家および社会のため富の創造、雇用の確保、税金の納付等がそうである。これは「応尽責任(履行すべきである責任)」である。③節義を堅く守り、品行を慎み、高尚な道德倫理を追求することは中華民族における伝統的な美德である。企業は法律規範の遵守・企業価値の創造に基づき、社会へのより多い義務を負うべきであり、善意と善行、社会的公益事業への積極的な参加が求められている。中央企業は道德・倫理を追求する模範的な実践活動をに自主的に履行する責任つまり「願尽責任(自主的に履行する責任)」が要請されているのである。「国資委責任人就『关于中央企業履行社会责任的指导意见』答记者問」

中国国务院国有资产监督管理委员会ホームページ

<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n13307665/n13307681/n13307724/13333527.html> 2012年3月より

とをあらわしている。③「願尽責任(自主的に履行する責任)」。これは高尚な道徳・倫理観に基づいて企業活動をおこなうことをあらわしている。

2) 深セン証券取引所による定義

2006年に深セン証券取引所が「深セン証券取引所における上場企業の社会的責任ガイダンス」を公布したのであるが、その第2条において、次のようにCSRが定義されている。

CSRとは、「上場企業が国家及び社会の発展、環境と資源、株主、債権者、従業員、取引先、消費者、供給者、コミュニティ等を含む各ステークホルダーに対して負うべき責任である。」

国資委及び深セン証券取引所は、それぞれ規制対象となる企業は異なっているものの、両者共に中国における権威ある規制主体である。これら両者の定義をみれば、「国家」の要素が両方に入っており、これは中国におけるCSR定義の特徴であり、中国社会、そして中国人の価値観を反映していると言えよう。また、こうした定義から、中国では、「国策³⁶」として政府がCSRを推進、普及させようとしていることもうかがえる。CSRの定義に続いて、では次にその内容をとりあげてみよう。

「CSR情報」の内容および分類

1. CSR情報の内容

CSRへの理解が国・地域、組織等によって異なっているために、CSRの内容についてもいまだに十分に合意していると言えない。21世紀に入り、ISO(国際標準化機構)は組織における社会的責任の国際規格ISO26000³⁷を作り上げた。この国際規格の制定には、国連、ILO(国際労働機関)、各国政府、産業界などが関わり、とりわけ多数の発展途上国も参与し、「中国は参加国中最大人数の代表団を送り込み³⁸」、それほど重要視している姿勢を見せた。現在、この規格はCSR全体を網羅するフレームワーク

³⁶ 森(2011)、p.31

³⁷ ISO26000とは、世界ではじめての「社会的責任(あらゆる組織体に適用されるため、社会的責任:SRとなる)」に関する国際規格である。世界共通のCSR認識を促進させ、各企業が行ったCSR活動の比較可能性を高めようといった背景の下で制定された。この国際規格はISO(国際標準化機構)により、国連、91ヵ国に及ぶ政府、産業界・学术界・消費者・NGO/NPO等の625名参加者が10年にかけて議論が行われたという。ISO26000において7つの中核課題が提示されている。ただし、CSR分野をどのように満たしていくかは各国、各組織の判断に委ねている。

³⁸ 「中国で沸騰するCSR熱【3】途上国に広がるISO26000」

<http://eco.nikkeibp.co.jp/article/column/20101005/104928/> 2012年3月より

とみなされ、最も多くの国・地域に受け止められるものであろう。

ISO26000の国際規格ではCSRの内容として7つの中核課題をその内容として規定している。すなわち①組織統治、②人権、③労働慣行、④環境、⑤公正な事業慣行、⑥消費者に関する課題、⑦コミュニティ参画および開発である(図表5)。

図表 5 ISO26000 の中核課題の解釈と具体的責任

中核課題	解釈	具体的責任
組織統治	組織統治とは、「組織が目的達成のための意思を決定し、実行するシステム」を指し、「説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法を意思決定のプロセスや実行に組み入れること」を課題とする	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス ・ガバナンス ・リスクマネジメント ・内部通報制度 ・ステークホルダーミーティング
人権	組織は、「人権(その影響力の範囲も含めて)を尊重する責任を負う」ことを課題とする	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権の尊重 ・ハラスメント撲滅 ・女性、障害者、外国人等のダイバーシティ(多様性)尊重
労働慣行	「雇用創出、労働の対価としての賃金・報酬は、組織が社会に対して与える最も重要な貢献」であり、担うべき責任(課題)とする	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働防止 ・ワークライフバランス ・安全、衛生的職場環境 ・メンタルヘルスケア ・多様な雇用形態の推奨 ・格差是正
環境	組織は、「環境への影響を軽減するため、自らの決定、活動が結果的に経済、社会、環境に与える影響を考慮して統合的なアプローチを導入する」ことを課題とする	<ul style="list-style-type: none"> ・環境マネジメント ・温室効果ガス削減 ・資源保全 ・代替エネルギーの創出・利用 ・リサイクル ・環境会計 ・環境再生
公正な事業慣行	組織は、「他の組織・個人と取引を行う際の倫理的な行動」を課題とする	<ul style="list-style-type: none"> ・談合・カルテル ・贈収賄の撲滅 ・下請法の遵守 ・サプライチェーンによる CSR 調達
消費者に関する課題	「製品およびサービスを顧客だけでなく消費者にも提供する組織は、これらの消費者および顧客に対して責任を負う」ことを課題とする	<ul style="list-style-type: none"> ・製品情報の提供 ・品質向上 ・顧客満足 ・カスタマーサポート ・ユニバーサルデザイン ・消費者教育
コミュニティ参画・開発	「コミュニティ開発への貢献を目的としたコミュニティ参画が、市民社会の強化を後押しし、市民の立場に立った価値観を強化する」ことを課題とする	<ul style="list-style-type: none"> ・ミレニアム開発目標に示される貧困・飢餓撲滅 ・初等教育の普及 ・男女平等、女性地位向上 ・乳幼児死亡率低減 ・妊産婦健康改善

		<ul style="list-style-type: none"> ・ HIV/AIDS、マラリア等の疾病撲滅 ・環境持続可能性の確保 ・開発のためのグローバルパートナーシップ推進等への取り組み
--	--	---

(出典:小河、2010、p.83)

「CSR情報」の内容については、これまでの多様なCSR理論や学説に影響され、「CSR情報」という用語が含意するCSR情報の範囲についてはいまだに定説は存在していない。そこで本論文では、中国企業におけるCSR情報の範囲をできるだけ広義に捉えることにし、上記のISO26000の国際規格における7つの分野に含まれる情報をとりあえず「CSR情報」として把握し、考察対象としておきたい。また、こうした多岐にわたったCSR情報を下記のように分類して考察を進めていくことにする。

2. CSR情報の分類

CSR情報の分類には、上記のISO26000のように情報の分野で分類するのか、情報の性質(定量情報及び定性情報、会計情報及び非会計情報)で分類するのかといったいくつかの方法がある。本論文では、中国企業に開示されるCSR情報を①財務諸表での開示と②独立した報告書での開示というように、2つに大きく区分して検討する。

1) 財務諸表での開示

財務諸表におけるCSR情報開示とは、CSR情報が制度会計で定められ、それに従って企業側がCSR情報を開示するということである。その典型的な例として、組織統治に関するサーベンス・オクスリー法が挙げられる。エンロン事件後に、米国がガバナンスや監査体制の強化対策として制定した当該法律では、ガバナンス情報について報告する義務が課されている。

その他の動きとして、例えば、①日本では、2004年3月期以降、有価証券報告書の新開示項目として、コーポレート・ガバナンスに関する情報の開示が義務化されている³⁹。②英国の営業・財務概況(OFR: Operating Financial Review)では、「企業及び子会社の従業員、環境に関する事柄、社会及びコミュニティの問題」について報告が求められている。③デンマークの環境計算書法、オランダの環境管理法等環境報告書の作成が義務付けられている⁴⁰。④中国では、2002年に、「上場企業ガバナンス準則」の公布によって、上場企業のガバナンス情報の開示が義務づけられている。

³⁹ 2003年3月31日に公布された「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第28号)による規制である。

⁴⁰ 阪(2008)、上妻(2000)

法規制に従って公表される CSR 情報は、各国の独自の法規制によって異なるが、主に会計監査を受ける財務諸表が開示媒体となるため、企業の自発的な開示より信憑性が高い。しかし、財務諸表においては CSR 情報のほんの一部がしか開示できていない。中国企業に限らず、多くの企業は一般的に、単独の CSR 報告書⁴¹を通じて CSR 情報開示を行っている⁴²。

2) 独立した CSR 報告書での開示

財務諸表で開示される CSR 情報と異なり、独立した CSR 報告書での開示は開示情報、開示方式、開示時期等については企業側の裁量次第である。

開示される情報は、財務諸表より形式が豊かになり、①定性情報(主に企業価値観、CSR戦略、CSRマネジメント・アプローチ等を含める文字・図表等による記述的情報)、②貨幣単位で測定する定量情報(主に経済・環境・社会活動によって企業にもたらされる経済的成果)、③物量単位で測定する定量情報(主に環境負荷の指標)、④貨幣単位と物量単位で測定する以外の定量情報(主に社会分野のパフォーマンス指標、例えば、顧客満足度、女性管理職率、労働災害発生件数等)、との4つの形式に類型化できる。

現時点において、多くの企業は GRI の G3 ガイドライン⁴³に準拠し、単独の CSR 報告書を作成しているのである⁴⁴。それと並行して前述した ISO26000 国際規格を参照し、CSR 情報を開示する企業が今後は増えてくると予想されている。

⁴¹ 自発的 CSR 情報の開示については、開示媒体は独立した CSR 報告書のみではなく、ニュースリリース、公告、説明会、ウェブサイト(ホームページ)等のメディアがある。現在、企業は情報の重要性を図りながら最適な方法によって CSR 情報開示を行っており、実施されている。また、それぞれの開示方式に合わせて随時開示、定期開示が行われる。本論文では、中国企業の自発的 CSR 情報開示に関する検討は独立した CSR 報告書における開示される CSR 情報に基づくものとする。したがって、便宜上、CSR 情報開示を2つの形式に分けている。

⁴² 『KPMG CSR 報告に関する国際調査 2011』によれば、*Fortune* グローバル企業の 250 社(世界トップ 500 企業ランキング)のうちの 95 %は単独の CSR 報告書(統合的な報告書も含む)を公表しているという(『KPMG CSR 報告に関する国際調査 2011』、p.6)

⁴³ G3とは、GRI(Global report initiative)が作った国際的な『サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン2006年(G3版)』である。G3版のガイドラインでは、①戦略とプロフィール、②経済、③環境、④社会と4つのブロックを分けて標準開示を提示している。①戦略とプロフィールのブロックにおいて、さらに戦略および分析、組織のプロフィール、報告書のプロフィール、報告書のスコープおよびバウンダリー、ガバナンス、コミットメントおよび参画の5つのトピックに分けた。②経済③環境④社会の3つのブロックにおいて、3つの分野における企業のマネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標の開示となっている。具体的パフォーマンス指標を必須指標と任意指標となる。

⁴⁴ 前掲した調査によれば、*Fortune* グローバル企業の 250 社の 80%は G3 ガイドラインに従って CSR 報告書を作成している(『KPMG CSR 報告に関する国際調査 2011』、p.21)。

以上のように、ここでは研究対象とする「CSR 情報」の内容を明確にしてきたので、次章においては、本論文で用いていくフレームワークについて論及することにする。

2 社会的アカウンタビリティ及び正統性の理論

アカウンタビリティ理論の拡充

アカウンタビリティ(accountability)が日本語では「説明責任」と訳され、日本ではいろいろな場面で使われている。企業会計を前提とする伝統的な会計学において、アカウンタビリティとは「会計という技術によって企業経営の実態を説明する責任ないし義務である⁴⁵⁾」と定義できる。またこのようなアカウンタビリティを「財務的アカウンタビリティ⁴⁶⁾」と呼ぶこともできる。

時代の進展に伴う社会的な要請の変遷とともに、アカウンタビリティの形態が変化してきており、今日では、アカウンタビリティは、図表 6 で示されている「企業活動が社会へに及ぼすインパクトを報告する責任」とされる「社会的アカウンタビリティ」まで拡充してきた。

図表 6 アカウンタビリティの各形態

- | | |
|---|---|
| ① | 資源の物質的保全に関する状況を報告する責任 |
| ② | 受託資源を不正なく、誠実に利用したかどうかを報告する責任 |
| ③ | 資源利用に関する過去の実績だけを報告する責任 |
| ④ | 資源管理の成功度を評価する基礎を提供するように、資源利用の管理効果性を報告する責任 |
| ⑤ | 期待目標達成への進捗度を報告する責任 |
| ⑥ | 経営者の資質の評価に有効な基準を提供するように、予測を開示する責任 |
| ⑦ | 資源利用の経済効果性に関する報告だけでなく、管理組織が経済効果性の発揮を可能にするに足るほど健全に整備されているか否かについても併せて報告する責任 |
| ⑧ | 企業活動が社会に及ぼすインパクトを報告する責任 |

(松尾、1990、pp. 5-13 より筆者作成)

イギリスの学者 Gray らは社会的アカウンタビリティという概念を用いて企業社会報告の基礎理論を構築する第一人者である。彼らは「社会的アカウンタビリティ」を「成り立った契約のもとで社会的責任がある行為を説明する責任⁴⁷⁾」と定義した。そして、この定義における「社会的責任」という用語を「純粋な財務的意味を持っておらず、何ら

⁴⁵⁾ 吉田(1978)、p.52

⁴⁶⁾ 記虎(2005)、p.108

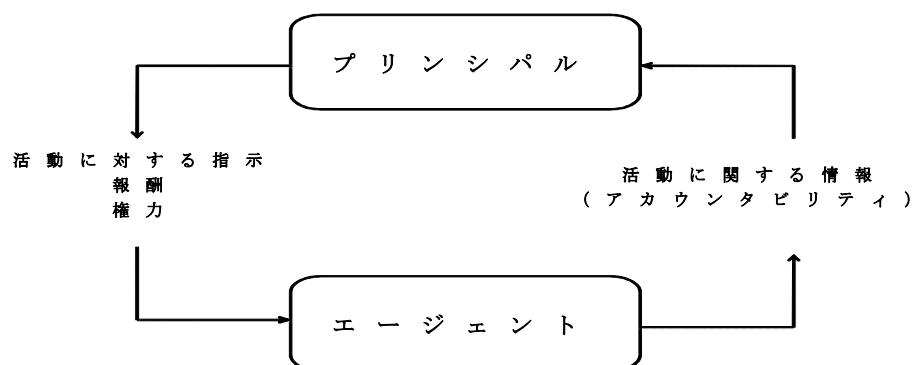
⁴⁷⁾ 山上監訳(1992)、p.6

かの(明示的にしろ、暗示的にしろ)識別可能な契約のもとで組織に要求される活動に対する意味⁴⁸⁾と説明した。

また、Grayらは「その(筆者補足:社会的)アカウンタビリティが履行される(あるいはその報告書が提出される)条件は、そうした活動にとって適切なものでなければならない。したがって、例えば、財務報告書は、健康管理や環境を改善するために計画された活動についてアカウンタビリティを履行するには不適切なものである⁴⁹⁾と主張した。つまり、伝統的に会計技術によって計算された財務情報だけでは、社会的アカウンタビリティを十分に果たすことができなくなっている。彼らの主張は、企業が社会的アカウンタビリティを履行するために、企業の外部報告書は社会的情報を包括しなければならず、企業における外部報告書のパラダイムシフトを行うべきであることを意味している。

アカウンタビリティの履行がいかなる形式の報告書で行われるとしても、情報を持っている側が、情報を持っていない側に、情報を伝達するという本質は変わらない。情報を持っていない側は、なぜ情報を持っている側に、情報の伝達を要請することができるのか。これについて、Grayらは次の図表(図表7)を用いて説明を行った。

図表7 プリンシパル・エージェントのアカウンタビリティ契約



(出典:山上監訳、1992. p.4)

すなわち、情報の受信側であるプリンシパルが、情報の発信側であるエージェントに、アカウンタビリティの履行を要求できる原因は、プリンシパルがエージェントに「若干の考慮(典型的には報酬)とこれらの活動を遂行する諸資源に対する若干の権力

⁴⁸⁾ 山上監訳(1992)、p.6

⁴⁹⁾ 山上監訳(1992)、p.6

を与えている⁵⁰」からである。逆に言えば、エージェントはプリンシパルから、報酬や資源等をもたらすために情報を提供しているということである。社会的アカウントビリティの履行も同様であると思われる。ただし、その情報の内容及び情報の受け手は拡張されている⁵¹。すなわち、情報の内容は経済的側面だけではなく、環境・社会的側面までを含めている。情報の受け手は株主以外に、企業を取り巻く各ステークホルダーまで拡大しているのである。

アカウントビリティ理論以外に、社会的情報の開示を説明できる有力なもう 1 つ理論的根拠には、正統性理論がある。つぎにこの正統性理論について整理しておきたい。

正統性理論

正統性概念

正統性は英文「Legitimacy」の訳で、語源がラテン語の「Legitimus」、「Law(lex)」から生まれた言葉である。ラテン語の「Legitimus」は、①「合法的、法律で定める」、②「正確な、適切な」と主に2つの意味をしており、日本では、「Legitimacy」を正当性と翻訳する場合もある。本論文では、倫理的に使われる場合には「正当性」とするが、「Legitimacy」には「正統性」という訳語を使用することにする。

マックス・ウェーバーは正統性に関して体系的な研究を行い、それを現代政治学の核心概念にさせた。いかなる統治関係においても特定の最低限度の服従関係が存在しており、その服従関係における『正統性』への信頼を喚起、維持するため、統治手段が利用されている⁵²と指摘されている。簡単にいえば、政治正統性を「権力者へ肯定的な評価を与えることを意味している⁵³」のである。

経営学において、初めて「正統性」を明確に定義したのは Suchman, M.C. である。彼は「正統性」を「社会的に構築された規範、価値観、信念および定義のシステム内で、企業の行為が望ましく、ふさわしく、適切であると思われる一般的な認識と仮定で

⁵⁰ 山上監訳(1992)、p.3

⁵¹ 向山(1995)、p.640

⁵² 沈・楊・呉(2011)、p.363

⁵³ 沈・楊・呉(2011)、pp.363-376

ある⁵⁴」と定義した。

2つの視点における企業正統性

企業正統性に関する研究は、主に①制度的視点(新制度理論とも呼ばれる)および②戦略的視点(資源依存理論とも呼ばれる)との2つの視点で行われる。

1. 制度的視点における研究

この視点において、企業外部にある社会及び規制の圧力がどのように企業行動に影響するか、どのように企業の同型化を招くか⁵⁵という研究が行われており、制度的にうまく対応できる企業がより一層生存の機会を獲得できるとされている。

2. 戦略的視点における研究

この視点では、正統性が資源として、その他の企業資源と同様に重要であることが認められ、そのうえで、正統性は単なる一種の資源ではなく、むしろ文化的整合、社会的規範が反映されるものとされている。つまり、社会が是認した正統性がなければ、経営活動に必須な資源が獲得できなくなるのである。戦略的視点においては、企業正統性を「資源を交換する相手先の決定に関わる根本的な問題として位置付けることができる⁵⁶」のである。

上記のように、正統性を2つの視点に分けて述べてきたが、実践上、企業が外部の制度環境に直面し、対応することはもとより、戦略の一環として正統性も管理しなければならない。正統性は企業の戦略にとって非常に重要であり、正統性の保有は企業の生き残り、そして更なる成長に必要不可欠な条件と言える。

CSR 情報開示の研究における正統性理論の応用

最初の正統性理論による研究では、企業におけるCSR情報の公開は、企業を取り巻く各ステークホルダーからの圧力によるものとされている。異なる企業ではかけられた圧力が違っており、それぞれの対応も違ってくる。例えば、環境に高いインパクトを与える企業の方は環境情報開示へより一層積極的に取り組んでいる。この場合では、CSR情報開示が企業正統性を構築・維持する1つの手段として使われるとき

⁵⁴ Suchman, M.C. (1995)、p.574

⁵⁵ DiMaggio, P.J. & Powell, W.W. (1983)

⁵⁶ 山田(2008)、p.20

れる⁵⁷。

同じく、危機に陥る企業には、不祥事等がもたらした社会の非難やメディアの注目に晒される可能性があると感じたとき、リスクの回避、企業正統性の維持のため、CSR情報開示が1つのツールとして利用されていると考えられる。Patten, D.M.⁵⁸は、エクソンのバルディーズ号の原油流出事故(1989)が起こった後、エクソン以外の石油企業における環境情報開示について実証研究を行った。その研究によれば、企業は自社正統性への脅威を感じる時に、より多くのCSR情報を提供したことがわかった。

不祥事の発生は企業の正統性に影響を与える。その解決策として、管理者はいくつかの方法を採用することが可能である。石油企業の例⁵⁹にとれば、海上運送の際に引き起こした原油漏れによる環境破壊の非難に直面する企業は、①回避：原油漏れがもたらす影響に関する議論には参加しない、もしくはマイナスの影響がもたらす情報を公表しない、②社会的認知を変える：人々に運送時の危険および、石油企業にとってそれが不可避な問題であることを知らせる、③イメージを変える：過去に自社が行った環境・社会への貢献を繰り返して強調する。また、企業が現時点における法規制・基準に違反していないことを明示する、④人々の反応に従う：即時に原因調査を始め、人々に二度と同様な事件が起こらないように約束する。

これらの対策は、回避を除き、すべて社会とのコミュニケーションが必要である。すなわち、CSR情報開示を、各ステークホルダーとのコミュニケーション手段とみなして、それを活かすことによって危機を乗り越え、さらに、各ステークホルダーとの良好な関係づくりを進め、企業イメージおよび評価を高める⁶⁰こともできるのである。ただし、この場合、虚偽の情報提供による情報誘導や、情報による誇張な宣伝などの弊害が出てくる可能性が否めないことはしばしば指摘されているところである。

アカウントビリティ理論と正統性理論の統合

アカウントビリティ理論と正統性理論との関係および2つの理論の統合可能性について、國部教授の研究をまとめて説明を行う。

まず、國部はアカウントビリティの本質について次のように述べている。「アカウント

⁵⁷ Cho, C.H. & Patten, D.M. (2007)

⁵⁸ Patten, D.M. (1992)

⁵⁹ Donovan, O.G. (2002)

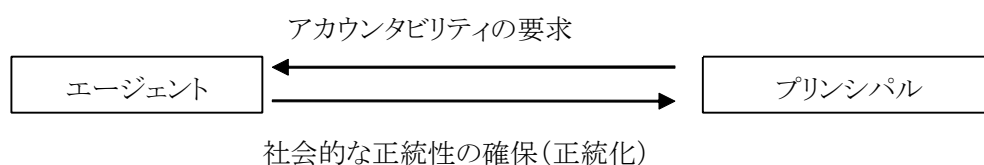
⁶⁰ Hooghiemstra, R. (2000)

ビリティとは、エージェントとプリンシパルの間のパワーバランスを規定する優れた政治的な問題であり、アカウントビリティを課すことはエージェントの権力を制限すると同時にプリンシパルの権力を増大させることに他ならず、エージェントはそれに対抗してアカウントビリティの履行時に自己立場を正統化するように努めるのである。この権力とアカウントビリティの交錯とそこから生じる複合的現象こそアカウントビリティ問題の本質である⁶¹」。

そして、彼は「アカウントビリティの履行は、まさに組織の正統性を社会に対して説明する手段として理解できるのである⁶²」ため、「エージェントがアカウントビリティの履行時に目標とする自己の社会的な正統化に関しては、正統性理論によって説明することが可能とされる⁶³」と、アカウントビリティを考察する際に、正統性理論の応用可能性を提示した。

つまり、プリンシパルとエージェントとの権力関係及びアカウントビリティの交錯から生じるアカウントビリティの全体像を明らかにすることは決して容易ではないが、正統性理論がその説明論拠として利用可能である。その関係は次のとおりである(図表 8)。

図表 8 アカウントビリティと正統性との相互関係



(出典: 國部、1999、p.126)

また、國部によれば、社会的アカウントビリティ理論と正統性理論とは「きわめて近い理論であり、社会契約を鍵概念とした表裏一体の理論として理解するのが適当であろう⁶⁴」という見解を示し、その表と裏の相違について、マトリックス(図表 9)でまとめて次のように説明した。すなわち「企業社会報告の論拠としての正統性理論は企業内部者が能動的に社会報告活動を行うことの論拠を提供し、一方、社会的アカウントビリティ理論は企業外部者が能動的に企業に対して社会報告を要求する論拠となるのである⁶⁵」。

⁶¹ 國部(1999)、p.125

⁶² 國部(1999)、p.126

⁶³ 國部(1999)、p.126

⁶⁴ 國部(1993)、p.329

⁶⁵ 國部(1993)、p.329

図表 9 正統性と社会的アカウントビリティ

	<企業内部者>	<企業外部者>
正統性理論	能動的	受動的
社会的アカウントビリティ理論	受動的	能動的

(出典: 國部、1993、p.330)

つまり、CSR 情報開示の 1 つの現象(活動)に対して、企業内部者と企業外部者との 2 つの行動者が存在し、企業内部者および企業外部者は行動の方向性に違いがあり、両者の活動の受動性および能動性に対して、一元的な理論のみでは説得できないのである。

ここでは、企業内部者は「企業」を指していることがすぐわかるが、企業外部者は誰を指しているかを特定できず、多様なステークホルダーだと思われる。そこで、その外部者を特定するのはアカウントビリティ理論と正統性理論の共通概念である「社会契約」の役割であると考えられる。

まず、社会契約とは何か。Shocker, A.D. & Sethi, S.P. は社会契約及び企業の対応について次のように述べている。「明示的にせよ暗黙的にせよ、(筆者補足: 企業)の存続と成長は以下のものに依存している。①一般的に何らかの社会的に望ましい目的を社会に提供する、②(生存および成長の)権力を与えてくれるグループへの経済的、社会的、政治的な利益の分配を行う⁶⁶⁾」。つまり、社会的契約の一方は企業であるが、他方は企業の生存及び成長のパワーを与えてくれる集団(社会も含む)なのである。

さて、中国では、社会契約の中の「暗黙的な契約」と同じような「隠性規則」、「潜規則」(以下、隠性契約とする)等の言葉があるが、陳東華はこの分野の研究で最も有名な中国の学者である。彼は「隠性契約を理解できないなら、中国経済現象の全貌を理解することができない」と指摘した⁶⁷⁾。また田等⁶⁸⁾の研究によれば、中国の企業経営活動の半分は非市場性、政治的要素を持っていると述べ、つまり、政府の支持・支援が競争有利な条件を与えることができると主張した。そこで、その企業の生存及び成長のパワーを与えてくれる企業外部者の 1 つとは中国政府と特定できるなら、政府の能動的な要請があるかどうか、どこまであるのかを見れば、企業は受動的に要請を

⁶⁶⁾ 山上監訳(2003)、p.67

⁶⁷⁾ 陳・章・李(2008)、p.62

⁶⁸⁾ 田・高・衛(2003)、p.94-106

受けているかどうか、どこまで受けているかがわかる。つまり、企業はその社会的アカウンタビリティの履行の動因(受動的な一面)が理解できるのである。それに対して、企業が能動的に CSR 情報開示を行うことには、上記の図表 9 のマトリックスに従えば、正統性理論によって企業内部者の行動を解釈しなければならない。

こうした考え方に基づいて、本論文では中国企業の CSR 情報開示の検討にあたって、企業外部者と企業内部者(企業)との両方から進め、企業外部者の要請は主に中国における CSR 情報開示の法律・規制の要請を中心にして考察し、企業の CSR 情報開示活動については、中国企業の事例を通じて上述したフレームワークを援用して分析を行うことにする。

CSR 情報開示の法規制を考察する前に、まず、第 3 章において、中国の法律・規制の制定に影響する中国のマクロ政策変化を確認しておきたい。なお、この考察は本論文の研究対象である CSR 情報開示に与える影響を意識しながら進めていきたい。

3 政策転換による CSR 情報開示の新たな展開

中国の社会システムにおいて中央政府が指導的立場で絶大な影響力をもっていることは周知の事実である。「現実の中国の企業活動においては政府の手が至る所に見られ、政府が直接的に働きかけ、統制している⁶⁹⁾」のである。「政府による管理と統制は、…中略…ネガティブな一面はあるが、ポジティブな一面も持っている⁷⁰⁾」。経済制度の転換期における中国では、法律環境を短期間に健全な制度まで迅速に構築できないため、政府は法律の強化に努める一方、厳格な法律メカニズムの代わりに、行政メカニズムに頼るしかないと思われる⁷¹⁾。

前章では、中国企業における CSR 情報開示を①財務諸表及び②CSR 報告書に分けて考察すると述べたが、いずれの CSR 情報開示も、中央政府の政策及び、その具体的な展開とする法規制の制定と深くかかわっていることは、当然ながら本章において説明するように明らかである。

本章では、CSR 情報開示に焦点を当て、①国有企業における現代企業制度を確立する改革、②「科学的発展観」及び「和諧社会」という新たな政策・戦略の提起と、マクロ的側面における政策の転換が CSR 情報開示に及ぼす影響を考察する。

国有企業の改革

1999年以前では中国において、「CSRという言葉が学術研究において提起されつつも、企業の経営活動や政府の政策立案には直接な関連が見つけづらい⁷²⁾」と指摘されている。しかし、この段階においてもCSRの展開と極めて重要な関係性がある企業

⁶⁹⁾ 陳・章・李(2008)、p.61

⁷⁰⁾ 陳(2010)、p.14

⁷¹⁾ Pistor,K.&Xu.C.G.(2005)

⁷²⁾ 柳(2009)、p.243、なお、柳(2009、pp.240-247)は中国におけるCSRの発展を、①「概念の発生段階(1984年-1999年)」、②「基本理念の論争段階(2000年-2005年)」及び③「企業内取り組みの発展段階(2006年から)」の3段階に分けている。第1段階の「概念の発生段階(1984年-1999年)」においては、CSRに関する活動である「希望工程(学校建設への寄付・公益事業)」、「中国光彩事業(主に民営企業や非公有制の経済人による中国西部の貧困地域への投資事業)」や「中国慈善總會(中国の民間非営利組織)」の発足等が政府との直接的な関連が見つけづらいとされている。

制度の改革が行われていた。

国営企業⁷³における「CSR」

改革開放以前では、中国における企業とは、公有制(全民所有制)の企業のみが認められていた。当時、行われていた計画経済体制の下、社会的職能を負う企業は独立した経済実体ではなく、国家の一行政機関であった。企業は利益を一部だけ留保する以外、ほぼすべて国家に納入し、政府の代わりに社会的職能も担い、「企業弁社会(企業が社会をなす)⁷⁴」という時代を送っていた。

中国政府の「企業弁社会」が「社会主義政治制度の優越性を表すことだ」という認識の下、中国企業が個別の社会コミュニティとなし、政府が国営企業を通じて国民を管理及びコントロールする⁷⁵。言い換えれば、その時代の「社会主義計画経済体制下では、『社会』という概念が存在せず、人々はそこで一生涯が完結する『単位(筆者補足:主に企業を指している)』の構成要素と位置付けられていた⁷⁶」。国民の人々は「単位」に所属し、「単位」はすべての責任を負っていた時代であった。たとえば、企業は就職、従業員の子供の教育、医療及び養老等の社会的職能を担い、学校、病院の公共施設の建設及び維持を行っていた。したがって、当時の国営企業は社会的責任を履行する行動が自主的ではないかもしれないが、確かに社会的責任を果たしていたと考えられる⁷⁷。

しかし、周知のように、過剰な社会的責任を履行するための費用増加や、計画経済制度下の国営企業の非効率等の問題から生じた膨大な経営赤字は国営企業倒産の直接原因につながったため、国営企業の改革が行われた。

1992年初めの鄧小平の「南巡講話」以後、中国では、社会主義市場経済への経済改革が加速され、国有企業制度の改革はその経済改革の重要な一環として進められ

⁷³ 1992年10月12日から18日までの第14期党大会の江沢民総書記の政治活動報告によって、社会主義市場経済体制の構想を提起し、その社会主義市場経済の概念に適應して、従来の国営企業という表現を国有企業と改めた。この改正は、1993年に修正された憲法第16条にも取り入れられている(謝、1997年、p.155)。したがって、1992年以後、基本的に「国営企業」という言い方がなくなり、「国有企業」に変更されている。

⁷⁴ 「企業弁社会」とは、企業のそれぞれが1つの小さい、豊かな社会をなし、幼稚園、学校、病院、コミュニティサービス等、企業経営活動以外の政府・社会が有する公共機能を担うことである。

⁷⁵ 劉(2007)、p.96

⁷⁶ 森(2010)、p.29

⁷⁷ 酒井(2009)において、「このような『単位制型企業』の計画経済の下で行われた従業員配慮等の行為が政府からの任務遂行」と指摘している。

た。1993年11月、中国共産党第14期中央委員会第3回会全体会議が開かれ、「中国共産党中央が社会主義市場経済体制の確立に関する若干の問題の決定⁷⁸⁾」(以下「決定」とする)において、国有企業改革の方向性が「現代企業制度への確立」と明確に打ち出された。

CSR 情報開示への影響

1. CSRへの意識向上

上記に述べた国有企業の改革は企業に活力を与えた。1979年「放権譲利⁷⁹⁾」における「利潤留成⁸⁰⁾」への改革、1983年「利改税⁸¹⁾」、1986年「経営請負責任制度⁸²⁾」、1993年からの市場経済への加速な進展は、国有企業に経営自由、利益保有等の権力を徐々に与えた。これによって、より多い利益を創造しようと中国企業のイノベーションが高まり、経営効果の向上につながってきた。しかし、その反面、国有企業改革の弊害とも言えるように、中国企業は経済利益の追求へと走り出し、環境・社会に対する最も基本的な責任すら、負担として見捨ててしまい、国有企業の社会的責任を単なる経済責任と曲解したようになった。

また、国有企業改革において、雇用制度、賃金制度、組織形態等の改革が行われ、その1つである社会機能部門を剥脱することや企業の福祉厚生費用の削減が行われていった。「中国国有企業の改革は、所有者が参与しない、所有者の利益を考慮しない改革となり…中略…所有者である全国民は改革の傍観者となってしまった⁸³⁾」と指摘されている。そして、今まで、国民が当たり前のように享受してきた「単位」における中国特有の福利厚生体制は、国有企業の改革によって崩れてしまい、その後に取り上げられた社会保障制度は改革の発展速度に追いつかず、改革は国民の不満をもたらした一面もあった。

⁷⁸⁾ この公文書において、「財産権関係が明らかで(産権清晰)」「権限と責任が明確で(権責明確)」、「行政と企業の役割がはっきりと分離し(政企分離)」、「理論に基づく現代的な企業制度を導入する(管理科学的現代企業制度)」という国有企業改革の方針が制定された。

⁷⁹⁾ 企業に経営権を与え、利益を企業に留保することである。

⁸⁰⁾ 国営企業へ経営権を与え、生産発展基金や労働者奨励基金等として利益を企業に留保することである。前田(2006)に詳しい。

⁸¹⁾ これまでの利益をほぼすべて納める制度から利益の一部を税金として国家に納める制度に変革する。国有企業の経営に対するインセンティブを高めるために実施された制度改革であった。山内(2003)に詳しい。

⁸²⁾ 請負人が政府主管部門との間で経営を請け負う契約を結び、企業経営から得られた利益の一部を国家に上納し、それを超える利益を企業に留保する制度である。楊(2004)に詳しい。

⁸³⁾ 劉(2002)、p.6

そこで、企業がどのような責任を負わなければならないのかといった議論が多くなってきており、「改革は国有企業における現代企業制度の構築に主眼をおいており、国有企業が果たすべき責任要求を軽視していた⁸⁴」と反省する声も多く上がってきた。国有企業の改革により生じた問題点の多くは、現在、中国企業におけるCSR情報開示の特徴として徐々に顕現化してきている。例えば、独立したCSR報告書において、開示されているCSR情報の中で「元国有企業の失業人員の再就職」や「社会安定の維持」⁸⁵といった項目の存在はこうした国有企業改革の影響を受けているといえる。

このように国有企業の改革はプラスの面だけではなく、マイナスの面も現れてきており、企業及び国民を含む中国全体の社会に、企業が社会的責任を果たす必要があるという意識を呼び起こした。

2. 会計制度の変革

前文で述べたように、国有企業改革の中核問題とは、中国企業において現代企業制度を確立することである。今までのように行政と一体になっていた国有企業を財産所有権と経営権とを分離させ、独立した企業主体として政府から徐々に解放させることである。

企業の所有と経営を分離させることによって、現代企業に適用される会計制度の改革ももたらされてきた。従来、中国企業は単なる国家の計画指令に基づいて生産及び販売等の活動を行い、企業を経営してきた。しかしこのような現代企業制度の確立によって、企業は法律に基づいて自主的に経営し、市場需要に適合する製品やサービスを提供し、損失及び利益の生じる責任をすべて負い、民事上の権利と義務を負う独立した経営主体へと転換せざるを得なくなったのである。

また企業制度と経営方式の変化につれて、従来の政府の国家管理を会計目標とする企業会計制度は明らかに適用できなくなってきており、中国会計制度は受託責任会計への接近がみられる。つまり、「企業を独立法人にするために提唱している『財産所有権と企業財産権の分離』は、資本主義市場経済諸国の株式会計制度における『所有と経営の分離』と同質なものである⁸⁶」とされ、「この『所有と経営の分離』は、資本主義市場経済諸国の簿記を会計に発展させたことと同様に、中国の企業会計制度を管

⁸⁴ 沈・劉・周(2008)、p.141

⁸⁵ 徐・楊(2007)

⁸⁶ 謝(1997)、p.200

理責任会計の制度から受託責任会計の制度⁸⁷⁾へと発展させたのである。

そして1993年に現代企業制度に適した会計準則が施行された。この会計準則の制定は中国会計制度の歴史において極めて重要であった。これによって、従来の中国会計制度が現代会計制度へと一気に変容してきたのである。たとえば、旧社会主義体制で用いられてきた「資金の運用＝資金源泉」という会計等式を資本主義市場経済諸国で用いられている「資産＝負債＋資本」に変換され、従来の財務諸表に代わり、貸借対照表・損益計算書及び財務状況変動表という外部への財務報告諸表の体系が導入され、企業実体、継続企業等の会計公準及び基本原則が明確に定められてきたように様々な変化がもたらされたのである。

このように、国有企業の現代企業制度への転換がなければ、つまり、中国において現代企業制度を確立させようという動きがなければ、中国企業は相変わらず、政府の職能部門であり続け、独立した企業法人にはなり得なかつただろう。第1章で述べてきたように、CSRの考え方が生まれた背景の1つは現代企業における所有と経営の分離にあった。現代企業制度の改革及び会計制度の改革は政府のみならず外部への情報発信を、企業に考えさせるきっかけを与えたのである。

3. ガバナンス情報の開示

国有企業の改革において、株式制度の導入が現代企業制度の確立への「有益な探索⁸⁸⁾」として実行された。1993年の「決定」において、規範化された企業の方が企業の所有権と経営権の分離の実現には効果的であるとされ、大型・中型の国有企業を規範化企業にするために有限責任会社または株式有限会社に再編成し、証券市場に上場するように提言されてきた。中国指導者のこうした考え方は、中国国有企業の株式会社化、証券市場への上場を一層促進することに導いたのである。

こうした歴史的背景を持ち、国有企業から転換された上場企業は、「一株独大」という特有な株式構造を有している。すなわち、「社会主義では、公有制が主要な所有形態である」という原則を保持するために、国家または法人の持ち株比率が高くなるように制度設計がなされた。こうした「国有株⁸⁹⁾」は「非流通株」として存在し、資本市場に

⁸⁷⁾ 謝(1997)、p.200

⁸⁸⁾ 「決定」において、「国有企業の会社制度の実施は現代企業制度の確立に有益な探索である」と唱えられた。

⁸⁹⁾ 「国有株」には「国家株」及び「法人株」の2種類がある。「国家株」とは、国有資産管理機関またはその権限が与えられた機関の持ち株である。たとえば、各級政府の財政部門の投資、国家資産

において流通されていない。これゆえ、中国の資本市場において「非流通株」と「流通株」が併存している。この制度によって、「①非流通株主が過半数の議決権を持っているため、流通株主の意見が取り上げられず、株主総会、取締役会、監査役会が形骸化したこと、②上場企業とのその母体企業(旧国有企業)との不正取引を防ぐことができず、流通株主の利益が損なわれたこと」⁹⁰等の弊害が指摘されており、上場企業におけるガバナンス構造の問題が顕現している。

2000年に入って中国証券監督管理委員会(以下、「証監会」とする)が「上場企業の外部取締役制度の設置に関する指導意見」を公表し、「2000年6月30日までに、少なくとも2名の外部取締役を招へいしなければならず、そのうち、1人は会計専門家でなければならない(第1節の第3条)」と規定した。さらに、2002年1月に国家経済貿易委員会と共同で「上場企業ガバナンス準則」(以下、「ガバナンス準則」とする)を公布した。この準則の内容及び関連する規則についてはあらためて後述する(第3章)が、「ガバナンス準則」の公表及び実施によって、上場企業の財務諸表におけるガバナンス情報を含むCSR情報は一気に増加してきた。

4. 従業員の福利厚生情報の開示

ガバナンスの強化とともに、「非流通株」改革も行われてきた。2005年、証監会により「上場企業の株式分置(非流通株改革)の試行に関する通知」が公布され、中国政府は「非流通株」改革に踏み込んだ。4年の改革を経て、2009年度の年末には「流通株」は全体の75.05%⁹¹に達しており、改革前(2004年年末)の36%⁹²に比べて倍増している。2005年から本格的に展開されてきた「非流通株」改革は中国上場企業のガバナンス構成の改造をもたらし、こうした改革に伴って国務院は「会社法」と「証券法」も大きく改正した。

2005年に改正された「会社法」において、中国企業会計制度の中で最も社会主義の理念が残されていたといわれる「公益金」制度がなくなった。この制度は、中国社会主義の優越性を表し、上述の「企業弁社会(企業が社会をなす)」という表現にふさわしい制度であった。従来では、国有企業は「公益金」という積立金を所有者持分として

である固定資産等の投資等があげられる。「法人株」とは、国有企業・事業団体等の持ち株である。
⁹⁰ 『中国株の急騰・急落をもたらした特殊要因～「株式分置改革」の背景・内容と株価への影響』
p.7

⁹¹ 呉・朱(2010)、p.105

⁹² 黄・藍・叶(2010)、p.64

財務会計報告に計上する。これは法律(旧「会社法」)によって強制される制度である。会計処理の順序は、投資者への分配の前に利益処分として分配された。従業員の福利厚生施設等に利用するため積み立てられた「公益金」であるため、これで建てられた住宅を従業員に分配し、また、病院・幼稚園等の従業員の福利厚生にかかわる施設を建設し、経営を維持する等の用途で使われていた。

しかし、国有企業の社会職能の分離、また、中国の住宅分配制度、医療制度、年金制度の改革、そして社会分配制度の変化等によって、新「会社法」は、「公益金」の強制計上に関する規定をなくし、そして、2007年に実施された「企業会計準則」においても、「公益金」及びその関連する従業員福利費用の支出に関する会計処理が削除され、国際基準に準拠した開示になってきている。

政策の転換

戦略的な政策

2003年に、中国政府はこれまでの経済発展の過度な追求という国家方針を省察し、「科学的発展観」という新指導思想⁹³を提起し、さらに、「和諧社会」という新たな戦略方針を打ち出した。

1. 科学的発展観

中国にCSRが推進される根本的な要因として、中国政府の政策転換があるといわれる。2003年10月の中国共産党第16期中央委員会第3回全体会議で、胡錦涛政権が発足した1年目にあって、新しい施政方針を指導する思想である「科学的発展観」が打ち出された。

科学的な発展観とは、人間本位を中核思想として、全面的で協調のとれた持続可能な発展を目指すことであり、中国版の「持続的可能な発展」とも呼ばれるものである。具体的に、①人間本位の発展観(人を重視する)②全面的な発展観(経済、社会、政治、文化、生態環境のあらゆる側面の発展)③協調の発展観(都市と農村、各地域、経済と社会、人と自然、国内と海外という5つの分野間発展の調和)④持続可能な発展観(今後の世代のことを配慮する)という4つの発展観が含まれている。つまり、人を

⁹³ 中国共産党の指導思想は、時代によって違ってくる。マルクスレーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、三つの代表という四つ異なる思想があった。

中心にして中国社会におけるあらゆる側面のバランスのとれた発展を目指すという新しい考え方である。そしてこれに基づいて「和諧社会」の構築という重要な目標が掲げられた。

2. 和諧社会

2004年9月、中国共産党第16期全国人民代表大会第4回全体会議では、「中国共産党中央が党の執政能力⁹⁴を強化することに関する決定」が公布され、その中で「現在及び今後とも、党の執政能力を高める主要な任務」の1つとして、「社会主義和諧社会を構築する能力」が挙げられた。そこから「和諧社会」という言葉は正式に中国政治において登場したきたのである。

2005年2月に開催された高級幹部專題研究・討論会において、胡錦濤主席は「中国社会主義和諧社会を構築することについて」という重要な講話を行った。2006年10月、中国共産党中央委員会によって「社会主義和諧社会の構築に関する若干の重大な問題の決定」が発表され、「和諧社会」理論の全体が明らかにされた。その中で社会主義和諧社会とは、民主、法治、公平、正義、誠実、信用、友愛、活気、安定、秩序に加えて人と自然が調和・共存する社会であると定義されている。

3. 新しい政策提起の意義

「和諧社会」の構築という新たな戦略は、中国にとってどのような意義を持っているのであろうか？中国社会科学院日本研究所の孫新副所長は次のように語っている。

まず、「理論上、中国では、和諧社会理論は社会主義初級段階、社会主義市場経済理論と並べる理論である⁹⁵」。

そして、実践上、①中国における小康社会（いくらかゆとりのある社会）の発展、②国際環境から数多くの難問への対応、③国家の安定、に関わっているのである⁹⁶。

つまり、社会主義市場経済への転換という経済体制改革と同様に、「和諧社会」の提起は中国が新しい歴史段階に進むことを意味しており、また、これによって国内外における問題を解決していくと中国政府は期待している。

⁹⁴ 党の執政能力とは、以下の能力を指している。①正しい理論、路線、方針、政策を提起及び運用する、②憲法と法律の制定及び実施を指導する、③合理的な指導制度及び指導方式を採用する、④国民を動員及び組織して法律に従って国家・社会・経済・文化の事業を管理する、⑤党・国家・軍隊を有効に治め、社会主義現代化国家を建設する。

⁹⁵ 孫(2011)、p.233

⁹⁶ 孫(2011)、pp.229-232

さらに政治的側面において、中国政府が「科学的発展観」及び「和諧社会」構築という新たな価値観を基盤とするイデオロギーで政治正統性の再構成を目論んでいるという見方もある⁹⁷。

その他の CSR への取り組み

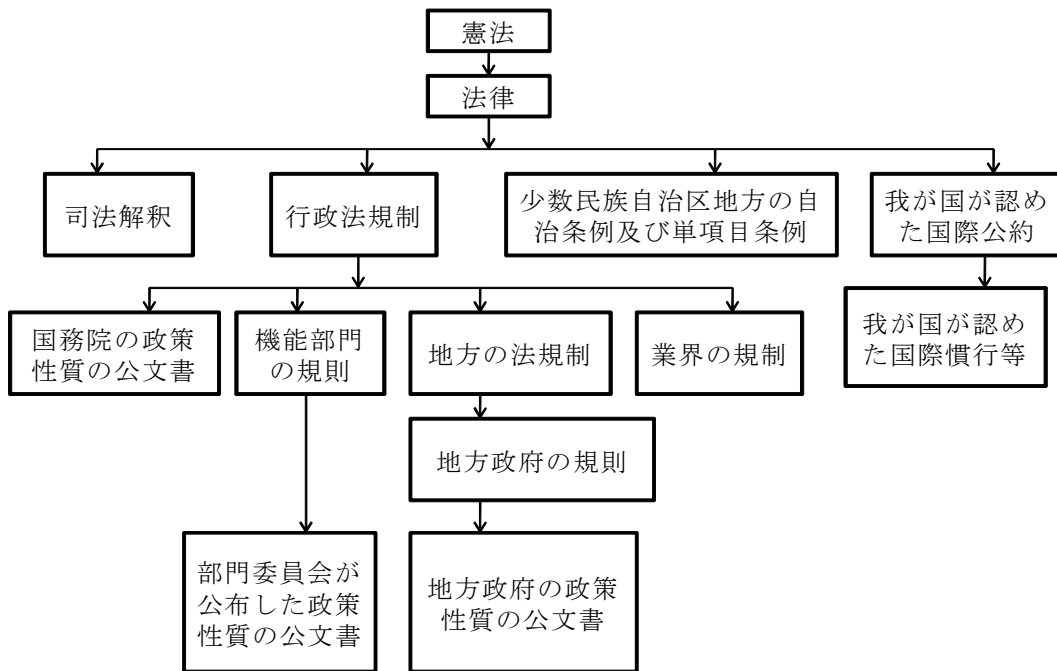
1. 法律の制定

中国の法規制のシステム及び制定主体は次のようになっている(図表 10)。

- 1) 憲法は全国人民代表大会である中国の最高国家権力機関によって制定される。
- 2) 法律は全国人民代表大会、または全国人民代表大会の常務委員会という上記の最高国家権力機関の常置する機関によって制定される。
- 3) 行政法規制は中国の最高国家行政機関である国務院によって制定される。
- 4) 法律と行政法規制を実施するため、国務院所属の部門及び委員会、地方政府及び地方人民代表大会によって、より細かい行政規則および地方法規制を制定し公布する。これらの詳細な規制に従って各組織は活動を行う。これらの規制の制定主体は異なるが、法的効力は同様である。

図表 10 中国における法律システム

⁹⁷ 佐々木(2011)、p.4、渡辺「現代中国政治体制における正統性原理の再構成」、中国国内及び海外における政治に関連する文献では、このような見解が多く述べられた。ここでは、王(2007)について整理してみる。今までの中国政府の正統性には、①1921年から1978年まで、マルクス・レーニン主義のイデオロギーに基づいて政府の政治正統性が成立した。②1978年から1990年までの経済成長は政治正統性の主要な柱となっていた。しかし、1990年以降、環境破壊、資源不足などは経済発展の制約要因として顕在化している。また、教育、社会保障、医療保障などの社会問題を解決するために改革を進めているが、格差社会の拡大、雇用問題、企業不祥事の頻発等によって国民の不満が高まっている。そこで、政府は政治正統性の衰退を認識し、国民が抱える問題に取り組み、国民の支持を回復しようとして「科学的発展観」及び「和諧社会」といったイデオロギーで正統性の再構築に努めているのである(王、2007、pp. 87-88)。



(出典:鐘・張、2010、p.3)

また社会問題の解決策として、中国政府は1994年以来、年度ごとに少なくとも1つのCSR関連する法律を制定している。現在、憲法⁹⁸に基づき、図表11に示したCSRの関連法律が制定され、各ステークホルダーに対して、法律に定められた人権、労使慣行、安全生産、環境保護、消費者保護等の責任を負わなければならない。図表11に表示されている法律の制定及び改正年度(または改正中)を見ればわかるように、その多くは2003年の中央政策が転換してから制定及び改正が行われたのである。

図表 11 中国におけるCSRに関連する法律

⁹⁸ 憲法では、「国家は生活環境と生態環境を保護・改善し、汚染と他の公害を防止及び処理する」、「労働保護を強化し、労働条件を改善する」、「定年退職者の生活は、国家及び社会によって保障される」、「婦人の権利及び利益を保護し、男女の同一労働同一報酬を実行し、婦人幹部を育成及び登用する」等の条例で環境、労働、人権、宗教保護等と明確に規定されている。

焦点	法規制
人権	障害者保護法（改正中）、未成年保護法（2007年改正）、婦女權益保護法（2005年改正）、
従業員（労使関係、安全生産）	労働法、就職促進法（改正中）、社会保険法（改正中）、労働契約法（2008年制定）、労働組合法、職業病防止法、安全生産法、鉱山安全法（改正中）、標準化法（改正中）
環境	環境保護法（改正中）、海洋環境保護法、環境影響評価法、固体廃棄物汚染防止法（2005年改正）、水汚染防止法、大気汚染防止法、省エネルギー法（改正中）、クリーン生産法（2003年）、鉱物資源法
消費者	消費者權益保護法、物権法（2007年制定）、製品品質法、反不正競争法（公平取引法、改正中）
腐敗防止	反洗銭法（マネーロンダリング防止法、2007年制定）
コミュニティ	公益事業寄付法
政府	企業所得税法（2008年制定）

（出典：各法律により筆者作成）

その中で①消費者權益保護、②安全生産、③環境保護の3つの主題に関連する法規制が最も整備されていると言われる。それは、中国で深刻化してきた社会問題のキーワードである「不良製品」、「安全生産」及び「環境汚染」と一致しており、これらの法律体系を健全化させようとしていることは、社会問題に積極的に対応し、取り組んでいる中国政府の努力が見られる。

法律が整っていくことのみならず、中央政府の政策転換によって、中国国内の各界はこれまでの経済成長至上主義から経済成長と環境や社会との調和をめざす持続可能な社会構築へと進み始め、各官庁・社会各界によって様々な活動が行われた。例えば、2005年から2008年までの国家環境保護総局（現、国家環境保護部、以下、「環境部」とする）による3回の「環境評価風暴⁹⁹」、2007年から2008年まで、環境部・銀行監督管理委員会・保険監督管理委員会等による「グリーン金融政策」・「グリーン

⁹⁹ 「環境評価風暴」とは、中国国家保護部（日本の環境省に相当する）が環境影響評価法に違反する企業に対して取締りを行った行政上の管理活動であった。2005年に、環境保護部が環境評価法の発行によって、環境アセスメント報告書の認可を得ないまま操業を行う大企業に対してダム建設等を含む13プロジェクトの中止を公布し、操業停止を命じ、責任を追及した。今まで環境保護管理当局の管理姿勢と異なっており、メディア等で大きく取り上げられ、国民に好評された。

保険政策」および「グリーン証券政策」の制定¹⁰⁰、資本市場における SRI (社会的責任投資) の登場¹⁰¹、中国公認会計士協会と ACCA による「コーポレート・ガバナンスと企業の社会的責任」シンポジウムの開催、コーポレート・シチズン工作委員会の「2004 年中国大陸慈善家排行榜 (ランキング)」、光明日報による第 1 回「光明公益賞」等の活動があげられ、「2005 年だけで、中国全土で、政府あるいはその関係機関が主催する CSR セミナーが 100 以上あったという¹⁰²」。

こうした政府の主導による中国社会に適応した CSR の導入を模索する実践活動や研究活動が展開されるようになり、中国の会計研究においても、以下で説明するように、2006 年から CSR 情報開示に関する研究が盛んになってきている。

2. 中国における CSR 情報開示の研究

中国語文献を取り扱う最大の学術サイト「中国期刊網」に、「CSR 情報開示 (中国語: 社会責任信息披露)」のキーワードを入力して検索すれば、200 余の CSR 情報開示に関する論文 (1999 年から 2011 年 12 月まで) の存在を確認できた。2005 年までは CSR 情報開示に関する論文が 8 本しかなかったが、2006 年以後、中国企業における CSR 報告書の急増等によって、学者のより意欲的な姿勢が見られる。

中国語文献では、初めて企業の CSR 情報開示の状況に関する実証研究は陳・馬 (2005) の「我国上市公司社会責任会計信息市場反応実証分析 (中国の資本市場における上場企業の CSR 会計情報に関する実証分析)」であった¹⁰³。

¹⁰⁰ 拙稿 (2009)、pp.201-204

¹⁰¹ 拙稿 (2009)、pp.210-212

¹⁰² 足立「発展途上地域における企業の社会的責任-急展開する中国の CSR」

<http://eco.goo.ne.jp/business/csr/asia/clm23.html> 2012 年 3 月より

¹⁰³ 欧米の研究と異なり、中国では、社会貢献率という特有な代理変数が用いられる。社会貢献率がはじめて提起されたのは 1995 年であった。当時、中国財政部は企業の経營業績評価システムを公開し、企業業績の評価指標として「社会累積率」および「社会貢献率」の 2 つの指標を設定し、企業評価システムに盛り込んだ。社会貢献率の計算式は「社会貢献率 = 企業の社会貢献総額 / 平均資産額」であるが、その中の企業の社会貢献総額は、「給料 + 退職金・年金・福祉厚生を含む支出 + 利息の正味支出額 + 増値税・営業税・消費税・所得税等の税金 + 付加費用 + 純利益 (国家に納入した分)」の合計金額となる。近年、この指標が再び注目されたきっかけとは、後述する上海証券取引所が 2008 年 5 月に、「上場企業の社会的責任履行の強化に関する通知」において、これと類似指標が取り込まれたからである。社会貢献率を用いて彼らは、上記の計算式を変換し、4 つの代理変数を作成した。すなわち①政府への貢献率 = (支払った税金 - 税金返還) / 営業キャッシュ・フロー、②従業員への貢献率 = (従業員に支払った現金 + 従業員のための支出) / 売上高、③投資者への貢献率 = (配当金 + 利息) / 売上高、④その他のステークホルダーへの貢献率 = (環境保護費用 + 寄付支出 + スポンサー費用) / 売上高、と設定している。そして、企業価値を表す変数として、財務報告書発行後の 1 カ月以内の平均株価を用いた。線形モデルで回帰分析を

当時、中国企業には開示された独立した CSR 報告書が少ないため、上場企業の 2003 年度年次報告において開示された CSR 会計情報を対象にして実証研究が行われた。彼らは、線形モデルで回帰分析を行い、CSR 情報開示と企業価値の関係について、「相関関係が見られない」という結論をつけた。つまり、中国における CSR 情報開示の急増は経済的な動因と結び付け難いともいえる。

しかし、CSR 情報開示と企業価値(株価、または TobinQ を用いる場合)と関連づける実証研究では、例えば、朱¹⁰⁴の「曖昧で相関関係が見られない」、邹・王¹⁰⁵の「政府への貢献率という指標が企業価値との因果関係がある」、李¹⁰⁶の「従業員への貢献率という指標が企業価値と有意義な関係がある」という結論しか得られなかった。

「政府への貢献率」及び「従業員への貢献率」が高い企業は、もともと税金や従業員の給与が高くて業績の良い企業であるはずなので、CSR 情報開示をしているから、企業価値が高くなることではないという疑問が残る。これらの実証研究の結論から、中国において、CSR 情報開示が資本市場において企業に利益をもたらすという経済的配慮の動機¹⁰⁷とはあまり結びつけられないと思われる。

以上、本章において述べてきたように、社会主義市場経済理論の下で国有企業改革が行われ、それは CSR 情報開示の変化を誘発することになってきたのである。また、現政府の主導下で、中国では CSR が一気に普及し、盛んに提唱されるようになってきている。次章では、「科学的発展観」と「和諧社会」構築の影響のもとで、中国の企

行い、CSR 情報開示と企業価値の関係について、「相関関係が見られない」という結論をつけた。

¹⁰⁴ 朱(2009)彼は、浙江省の民営企業のみをサンプルとし、陳・馬の研究と同じ代理変数を使って研究を行った。彼の研究によって、「曖昧で関係性が見られないが、陳・馬の研究より高い関係性を示したデータが得られた」という。

¹⁰⁵ 邹・王(2008)は、企業価値の評価変数を変え(市場評価指標として TobinQ を用いる)、深セン証券取引所における上場企業の 2006 年度財務報告書を実証的に分析した結果、4 つの社会貢献率の中、「政府への貢献率」と企業価値とは「有意義な因果関係を有している」と結論が得られた。

¹⁰⁶ 李(2009)彼は、上場企業が発表した 2008 年度の 433 冊の CSR 報告書を対象とし、実証的分析をした。その分析結果によって、「従業員への貢献率」と企業価値とは「有意義な関係性がある」と結論をつけた。

¹⁰⁷ 近年、CSR 情報開示に積極的に取り組む目的が多様化する動きが出てきている。『KPMG CSR 報告に関する国際調査 2011』によれば、世界トップ 250 企業の「ほぼ半数が、CSR への取り組みを通じて経済的利益を得られることを既に明らかにしている(p.18)」。2008 年調査と比べ、CSR 報告を動機づけるものは報告企業にとっての重要度の順位に変化がみられる。つまり、世界的に「評判またはブランドへの配慮」が最上位のドライバーになっており、2008 年調査で 2 位を占めていた「経済的な理由」を挙げた企業は「従業員のモチベーション」、「イノベーション及び学習」より少なく、「経済的配慮」の重要度は第 7 位まで落ちている(pp.18-19)。

業外部者は企業に対して何を要請しているのかを整理していこう。

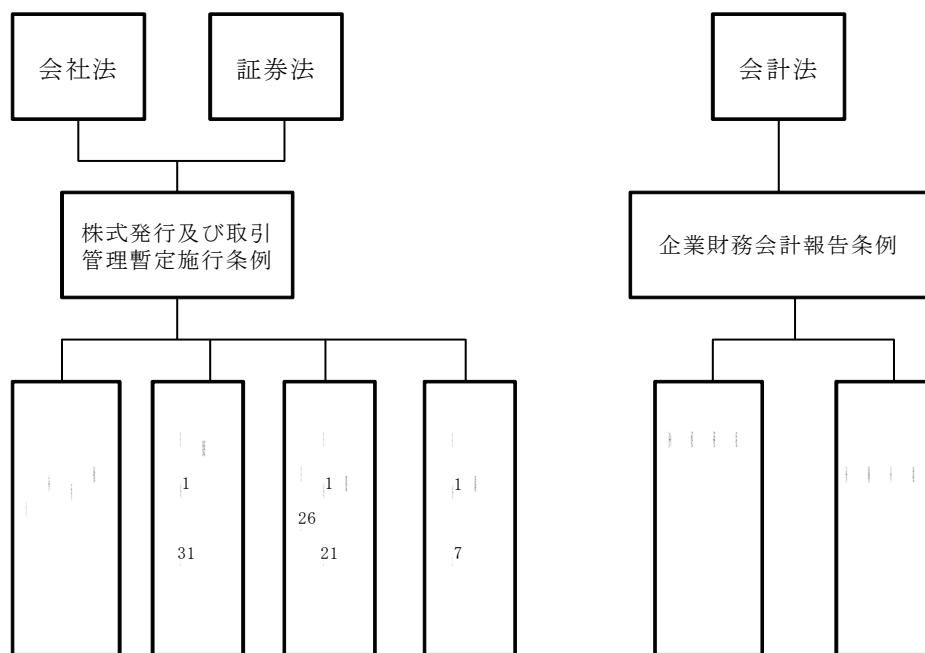
4 CSR 情報開示の制度

本章では、まず、制度会計及び行政管理の側面において、企業への CSR 情報開示の要請を整理し、開示すべき内容を体系的に把握する。

財務諸表の CSR 情報開示に関する法規制

中国企業の財務諸表を規範化する法規制とは、主に「会社法」、「証券法」および「会計法」の 3 つの法律¹⁰⁸と、これらの法律に基づいて定められた行政法規制がある。下記の図表 12 で示したように、中国企業における会計情報開示の規制体系は「会社法」、「証券法」及び「会計法」のもとで構築されている。

図表 12 中国企業における情報開示の規制体系



(筆者作成)

まず、これらの制定主体について少し説明を行う。前章においてもまとめているが、中国法律の制定主体は中国人民代表大会またはその常務委員会になる。したがって、「会社法」、「証券法」及び「会計法」はこれらの機関によって作られる最も高いレ

¹⁰⁸ 「会社法」、「証券法」及び「会計法」以外に、「企業所得税法」、「刑法」等があげられるが、情報開示という観点から、「会計法」、「証券法」、「会計法」が最も関連があるため、本論文では、これらの法律のみ取り上げている。

ベルのものとなっている。

その下にある2つの条例、「株式発行及び取引管理暫定施行条例」及び「企業財務会計報告条例」は国務院によって定められた。

「会社法」、「証券法」及び「株式発行及び取引管理暫定施行条例」に基づき、主に証監会は証券発行・上場企業を規範する規制・規則を定める。これに対して、「会計法」及び「企業財務会計報告条例」に基づき、すべての企業の会計計算・会計行為を規範化する規制・規則を定めた制定主体は財政部である。

なお、図表 12 において、一番下に置かれた7つのブロックは、最も具体的な各規制を指しており、それらの名称を区別しやすいように、略称のみを記載している。さて以下では上記の図表 12 に沿って中国上場企業の CSR 情報開示に関連する法規制を整理して説明する。

「会社法」および「証券法」

「会社法」は1993年に制定され1994年から施行されている。その内容は、①企業の法的地位を規定する、②企業の組織関係を調整する、③企業の設立・変更及び廃止などの他、経営プロセスにおける企業活動を規範化する法律である。これに対して、1998年に制定された「証券法」は証券の発行及び取引行為を規範化する法律となっている。

1. 「会社法」

2005年の改正によって、旧法の「現代企業制度を確立する」という「会社法」の制定目的、そして、旧法における第5条、第6条、第7条の国有企業株式制度の改革に関する規定が削除された。その代わりに、「会社法」の第5条において、「会社は経営活動をする際に、法律・行政法規・社会公德・商業道徳を遵守しなければならない。誠実かつ信用できる会社となり、政府及び社会公衆の監督を受け入れ、社会的責任を引き受けなければならない」と規定され、中国企業が社会的責任を負わなければならないことが明確に定められた。つまり、今回の改定では、今まで行われた中国企業制度改革がほぼ完成し、今後、中国企業を現代企業として見なし、企業の社会的役割を認識し、CSRを担う必要があることを意味していると考えられる。中国における法律条文の中で、最初に企業が社会的責任を履行すべきであると規定されたのはこの法律であり、きわめて重大な意味を持ち、国内外で高く評価されている。

また企業を取り巻く各ステークホルダーに対して、「会社法」は①中小株主利益の保護、②債権者利益の保護、③従業員利益の保護を強調している(図表 13)。

図表 13 「会社法」における中小株主・債権者・従業員の利益の保護に関する規制

ステークホルダー	条例内容
中小株主利益の保護	<p>第 98 条(定款等の閲覧権) 株主は、会社定款、株主名簿、社債原簿、株主総会議事録、取締役会決議、監査会決議及び財務会計報告書を開覧し、会社の経営について提案又は質問を提出する権利を有する。</p> <p>第 106 条(累積投票制)</p>
債権者利益の保護	<p>第 21 条(支配株主等の地位濫用の禁止) 第 22 条(決議等の法律違反)</p>
従業員利益の保護	<p>第 17 条(従業員に対する義務) 会社は、従業員の適法な權益を保護し、法に従い従業員と労働契約を締結し、社会保険に加入し、労働保護を強化し、安全生産を実現させなければならない。 会社は、多様な形式を用いて、会社従業員の職業教育及び職務訓練を強化し、従業員の資質を向上させなければならない。</p> <p>第 18 条(労働組合) 会社の従業員は、「中華人民共和国労働組合法」に従い労働組合を結成し、労働組合活動を行い、従業員の適法な權益を維持・保護する。 会社は、自社の労働組合に必要な活動条件を提供しなければならない。 会社の労働組合は、従業員を代表して、従業員の労働報酬、労働時間、福利、保険及び労働安全衛生等の事項について法により会社と集団契約を締結する。 会社は、憲法及び関連する法律の規定に基づき、従業員代表大会又はその他の形式を通じて、民主的な管理を実行する。会社が再編及び経営に関する重大問題を検討して決定する、又は重要な規則制度を制定する場合は、会社の労働組合の意見を聴取し、かつ従業員代表大会又はその他の形式を通じて従業員の意見及び提案を聴取しなければならない。</p> <p>第 109 条(取締役会の構成) 取締役会の構成員には、会社の従業員代表を入れることができる。取締役会のうちの従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙により選出する。</p> <p>第 118 条(株式会社監査役会の構成) 監査役会は、株主代表及び適当な比率の会社の従業員代表を含まなければならない。そのうち、従業員代表の比率は 3 分の 1 を下回ってはならない。具体的な比率は会社定款に定める。監査役会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。</p>

(出典:「会社法」及び「中華人民共和国会社法」(日本語)¹⁰⁹により筆者作成)

「会社法」はまた会社制企業の情報開示に対して次のように規定した。

¹⁰⁹ 「中華人民共和国会社法」(日本語版、2008)を参考にして、言葉を若干修正した。

1) 株式公開時の開示

目論見書¹¹⁰を公告しなければならない(第 86 条)。

2) 継続開示

① 財務会計報告を作成する方針¹¹¹(第 165 条)。

② 財務会計報告を公告する等の方針¹¹²(第 166 条)。

3) 上場企業の情報開示への特別規定

上場企業は取締役会秘書を置き、上場企業の株主総会及び取締役会会議の準備、文書保管及び株主資料の管理、並びに情報開示事務等を行わせる(第124条)。

2. 「証券法」

「証券法」では、情報開示については第 63 条において「発行人及び上場企業が法律に従って開示する情報は、真実性、正確性、完全性を具備しなければならない、虚偽記載及び誤解を生じさせる記述または重大な遺漏があってはならない」と全体的な方針が明確されたうえで、第 64 条から第 72 条まで、合計 9 つの条文において、開示書類、開示時期、開示内容、開示媒体、監督機関の責任及び上場中止の処置が定められた(図表 14)。

図表 14 「証券法」における企業情報開示に関する規定

開示書類	①株式公开发行の開示書類:株式会社を設立して株式を公开发行する場合及び会社 が新株を公开发行する場合には、目論見書(申請原稿)を提出してから事前開示を行わ なければならない(第 12 条、第 21 条、第 25 条) ②継続開示書類:定期報告書(年度報告書及び中間報告書)、臨時報告書	
開示媒体	①国務院証券監督管理機関の指定媒体での開示 ②会社内、証券取引所での開示	
開示	目論見書	内容に関する規定がない
	年度報告書	①開示時期:会計年度が終了日より 4 カ月以内

¹¹⁰ 目論見書には、①発起人が引き受ける株式数②各株式の券面額と発行価額③無記名株券の発行総数④募集資金の用途⑤株式引受人の権利及び義務⑥当該株式募集の開始及び終了の時期、並びに期間内に全部の引受が完了しない場合には株式引受人はすでに引き受けた株式の取消ができることの説明を記載しなければならない、発起人が作成した会社定款を添付すると規定された(第 87 条)。

¹¹¹ 会社は、毎会計年度終了時に、財務会計報告を作成し、法により会計士事務所の監査を受けなければならない。財務会計報告は、法律、行政法規及び国務院財政部門の規定に従って作成しなければならない。

¹¹² 株式会社の財務会計報告は、株主総会の定時総会開催の 20 日前までに、自社に備え付け、株主の閲覧に供しなければならない。株券を公开发行した株式会社は、財務会計報告を公告しなければならない。

内容	(第 66 条)	②報告書の内容:会社概況、年次財務報告及び経営状況、取締役会、監査役会及び高級管理職員の略歴並びにその持株状況、発行済株式・証券の状況(株主トップ 10 のリスト及び持ち株状況)、会社の実質支配者、国務院証券監督管理機構が規定したその他の事項	
	中間報告書 (第 65 条)	①開示時期:各会計年度の上半期の終了日より 2 か月以内 ②報告書の内容:中間財務報告及び経営状況、重大な訴訟事項、発行済株式・証券の変動状況、株主総会に提出し審議した重要事項、国務院証券監督管理機構が規定したその他の事項	
	臨時報告書 (第 67 条)	株式価格に比較的大きな影響を生じさせる可能性がある重大な事件が発生し、投資者がまだこれを知らない場合、直ちに当該重要事実の関連状況につき国務院証券監督管理機構及び証券取引所に臨時報告を提出し、かつ公告する。その事実の原因、現在の状況及び生じる可能性のある法的効果を説明しなければならない。	
監督	継続開示	保証	①取締役会及び高級管理職員は定期報告書について、書面にて確認意見を書き込み、署名しなければならない。②監査役会は定期報告書の審査を行い、書面にて審査意見を書き込み、署名しなければならない。③取締役会、監査役会、高級管理職員は開示される情報の真実性、正確性及び完全性を保証しなければならない(第 68 条)。
		責任	①虚偽記載及び誤解を生じさせるおそれのある記述または重大な遺漏があり、これにより証券取引において投資者に損害を与えた場合、発行者及び上場企業は賠償責任を負うものとする。②発行者及び上場企業の取締役、監査役、高級管理職員並びに保証推薦人、元引受証券会社は、発行者、上場企業とともに連帯して賠償責任を負わなければならない。③発行者、上場企業の支配株主、実質支配者に過失がある場合は、発行者、上場企業とともに連帯して賠償責任を負わなければならない(第 69 条)。

(出典:「証券法」により筆者作成)

また、臨時報告において、株主の利益保護という観点から、「重大な事項」が何を指しているかを下記のように制定された。

図表 15 臨時報告の開示基準

<p>①会社の経営方針及び経営範囲の著しい変化</p> <p>②会社の重大な投資行為及び重大な財産購入の決定</p> <p>③会社が重要な契約を締結し、会社の資産、負債、権益並びに経営成果に重大な影響を生じさせる可能性がある場合</p> <p>④会社に重大な債務又は未弁済かつ期限到来済の重大債務に関し違約状況が発生した場合</p> <p>⑤会社に重大な損失が発生し又は重大な損害を被った場合</p> <p>⑥会社の生産経営の外的条件に重大な変化が生じた場合</p> <p>⑦会社の取締役、3 分の 1 以上の監査役または社長に変動が生じた場合</p> <p>⑧会社の 5%以上の株式を保有する株主又は実質支配者の株式保有状況又は会社支配の状況に比較的大きな変動が生じた場合</p> <p>⑨会社の減資、合併、分立、解散及び破産申請の決定</p> <p>⑩会社にかかわる重大な訴訟により、株主総会又は取締役会決議が法により抹消され、又は無効を宣言された場合</p> <p>⑪会社に犯罪の疑いがあり司法機関から立件調査されている場合、又は会社の取締役、監査役、高級管理職員に犯罪の疑いがあり司法機関から強制措置を受けている場合</p>
--

⑫ 国務院証券監督管理機構が規定するその他の事項

(出典:「証券法」の第 67 条により筆者作成)

1) 「株式発行及び取引管理暫定施行条例」(以下、「施行条例」とする)

「施行条例」は、「証券法」に基づいて「投資者の合法的権益及び社会大衆の利益を保護する(第 1 条)」ために制定されている。この「施行条例」は①総則(第 1 章)②株式の発行(第 2 章)③株式の取引(第 3 章)④上場企業の買収(第 4 章)⑤保管・清算及び譲渡(第 5 章)⑥上場企業の情報開示(第 6 章)⑦調査及び処罰(第 7 章)⑧異議の仲裁(第 8 章)⑨附則(第 9 章)から構成されている。

第 6 章の上場企業の情報開示において、上場企業の年次報告及び中間報告、臨時報告¹¹³の提出及び公告が定められている。

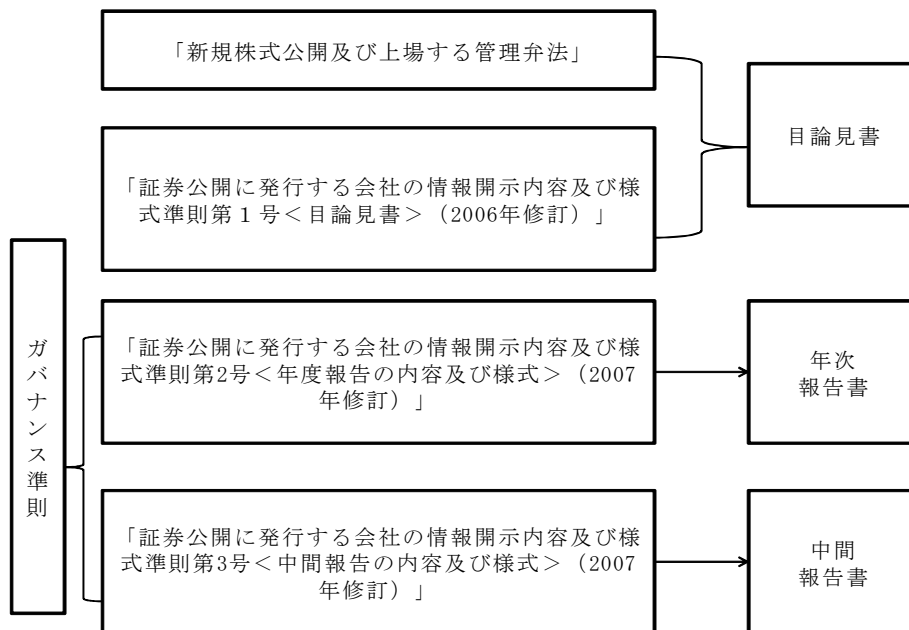
2) 具体的な規制

「会社法」、「証券法」、「施行条例」に基づき、「①管理弁法、②通知、③手引き等」、「内容及び様式準則(第 1 号～第 31 号)」、「編成規則(第 1 号～第 21 号、第 26 号)」、「規範解答(第 1 号～第 7 号)」、などの合計 380 以上の規範性公文書が細かく制定されている。

現在、制度により中国上場企業の情報公開は最も重要な報告として、①事前開示に当たる目論見書、及び②継続開示に当たる定期報告(主に年次報告及び中間報告)となっている。上述した 380 以上の公文書をすべて整理し、最も上場企業の CSR 情報開示と関連する公文書は図表 16 で示している。

図表 16 目論見書、年次報告及び中間報告に関する主な規範性公文書

¹¹³ 「施行条例」は 1993 年に国務院によって制定されて、その後改正されたことがない。「施行条例」では、「臨時報告」という言葉が使われていないが、「重大な事項に関する報告を提出する」という文章から「臨時報告」であると推測できる。



(出典:筆者作成)

① 目論見書

目論見書を定める公文書が図表16で示しているように2つある。1つは「新規株式公開及び上場する管理弁法」(以下、「管理弁法」とする)であり、もう1つは「証券公開に発行する会社の情報開示内容及び様式準則第1号<目論見書>(2006年修訂)」(以下、「目論見書の内容及び様式」とする)である。

まず、「管理弁法」は情報開示(第4章)のみならず、発行条件(第2章)、発行手続き(第3章)、管理及び処罰(第5章)の規定も定めている。つまり、株式の発行による上場に関する一連の活動を規範する公文書となっている。図表17で示しているように、「管理弁法」では、発行者の法律遵守、調達資金の用途の法律遵守、または投資者の保護、社会公共利益の保護に関する規定が定められているのである。

図表 17 「新規株式公開及び上場する管理弁法」における CSR 情報開示

第 25 条 証券発行者は以下の行為があってはならない。①略、②3年以内に工商、税収、土地、環境保護、海関及びその他の法律、行政法規の重い処罰を受けた、③～⑤略、⑥投資者の合法的權益及び社会公共利益に損害を与えた。
第 40 条 調達される資金は国家産業政策、投資管理、環境保護、土地管理及びその他の法律、法規制の規定に遵守しなければならない。
第 54 条 準則において明確に規定したかどうかに関らず、投資者の意思決定に重大な影響を与える情報であれば、開示すべきである。

(出典:「新規株式公開及び上場する管理弁法」により筆者作成)

そして目論見書についてであるが、それは次のように 15 の部分から構成されている。

- ① カバー・目次等
- ② 目論見書の概要
- ③ 株式発行概況
- ④ リスク要素
- ⑤ 発起人の基本状況
- ⑥ 業務及び技術
- ⑦ 業界競争及び関連者取引
- ⑧ 取締役・監査役・高級管理職員及び重要な技術職員
- ⑨ コーポレート・ガバナンス
- ⑩ 財務会計情報
- ⑪ 管理層の分析及び討議
- ⑫ 企業発展のビジョン
- ⑬ 調達資金の運用
- ⑭ 配当政策
- ⑮ その他の重要事項

その中で、投資者保護の視点からのリスク要素、ガバナンス、従業員、環境保護等情報の開示が要求されている。

図表 18 「目論見書の内容及び様式」における CSR 開示の規定(要約)

第 4 節 リスク要素

第 27 条 発起人は重要性原則に従い、順に直接または間接に発起人の生産経営状況、財務状況及び持続経営能力に重大な影響のすべての要素を開示しなければならない。発起人は開示する要因を定量的に分析すべきであり、定量的に分析できない要素を適切な定性記述を行わなければならない。

第 28 条 企業リスク要素は少なくとも、①市場に関連するリスク、②経営業績に関連するリスク、③内部統制に関連するリスク、④技術に関連するリスク、⑤投資に関連するリスク、⑥法律・政策に関連するリスク、⑦持続的経営に関連するリスク、が含まれている。

第 5 節 発起人の基本状況

第 39 条 従業員・福祉厚生状況の開示

第 6 節 業務及び技術

第 44 条 重要性原則によって重要な営業活動の具体的な状況の開示。その中での ⑦ 高リスク、重汚染が存在する状況等

第 49 条 主要な製品及びサービスの品質状況、例えば、品質基準、措置、品質に関連する事件等

第 9 節 コーポレート・ガバナンス

第 66 条～第 69 条 株式総会、取締役会・監査役会、外部取締役、取締役秘書に関する制度の構築及びこれらの制度を健全に運用する状況、取締役会・監査役会・外部取締役・取締役秘書の職員構成、戦略・監査・指名・報酬及び業績評価との各専門委員会の設置状況、企業の 3 年内の違法状況、管理層が内部統制の完全性・合理性及び有効性に対する自己評価とそれに対する公認会計士の監査意見等

第 15 節 その他の重要事項

第 106 条 調達された資金の運用：①～④略、⑤投資のプロジェクトは環境保護問題が起こる可能性があれば、取った措置及び資金が投入した状況

(出典：「目論見書の内容及び様式」により筆者作成)

② 年次報告

上記の図表 16 で示されているように、年次報告は主に「証券を公開発行する会社の情報開示内容及び様式準則第 2 号〈年次報告の内容及び様式〉(2007 年修訂)」(以下、「年次報告の内容及び様式」とする)にしたがって開示される。

-
- ①重要な注意事項及び目次
 - ②会社の基本情況の紹介
 - ③重要な会計指標と業務指標のまとめ
 - ④株主資本の変動および株主情況
 - ⑤取締役・監査役・経営管理層構成及び従業員の情況
 - ⑥ガバナンス状況
 - ⑦株主総会状況の紹介
 - ⑧取締役会報告
 - ⑨監査役会報告
 - ⑩重要事項
 - ⑪財務報告
 - ⑫そのたの資料等
-

その中、CSR 情報開示が最も多く含まれる部分とは、⑥のガバナンス状況、⑧の取締役会報告及び⑩の重要事項となっている。

● ガバナンス

図表 19 年次報告におけるガバナンスの情報開示(要約)

<p>第6節(第27条～第31条)コーポレート・ガバナンスに関する情報開示</p> <p>第27条 上場企業はガバナンス状況を公開しなければならない。証監会の規定にしたがってガバナンスの実際状況を説明し、規定との差異が存在しているかどうかを明確に示し、差異があれば、説明しなければならない。</p> <p>第28条 外部取締役の職責を履行する状況(同「ガバナンス準則」第91条の③、後述する)</p> <p>第29条 上場企業は支配株主との業務、職員、資産、機構及び財務等の側面に分離できるかどうか、または、独立した業務及び経営があるかどうかを説明しなければならない。確実に分離しているなら、明示すべきである。完全に分離していない場合では、企業に与える影響を説明し、その改善措置を開示しなければならない。</p> <p>第30条 生産経営の統制、財務管理の統制及び情報開示の統制等の内部統制制度の構築及び健全性を説明しなければならない。中央企業が支配する上場企業、金融類上場企業及び条件が整えている上場企業に対して、取締役会が監査機関の監査付きの企業内部統制自己評価報告書の開示が望ましい。</p> <p>第31条 報告期間中の高級管理職員に対する業績評価及び奨励メカニズム、奨励制度の構築及び施行状況</p>

(出典:「年次報告の内容及び様式」より筆者作成)

● 取締役会報告

図表 20 年次報告における取締役会報告の情報開示(要約)

<p>第33条 取締役会報告において、財務会計報告及びその他の必要な集計データ、また、報告期間中生じたあるいは生じる可能性がある重大な事項について、討議及び分析を行わなければならない。投資者が経営成績や財務状況(キャッシュ・フローを含む)への理解に</p>

一助をする。討議及び分析は単なる財務報告の内容を復唱してはならない。財務会計報告に関する企業における将来の経営成績及び財務状況に影響を与える重大な事項及び不確定の要因に説明する重点を置くべきである。報告期間中に重要な影響を生じたが将来に影響を与えない事項、または、当期への影響はないが、将来に重要な影響を与える事項等を含める。その内容は少なくとも以下のものを包括しなければならない。

1. 報告期間中の企業経営情報に関する
2. 企業の未来発展に関する①業界の発展趨勢及び直面する競争②管理層が重要視している企業発展のチャンス、発展戦略、開拓しようとする新業務、開発しようとする新製品等の状況開示③戦略の実現に要する資金及びその調達方法等、重大な資金支出計画、既存業務に要する資金の維持方法等④重要性原則に従って企業発展に対するすべてのリスク要素の開示

(出典:「年次報告の内容及び様式」より筆者作成)

● 重要事項

図表 21 年次報告における重要事項の情報開示(要約)

- 第40条** 重大な訴訟、仲裁事項の状況、金額に関する情報、訴訟及び仲裁がなければ、明示すべきである。
- 第41条** 報告期間中に破産・再編等の関連事項
- 第42条** 他の企業・銀行・証券会社・保険会社等の株式に関する持ち株の構成、変動、収益、計上科目等の関連情報
- 第43条** 報告期間中の買収・合併等の関連情報
- 第44条** 株権激励政策に関連する報告期間の情報
- 第45条** 報告期間中に発生した重大な関連者取引
- 第46条** 重大な契約及びその履行状況
- 第47条** 持ち株が5%以上の株主の承諾事項の発生(例えば、株式改革における非流通株から流通株への変更など)
- 第48条** 会計事務所に関連する情報、例えば、変更、監査費用
- 第49条** 企業、取締役、監査役、高級管理職員、支配株主、実質の支配者、買収人が立件調査され、司法機関から強制措置を受ける等に関する情報
- 第50条** その他の重要事項

(出典:「年次報告の内容及び様式」より筆者作成)

③ 中間報告

中間報告は「証券公開に発行する会社の情報開示内容及び様式準則第3号<中間報告の内容及び様式準則>(2007年修訂)」(以下、「中間報告の内容及び様式」とする)。

-
- ① 重要な注意事項及び目次
 - ② 会社の基本状況の紹介
 - ③ 株主資本の変動および株主状況
 - ④ 取締役・監査役・高級管理職員状況
 - ⑤ 取締役会報告
 - ⑥ 重要事項
 - ⑦ 財務報告
 - ⑧ その他の資料等
-

中間報告においては、ガバナンス情報の開示に対して、年次報告と違って単独の章節を設けず、「重要事項」の部分において、「実際のガバナンス状況は証監会の関連する規定とは差異が存在する場合であれば、その差異の内容及び改善措置を開示しなければならない(第36条)」と定められた。

また、年次報告において取締役等と並行に開示される従業員の状況は、中間報告では要求されていない。取締役会報告及び重要事項の開示が残されている。重要事項に関しては、ほぼ年次報告と同じ規定が並んでいるが、取締役会報告書の開示方針(第29条)は上記の年次報告(第33条)と一貫しているが、年次報告における要求される予測情報の開示がなくなったため、CSR情報の開示が少なくなることが推測できる。

④ ガバナンスに関する規定

年次報告においても中間報告においても、ガバナンス状況に関して、「実際のガバナンス状況と証監会の関連する規定とは差異があるかどうかを開示すべきである」と定められた。ここでの「証監会の関連する規定」とは2002月1月7日から施行された「ガバナンス準則」である。この準則は、「投資者保護の実現、上場企業の取締役・監査役・経営者等の高級管理職員が遵守すべき行動指針及び職業道徳を明確にするため」、作り上げられ、次のように構成されている。

-
- 第1章 株主及び株主総会（株主総会の規範、関連者取引の規範）
 - 第2章 支配株主及び上場企業（支配株主の規範、上場企業の独立性）
 - 第3章 取締役及び取締役会（取締役の選出・義務、取締役会の構成・職責・規則・外部取締役会制度等）
 - 第4章 監査役及び監査役会（監査役会構成・職責及び規則）
 - 第5章 業績評価及び激励メカニズム（取締役・監査役・高級管理職員の業績評価及び奨励・制約メカニズム）
 - 第6章 ステークホルダー（ステークホルダーとのコミュニケーション・情報提供等）
 - 第7章 情報開示及び透明性（継続開示、ガバナンス情報開示、株主権益開示）
 - 第8章 附則
-

その中の第7章は情報開示に関して詳細に規定している(図表22)。

図表 22 「ガバナンス準則」における情報開示

- | |
|---|
| <p>第87条 持続的に情報を開示することは上場企業の責任である。上場企業は法律・法規制及び会社の定款に厳格に従って真実に、正確に、完全に、適時に情報を開示しなければならない。</p> <p>第88条 上場企業は強制的な規定に従って情報を開示する以外に、自主的・タイムリーに株主及びその他のステークホルダーに実質的な影響を与えうるすべての情報を開示すべきである。すべての株主が情報を平等に入手できるように、企業は保証しなければならない。</p> <p>第89条 上場企業は開示される情報を理解しやすいようにしなければならない。情報利用者が経済的、便利な方式(例えば、インターネット)における情報収集を保証しなければならない。</p> |
|---|

第90条 上場企業の取締役会秘書は情報開示に関する事務を担当する。その事務は情報開示制度の構築、来訪接待、問い合わせの回答、株主との連絡、投資者に公開される情報を提供する等が含まれている。取締役会及び経営者は取締役会秘書の仕事を積極的に支持しなければならない。いかなる部門や個人は取締役会秘書の仕事を干渉してはならない。

第91条 ガバナンス情報には少なくとも以下の内容が含まれる。①取締役会・監査役会の職員及び構成②取締役会・監査役会の仕事及びその評価③外部取締役の仕事及びその評価、外部取締役の仕事状況と取締役会の出席状況、意見の発表、関連者取引・取締役及び高級管理職員の任免等事項への意見が含まれる④各専門委員会の構成及び仕事状況⑤ガバナンスの実際状況、それと本準則との差異及び差異が生じる原因⑥ガバナンスの改善への具体的な計画及び措置

第92条 上場企業は適時に持ち株比率が高い株主、そして一致する行動により実質に企業を支配できる、または実質の支配者に関する詳細資料を開示しなければならない。

第93条 上場企業は企業の株式変動の状況及びその他の株式変動に至る重要な事項を適時に把握しなければならない。

第94条 上場企業は支配株主が持ち株の増減及び担保、または企業の支配権が移転される時、上場企業及び支配株主はその情報をすべての株主を適時に開示しなければならない。

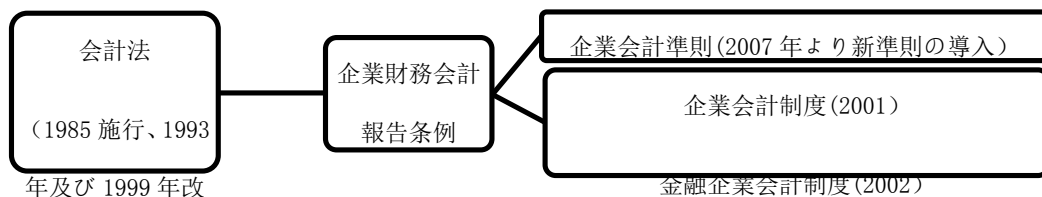
(出典:「ガバナンス準則」により筆者作成)

この準則の公布によって、中国企業の年次報告においてガバナンス情報の開示が要求されるようになってきている。沈・楊¹¹⁴の実証的分析によって、2002年以後、定期報告に開示されたCSR情報は著しく増加してきており、強制的な効力を持つ「ガバナンス準則」の制定と強い関係があるとされている。

「会計法」

中国における企業会計体系は次の図表 23 で示しているように、「会計法」、「企業財務会計報告条例」、「企業会計準則」及び「企業会計制度(3つ)」、そして、図表 23 には入れていない多くの規定から構成されている。

図表 23 中国における企業会計体系



(出典:各規制により筆者作成)

1. 「会計法」

「会計法」は「国家機関、社会団体、会社、企業、事業団体及び他の組織は本法に従って会計事務を処理しなければならない(第2条)」と定められ、つまり、中国におけるすべての組織の会計処理は「会計法」を遵守しなければならず、会計に関連する

¹¹⁴ 沈・楊(2008)

法律の中で、最もレベルが高い法律である。「会計法」は総則(第1章)、会計計算(第2章)、企業の会計計算における特別規定(第3章)、会計監査(第4章)、会計機構および会計人員(第5章)、法律責任(第6章)の合計52条の条文から構成されている。

「会計法」において、中国企業における開示される財務会計報告の構成が定められた。すなわち、「財務会計報告は会計報告、会計報告注記、財務状況説明書から構成されている(第20条)」。

2. 「企業財務会計報告条例」(以下、「報告条例」とする)

「報告条例」は「会計法」の内容を具体化したものであり、財務会計報告を規範する法規定である。「会計法」よりレベル低いが、一般に知られる中国企業会計準則より法的効力がある。「報告条例」は財務会計報告の真実かつ完全さを保証するために定められた(第1条)。財務会計報告の構成(第2章)、財務会計報告の編成(第3章)、財務会計報告の外部への開示(第4章)、主に虚偽の財務情報や重要な事実の隠ぺいに対する法的責任(第1章の総則および第5章)を規定した。外部への財務会計報告を作成・提供するすべての中国企業はこの条例が適用される。

第6条において、中国企業の財務会計報告は年次財務報告、中間財務報告、四半期財務報告、月次財務報告の4種類があると定められた(図表24)。

図表 24 財務会計報告の種類及び情報利用者

項目	具体的内容	
財務会計報告書の種類	年度財務報告	①会計報告----貸借対照表・損益計算書・キャッシュ・フロー計算書・その他の付属表
	中間財務報告	②会計報告注記 ③財務状況説明書 ④関連する付属表(第7条)----企業の財務状況・経営成果およびキャッシュ・フローの補足表であり、主に利益分配表および「会計制度」に規定されたその他の付属表(第12条)
	四半期財務報告	少なくとも貸借対照表・損益計算書の開示が要求されている。ただし、「会計制度」の規定によって、会計報告注記の作成が必要な企業は「会計制度」に従わなければならない(第8条)
	月次財務報告	
情報利用者	投資者(第32条)および各ステークホルダー(第36条)である。	

(出典:「報告条例」により筆者作成)

「報告条例」において特筆すべき条文としては、従業員への企業情報の説明を要請する法的責任である。これらについては、図表25に整理してまとめておくことにす

る。

図表 25 「報告条例」に関する情報開示及びステークホルダーへの報告

項目	具体的内容
従業員への企業情報の説明	国有企業、国有支配企業は少なくとも年に一度、従業員代表大会において財務会計報告を公開すべきである。その上で、次の項目に重点を置いて説明しなければならない(第 35 条)。 ①従業員の利益と密接な関係を反映する情報。すなわち、管理費用の構成状況、管理職員の報酬・福利、従業員報酬・福利費用の給付、使用及び残存状況、公益金の積立および使用状況 ¹¹⁵ 、利益分配の状況、その他の従業員利益に関わる情報など。 ②内部監査により発覚された問題点および改善状況 ③公認会計士の監査意見 ④国家監査機関の監査により発覚された問題点および改善状況 ⑤重要な投資、融資、資産処理の決定およびその原因に関する説明 ⑥その他の説明の必要な重要事項

(出典:「報告条例」により筆者作成)

3. 「企業会計制度」

「企業会計制度」は会計処理の方法、会計科目の内容、会計報告の様式などについて規定したもので、現在、前記の図表 23 で示した 3 種類がある。それらは適用される対象がそれぞれ異なっている¹¹⁶。中国では、会計基準の国際化が進むにつれ、2007 年より新基準を採用する企業はこの「企業会計制度」を採用しなくてよいことになっており、会計制度不要論も出ている¹¹⁷。

4. 「企業会計準則」

「企業会計準則」(以下、「会計準則」とする)は 2007 年 1 月 1 日からすべての上場企業、一部の非上場金融企業及び中央企業において適用される。つまり、現時点では、ほぼすべての大・中規模の中国企業は「会計準則」にしたがって会計処理、情報開示等を行っている。

¹¹⁵ 前述したように、「会社法」の改正により「公益金」制度が廃止された。

¹¹⁶ ①「金融企業会計制度」の適用対象は「銀行、信用組合、保険会社、証券会社、信託投資会社、先物会社、基金管理会社、リース会社、財務会社」となる。②「小企業会計制度」は「中国国内に設立された対外的に資金を調達せず、経営規模の比較的小さい企業」に適用される。③その以外の企業はすべて「企業会計制度」を適用することになる。

¹¹⁷ 神宮・李(2007)、p.260 しかし、なぜ、「企業会計準則」以外に「企業会計制度」を制定したかという点、「会計制度」が制定された当時、中国著名な会計学者葛家澍が「制度が中国において従来法規定の一部とみられ、強制性が強く表れるものである」と述べ(葛 2001、p.5)、中国財務部会計司の司長劉玉廷がこの観点を引用し「中国における会計の特徴とは、立法によって会計行為を規範することである(劉、2001、p.4)」と説明し、つまり、企業及び会計責任者に会計の法的効力が重要視させたい一面もあったからである。

「会計準則」は「基本準則」、「具体準則」及び「応用ガイドライン」から構成されている。「基本準則」は財務報告の作成及び表示のフレームワークであり、認識、測定及び報告の基本的な要求を明確にし、「具体準則」の制定を指導するという位置づけである。現在、中国会計の「具体準則」は 38 項目があり、企業における様々な取引に関する認識、測定及び報告の具体的な要求を規範化している。「応用ガイドライン」は「具体準則」における重点・難点といった問題の解釈、事例説明等を提供する。

基本準則では、財務諸表の使用者には、投資者、債権者、政府、その他の関係部門および社会公衆等が含まれる(総則の第 5 条)と定められた。「具体準則」及び「応用ガイドライン」の中で、CSR 情報開示に関連する項目は図表 26 に整理しまとめておく。

図表 26 「会計準則」における CSR 情報

項目	内容
第 4 号－固定資産	廃棄支出の計上
第 5 号－生物資産	公益性生物資産の増加
第 9 号－従業員給与報酬	①従業員給与報酬の内容の明瞭な開示 ②注記による明瞭な開示 ③退職給付規定の開示
第 10 号－企業年金基金	独立した開示
第 11 号－株式報酬	注記による明瞭な開示
第 16 号－政府補助金	①補助金の明瞭な会計処理 ②明瞭な開示
第 27 号－石油・天然ガス採掘	①新しく追加された準則 ②鉱区放棄の廃棄費用の計上

(出典:「具体準則」「応用ガイドライン」より筆者作成)

1) 環境保護

環境保護を配慮する新しく規定された準則は、①固定資産の廃棄に伴う支出の計上、②公益性生物資産の規定の増加、③石油・天然ガス採掘の新準則の追加があげられる。

まず、廃棄支出とは「国家の法律及び行政法規・国際公約の規定によって、企業が環境保護や生態圏回復の義務を負う際の支出」である。例えば、原子力発電所等の廃棄及び環境回復義務等がある(応用ガイドライン第 4 号-固定資産)。

そして、石油・天然ガス採掘に関する準則において、「具体準則第 13 号－偶発事象」での引当金の認識条件に合致する場合であれば、引当金として計上し、当該鉱区及び関連施設の帳簿価額を増加させなければならない。引当金の認識条件に合致しない場合、放棄時に発生した解体・運搬・現場整理等の支出を当期損益として

計上すべきである。

さらに、資源保護及び使用に関して、生物資産に関する準則に「公益性生産資産」が加えられ、「公益性生物資産(防護・環境保護を主な目的として保有している生物性資産)に対して、名目金額に基づき確定する(「具体準則第 5 条—生物資産)」と規定されている。石油・天然ガス採掘業の特別会計処理に関しては、新しく準則が作り上げられている。

2) 従業員給与報酬関連

これについては、上記の図表 26 で示されているように、①第 9 号、②第 10 号、③第 11 号がある。

第 3 章でも言及したように、「会社法」では、従業員福利費用に関する中国における特有な「公益金」の積立に関する規定が廃止された。その代わりに、まず、これらの 3 つの規定では、従業員に関連する支出が整理され、すべての定義が明確にさせた。貨幣支出及び非貨幣福祉支出、在職従業員及び退職人員、従業員本人への支出及び家族等の福祉支出、様々な支出が明瞭に会計処理及び開示が定められている。会計情報の透明性及び有用性を狙っている意図がうかがえる。

注記に開示すべき情報として、従業員給与報酬に関しては、次のようなものが含まれている(「具体準則第 9 条—従業員給与報酬」)

-
- ①従業員に支払うべき給与、賞与、手当および補助金、ならびに期末における未払金額
 - ②従業員のために納付すべき医療保険料、養老保険料、失業保険料、労災保険料、出産育児保険料などの社会保険料、および期末における未払金額
 - ③従業員のために積み立てるべき住宅積立金、および期末における未払金額
 - ④従業員のために提供する非貨幣性福利費、およびその計算根拠
 - ⑤支払うべき雇用関係の解除により給付される補償金、および期末における未払金額
 - ⑥そのた従業員給与報酬
-

そして、従業員給与報酬準則において、初めて退職給付に関して定義し(「応用ガイドライン第 9 号-従業員給与報酬」)、そして会計処理及び開示に明確に規定した。また、従業員給与報酬準則の第 8 条において、自発的な退職の提案¹¹⁸を受け入れた

¹¹⁸ 退職給付において、退職とは①企業側から雇用関係の解除及び②従業員の選択による自発的退職と 2 つの種類になる。

従業員の人数、補償基準等が未確定であるために生じる偶発債務については、「具体基準第 13 号—偶発事象」に基づき開示しなければならないと定められている。

従業員給与報酬と年金、株式報酬(従業員の激励政策によるストック・オプション等)とはっきり分けて準則が規定されている。

年金基金は会計主体として、認識、測定および開示しなければならないと規定され、その開示は貸借対照表、純資産変動表および注記が含まれると定められた。

株式報酬の開示に関しては、注記にて、次のような情報が要求されている。

-
- ①当期において付与、行使および失効した各持分金融商品の総額
 - ②期末において外部へ発行したストック・オプションまたはその他の持分金融商品の行使価格の範囲および契約残存期間
 - ③当期において行使されたストック・オプションまたはその他の持分金融商品の権利行使日の価格で計算した加重平均価格
 - ④持分金融商品の公正価値の確定方法
-

ただし、企業は、類似する性質の株式報酬に関する情報は一括して開示することができる」と規定されている。

また、株式報酬取引が当期の財政状態および経営成績に与える影響を注記にて開示しなければならず、少なくとも以下の情報を含むことと規定されている。

-
- ①当期において持分決済型の株式報酬取引により認識した費用総額
 - ②当期において現金決済型の株式報酬取引により認識した費用総額
 - ③当期において株式報酬取引によって受け取った従業員のサービスおよび他社のサービスの総額
-

3) 政府補助金

政府補助金も新しく加えられた準則であり、補助金の種類、定義、会計処理及び開示が明確に規定されている。その開示については、注記に開示すると要求され、内容は下記のような 3 つが含まれている。

-
- ①政府補助金の種類および金額
 - ②当期損益に計上した政府補助金の金額
 - ③当期において返還した政府補助金の金額および原因
-

その他の規定等

国有資産監督管理委員会の規定

2007 年 5 月 24 日、中央組織部、国資委は「国有企業の社会的責任を高め、和諧

社会の構築を促進する」というテーマの研究会を主催した。65社の中央企業の管理者が出席し、この会議で国家电网会社、トヨタ、ミシュランといった国内外のCSRに取り組んでいる企業のケース・スタディを行い、中国中央企業におけるCSR活動の展開に後押しをしていた。

2008年1月4日、国資委が「中央企業が社会責任を履行することに関する指導的な意見(2008年1号公文書)」(以下、「指導意見」とする)を公表した。国資委は中央企業を管理する直接の行政部門であるが、中央企業の投資者でもなる立場である。この「指導意見」において、中央企業の社会的責任が8つの分野に分けられ、規定されたうえ(図表27)、CSRの履行措置も明確にされた。

図表 27 「指導意見」によるCSR内容及び情報開示に関する規定

<p>CSR 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①法律遵守及び「誠信(企業の誠実かつ信用性)」経営 ②持続可能な収益能力の強化 ③製品品質及びサービス水準の着実な向上 ④資源の節約及び環境保護の強化 ⑤革新及び技術進歩の促進 ⑥生産安全の保障 ⑦従業員の合法的権益の保証 ⑧社会公益事業への参与
<p>CSR 情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ①CSR 報告書の定期的な公表 ②CSR の履行する現状、計画及び施策の公表 ③ステークホルダー・ダイアログメカニズム ④ステークホルダー・エンゲージメント方式の確立 ⑤ステークホルダーの意見にタイムリーに対応し、自主的にステークホルダーと社会の監督を受ける

(出典:「指導意見」により筆者作成)

その履行措置は5つ¹¹⁹があるが、その1つとして、CSR情報開示の制度を設けなければならないと規定された。この「指導意見」はCSR情報の強制的開示を規定するものではないが、「指導意見」が公布された同年、単独のCSR報告書を公表した中央企業は22社となっていた。最近の動向であるが、2011年11月に開催された中央企業の社会的責任会議において、国資委は2012年まで、すべての中央企業がCSR報告書の開示をしなければならないと要請している。また、国資委の研究局局長彭華崗は、今までの中央企業におけるCSR活動の特徴および問題点に焦点を当て、そ

¹¹⁹ 第6章の図表35に参照されたい。

それを改善するため、2012年に「中央企業の社会的責任工作手引き」を制定すると述べた¹²⁰。こうした動向によって中央企業におけるCSR情報開示のレベルアップは今後、ますます期待できるであろう。

上海および深セン証券取引所の規定

1. 上海証券取引所の規定

上海証券取引所が「上海証券取引所における上場企業の環境情報開示の手引き」を2008年5月に公布した。具体的に、環境情報に関する規定は図表28のとおりである。

図表 28 「上海証券取引所における上場企業の環境情報開示の手引き」

<p>事項発生後の2日以内に、その状況および、企業経営と投資者に生じる影響をタイムリーに開示</p>	<p>①企業は環境に重大な影響を与える建設プロジェクトを新築・改築・増築する場合 ②企業は環境法に違反したことにより環境保護部門に立件調査される、行政・刑事の処罰を受ける、政府部門に期限付の整頓・生産中止・閉鎖が命じられる場合 ③企業は環境問題によって重大な訴訟に及び、主要資産が差し押さえられ、資金が凍結され、抵当にとられ、質入れされる場合 ④企業は国家環境保護部門の汚染企業リストに載せられる場合 ⑤新しく公表される環境法律、法規、規約、業界政策が企業経営に重大な影響が生じる場合 ⑥その他の証券及び金融商品の価格に影響を及ぼす事件が起こった場合</p>
<p>火力発電、スチール、セメント、アルミ電解、鉍物開発など環境に大きなインパクトを与える業種</p>	<p>環境保護部の規定に従って企業が自主的に環境情報を開示すると同時に、企業が環境保護に対する投資、環境技術の開発状況を重点的に説明すべきである。</p>
<p>環境保護部門の汚染企業リストに載せられた上場企業に対して、リスト公表後2日以内に開示</p>	<p>①汚染物の名称、排出方式、排出量、排出量が基準を超える状況に関する説明 ②環境保護施設の建築と稼働状況 ③環境汚染事故への緊急対応策 ④汚染物排出の削減のため、施行される政策及び今後の措置</p>

(出典:「上海証券取引所における上場会社の環境情報披露手引き」より作成)

同年、「上場企業の2008年次報告の作成に関する通知」が公布され、その中、年次報告の開示と同時にCSR報告書の開示が推奨された。CSR報告書の開示を促進していく姿勢であった。

また、上記の規定では、①コーポレート・ガバナンスの規範ボードに属する230社、

¹²⁰ 新華網「專訪彭華崗: 国資委将發布企業社会責任新政」

http://news.xinhuanet.com/fortune/2012-01/10/c_122562336.htm 2012年3月より

②国内及び海外で同時に上場した 50 社、③金融業界の 21 社に対して、年次報告を開示すると同時に、CSR 報告書も公表すべきであると定められた。つまり、事実上、現時点では、これらの 301 社に対して CSR 報告書の公表は強制的に要求している¹²¹。また、上海証券取引所では、投資者およびその他のステークホルダーに、企業が創造した真の価値を伝えるため、年次報告において「社会貢献率(一株当たり社会貢献値)」の自主的な開示が唱えられた。一株あたり社会貢献値は第 2 章で説明された社会貢献率から変形されたものであり、計算式は次のようになっている。

一株あたり社会貢献値=(当期税引き後利益+企業所得税+営業税金・消費税・都市建設税・教育費等の税金 +従業員のために支払った現金+当期末払給与-前期末払給与+財務費用+寄付-汚染排出費用及び回復費用)/ 期首及び期末の総株式数の平均値

2008 年度では、上海証券取引所に上場された企業の 76 社が社会貢献率を公表している¹²²。最も高い貢献値は 8.42 元/一株であり、最も低い貢献値は 0.15 元/一株であるが、平均値は 1.97 元/一株となっているという。

2. 深セン証券取引所の規定

2006 年に、深セン取引所は「深セン証券取引所における上場企業の社会的責任ガイドランス」(以下、「ガイドランス」とする)を公布した。それは、「科学的発展観、和諧社会の構築を実現し、経済及び社会の持続可能な発展を推進するため、上場企業が積極的に CSR を履行することを提唱する(第 1 条)」ためであった。

この「ガイドランス」(図表 29)において、CSR 報告が強制ではなく、自主的な報告になると規定されたが、「深セン証券取引所における上場企業の情報開示の評価方法」の公布によって、強制的なものになりつつある傾向がみられる。なぜならば、上記の評価方法によって、上場企業における定期報告への評価を A、B、C、D という 4 つ

¹²¹ 企業社会責任中国網「上場企業のガバナンス報告と CSR 報告の作成及び監査手引き」
<http://www.csr-china.net/templates/node/index.aspx?nodeid=e3c15c6a-4528-4cdf-a6be-b07f87dd6652&page=contentpage&contentid=c29d988f-a30c-4bb3-83e2-eb24e8414096> 2012 年 3 月より

¹²² 企業社会責任中国網「上場企業のガバナンス報告と CSR 報告の作成及び監査手引き」
<http://www.csr-china.net/templates/node/index.aspx?nodeid=e3c15c6a-4528-4cdf-a6be-b07f87dd6652&page=contentpage&contentid=c29d988f-a30c-4bb3-83e2-eb24e8414096> 2012 年 3 月より

のレベルに区分し、企業の信用記録として社会へ公表すると規定され、CSR 報告書の未開示企業の評価が A レベルと評価できないことと定められたからである。

図表 29 「ガイドンス」(要約)

<p>構成</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 2 章 株主及び債権者の保護</p> <p>第 3 章 従業員の保護</p> <p>第 4 章 サプライヤー、顧客及び消費者の保護</p> <p>第 5 章 環境保護及び持続的な発展</p> <p>第 6 章 公共関係及び社会的公益事業</p> <p>第 7 章 CSR 制度の構築及び情報開示</p> <p>CSR 情報開示</p> <p>第 1 章第 5 条 深セン証券取引所での上場企業は定期的に自社の CSR 履行の状況の評価し、CSR 報告書を公表すること。</p> <p>第 7 章(制度の構築及び情報開示)</p> <p>第 35 条 社会的責任の履行に関する制度を作り上げ、定期的に自社の制度及び CSR 履行の状況を監査・評価し、それによって CSR 報告書を作成する。</p> <p>第 36 条 CSR 報告は年次報告と同時に公表する。CSR 報告には少なくとも次の内容が含まれるべきである。①従業員、環境汚染、商品品質、コミュニティ等の方面に関する CSR 制度を構築し、その実施状況の報告②CSR 履行の状況が本ガイドンスとの差異が存在しているかどうか、その差異が存在する場合はその原因に関する説明③改善措置、その措置の実施期限</p>
--

(出典:「ガイドンス」により筆者作成)

環境保護部の規定

環境保護部が公布した規定は、次の2つのレベルに区分できる。

「環境情報公開弁法(2008年5月施行)」(図表30)に基づいて、①上場企業に適用される「上場企業の環境情報開示のガイドンス(討論稿)(2010年9月施行)」(図表31)と、②すべての企業に適用される「中国企業の環境報告書作成ガイドライン(2011年10月施行)」が制定されている。

上場企業の中で環境に大きなインパクトを与える企業(重汚染企業)に対して、強制的な開示が要求されている(図表31)。

図表 30 「環境情報公開弁法」の規定(要約)

<p>自主開示</p> <p>1. 情報内容</p> <p>① 環境保護方針、年間環境保護目標と業績</p> <p>② 年間資源消耗総量</p> <p>③ 環境保護の投資と環境技術の開発状況</p> <p>④ 排出汚染物の種類、総量、濃度と排出先</p> <p>⑤ 環境保護の設備建設と稼動状況</p>
--

- ⑥ 生産プロセスで生じた廃棄物の処理、処分、回収、再利用情況
 - ⑦ 環境保護部門と自主的に結んだ環境行為の改善に関する契約
 - ⑧ CSRを履行する状況
 - ⑨ その他の自主開示情況
2. 開示媒体
メディア、インターネット、環境報告
3. 奨励
- ① 所在地の主要メディアを通じて表彰する
 - ② 環境保護の専用資金プロジェクトの提供を優先させる
 - ③ クリーン生産事業、その他の補助金が提供される事業を優先させる
 - ④ その他の規定により奨励

強制開示

1. 情報内容
- ① 企業名、住所、経営者
 - ② 汚染物名、排出方式、排出濃度と総量、基準や総量を超える情況
 - ③ 企業環境保護設備の建設と稼働情況
 - ④ 環境汚染事故への緊急対応策
2. 開示媒体
企業所在地の主要メディア(ブラックリストの公表後の30日以内)
3. 処罰
公表を拒否する企業または規定通りに公表しない企業に対して、環境保護機関により10万元以下の罰金が課され、企業の代わりに情報を公表する。

(出典:「環境情報開示方法」により筆者作成)

図表 31 「上場企業の環境情報開示のガイダンス(討議稿)」の規定(要約)

第3条 上場企業は正確に、完全に、適時に環境情報を開示すべきであり、開示される情報には偽り、意図的に誘導する、重要な漏れがあってはならない。(真実性)

第4条 上場企業が作成・公表した環境情報は、債権者、投資家、社会大衆及び政府管理部門が企業の環境保護状況を把握するのに有用でなければならない。(有用性)

第5条 上場企業における環境情報の開示は、定期開示及び臨時開示となる。重汚染業界に属する上場企業は定期開示を行い、年度環境報告書を発表すべきである。環境事故が発生し、または、大きな処罰を受ける企業は、臨時開示を行い、臨時環境報告書を発表すべきである。(開示方式及び適用される企業)

第7条 重汚染業界に属する上場企業の年度環境報告書及び臨時環境報告書は、環境保護部門による監査の重要な参考基準とする。(環境報告書の役割)

第9条 年度環境報告書は以下の情報を開示すべきである。(強制的な性質の情報内容)

- ① 重大な環境問題の発生状況
- ② 環境影響評価及び「三同時」制度の実行状況
- ③ 汚染物質排出の情況(汚染物質基準との比較情報)
- ④ 一般工業固体廃棄物及び危険廃棄物の処理状況(法律遵守)
- ⑤ 排出量削減(国家分配指標の達成状況)
- ⑥ 汚染物質排出費の納入情報
- ⑦ クリーン生産の実施状況
- ⑧ 環境リスクに関する管理システムの構築及び実施状況

第10条 年度環境報告書の中で以下の情報を公表することを奨励する。(自主的な性質の情報内容)

- ① 経営者の環境保護理念

- ② 上場企業における環境管理の組織構成及び環境保護目標
- ③ 環境管理の状況
- ④ 環境パフォーマンス
- ⑤ その他の環境情報

第11条及び第12条 環境事故が発生した上場企業は、事故後の1日以内に臨時環境報告書を発表しなければならない。上場企業及び子会社は、重大な環境保護事件で処罰された場合、通知された後の1日以内に臨時環境報告書を公表しなければならない。**(臨時報告書の開示)**

(出典:「上場企業の環境情報開示のガイダンス(討議稿)」により筆者作成)

2011年6月、環境部は「中国企業の環境報告書作成ガイドライン」を公布した。このガイドラインは国家レベルの基準となり、環境報告書の作成を指導するものである。それによって、企業の環境報告書は以下の部分を包括し、67の基本指標及び28の選択指標から構成されている。

基本情報

- ① トップコミットメント
- ② 企業概況及び報告書の作成方針

環境パフォーマンス

- ① 環境マネジメント
 - ② 環境保護の目標
(環境保護の目標・達成度合い、マテリアルフローの分析、環境会計に関する重要な内容の開示)
 - ③ 環境負荷削減の措置及び効果
(環境配慮型の製品、廃棄物の回収、リサイクル、省エネ、温室効果ガスの排出、危険物、騒音等)
 - ④ 各ステークホルダーとの関係
-

その他のガイドラインや評価システム

図表 32 その他の規則やガイドライン(一部)

組織	公布機関	法制度・指針・基準	発表年度	
シンクタンク	中国社会科学 院	ガイドライン	「中国CSR報告書の作成ガイドライン（CASS-CSR1.0） （CASS-CSR2.0）」	2010年
		評価指標	「中国CSR報告書評価標準（2010）」	2010年
地方 政府	上海市	業種規則	「上海銀行業における金融機構CSR手引き」	2007年
			「上海先物取引機構の社会的責任手引き」	2009年
	浙江省	指導意見	「浙江省人民政府がCSRの積極的な履行を促進するの に関する若干意見」	2008年
		業種規則	「浙江省皮革業界社会的責任公約」	2006年
	山西省	業種規則	「山西省工業企業の社会的責任ガイダンス」	2008年
	福建省	一般規則	「福建省における上場企業、証券・先物取引機構、証 券・先物サービス機構のCSRに関する手引き」	2008年
	杭州市	指導意見	「CSR履行の強化に関する意見」	2009年
		評価指標	「杭州市CSR評価体系」	2009年
	江蘇省常州市	指導意見	「CSR報告制度の普及に関する指導的な意見」	2007年
		規則	「常州市CSR標準」	2004年
	深セン市	指導意見	「深セン市の中国共産党委員会・人民政府がより一層 CSR履行の促進に関する意見」	2007年
	無錫市	一般規則	「無錫新区における企業の社会的責任導則」	2008年
義烏市	評価指標	「義烏市におけるCSR評価指標体系」	2009年	
業界 団体	中国銀行監督管理委員会	「銀行業金融機構の社会的責任の強化に関する意見」	2007年	
	中国国内11産業団体	「中国工業企業及び工業協会社会的責任ガイドライン」	2008年	
	中国銀行業協会	「中国銀行業金融機構企業の社会的責任手引き」	2009年	

（出典：各規則等により筆者作成）

様々なガイドライン、評価指標、指導的方針、規則等が規定されたが、ここでは、中国政府系のシンクタンクであり、大きな影響力がある中国社会科学院の「中国企業の社会的責任報告ガイドライン(CASS-CSR2.0)」(以下、「ガイドライン 2」とする)を取り上げて紹介したい。

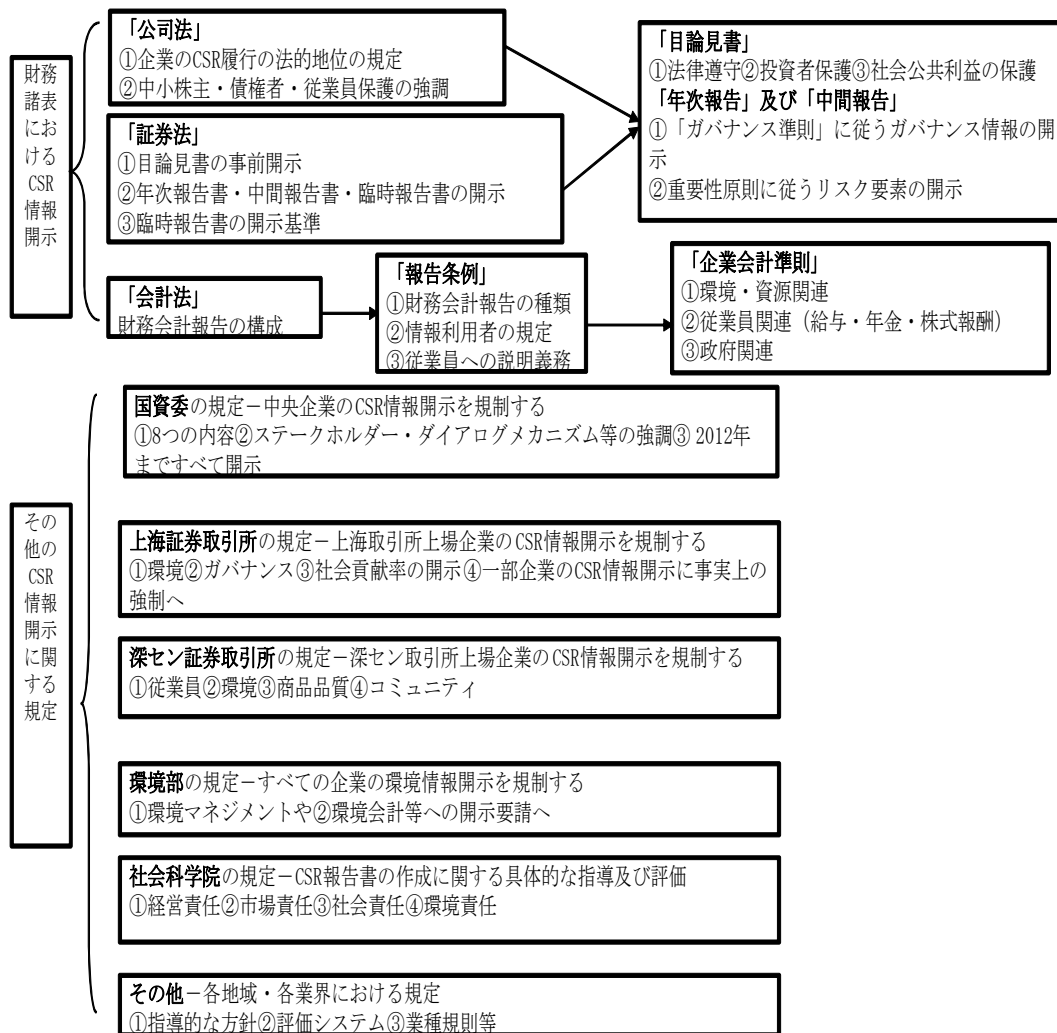
この「ガイドライン 2」は 2010 年 12 月に公表され、2009 年に発表された初版のガイドラインに基づいて改正され、46 業種別の補足文書を含めると 669 頁に及ぶ大部のものとなっている。そこでは ISO26000 の指標との統合を図りながら、中国の実情に合わせて国際規格指標の修正も行なっている。そして、企業が CSR 報告書を作成する際、参照しやすいように工夫して、先進企業の開示実例を組み入れたり、CSR 報告書の作成ソフトの無料ダウンロードを提供したりしている。また、ポジティブ指標だけではなく、中核指標の下にネガティブ指標のサブ指標を設けている。このガイドラインの指導によって、CSR 報告書を逐次にレベルアップさせ、各企業の共通指標を開示する基本 CSR 報告書→業種別の特徴がある CSR 報告書→自社の特徴がある CSR 報

告書の作成へと発展させることが望ましいというのである。

CSR報告書は、①企業トップのコミットメント、概要、KPI指標表等の企業戦略とプロフィール部分、②指標開示、③展望、評価、参考、アンケート等を含む補足部分から構成される。中核指標としては経営責任、市場責任、社会責任、環境責任の4つの軸を基礎としている。経営責任にはガバナンス、CSR推進体制、コンプライアンス、CSRコミュニケーション等の項目が含まれ、市場責任には顧客、消費者、取引先、株主・投資家等の項目が含まれ、さらに社会責任には政府、従業員、安全生産、コミュニティ等の項目が入り、環境責任には環境管理、エネルギー・資源の節約、排出・汚染の削減といった項目が設定されている。そしてそれらに基づいてさらに細かいサブ項目がそれぞれ設定されているのである。

本章では、中国企業のCSR情報開示に関する法規制を整理し、重要な条例を取り上げ、最新の動向などを加えて紹介してきた。これらを整理してまとめてみると次の図表33のようになる。これによって中国企業におけるCSR情報開示の制度的枠組みは理解できるであろう。

図表 33 中国企業におけるCSR情報開示の規定



(出典:筆者作成)

現時点では、まず、財務諸表におけるCSR情報開示について最も多く規定されるものとして、①ガバナンス関連、②従業員報酬・福祉厚生に関連、③環境関連の3点があげられる。そして、各官庁の規定及び要請により、企業に強制的に開示される傾向がみられるのである。

5 中石油の不祥事後の CSR 情報開示

本章から、中国企業の事例を用いて企業における CSR 情報開示の主動性に関して考察することになるが、まず、その前に、中国企業の従来からのアカウントビリティの履行状況を、情報受益者を焦点に当ててその変遷をたどっておきたい。

中国企業におけるアカウントビリティの変遷

政府へのアカウントビリティの履行

中国では、1950年代初期に、旧ソ連の専門家の指導の下に、旧ソ連の中央集権的計画経済のモデルを導入し、計画経済体制を作り上げた。この経済体制下では、企業は単一の全民所有制企業(政府に委託して管理される)になっており、企業の所有形態は国家所有と集団所有に分けられ、1980年代まで、国家所有が圧倒的な存在であった¹²³。

計画経済期において、政府が国家を管理・モニターするため、「報表制度」を行っていた。「報表制度」とは、「企業、病院・学校などの事業組織、それに行政組織などの公的セクターから一定のフォーマットで数値化された情報を財務諸表、統計諸表の形で政府の関係管理部門(主管部門)、統計部門、財政部門に対して報告する制度」である¹²⁴。「報表制度」によって得られた情報は政府の最も基本的情報源となっていた。

上記の定義で示されているように、「報表制度」は、大きく分けて①「会計報表制度」および②「統計報表制度」¹²⁵の2種類が存在していた。「会計報表制度」は財務

¹²³ 1978年の工業総生産額の中で全人民所有制が80.8%、集団所有制が19.2%を占めていた(陳、1992年、p.8)。

¹²⁴ 田島(2002)、p.1

¹²⁵ 「報表制度」では、企業から報告を受けて情報を統計にまとめても公開されない CSR 関連情報がいくつかあるので、ここではそれを整理しておきたい。たとえば、①1977年の当時の「工業企業における8項目の経済技術指標統計方法」を見れば、集計された8項目の中に「製品品質、原材料・燃料・エネルギー消費」といった指標が含まれていたことが分かる。②1982年の「主要な経済効率・利益指標に関する実施細則」には上記の指標以外に「安全生産」指標も加えられていた。③1995年に財政部が公開した統計指標の要請リストの中には「社会貢献率」と「社会累計率」の2つの企業の社会貢献を評価する指標を組み入れていた。「社会貢献率」指標についてはすでに第3章で詳しく説明した。「社会累計率」指標は、国家財政総額を企業社会貢献総額で割るという計算式となっている。④「十一・五規画」において、GDP単位生産にあたるエネルギー消費量の削減、単位工業増加量にあたる水使用量の削減、耕地保有量等の8項目の指標、つまり経済利益以外の指標が初めて中国社会の発展指標リストに盛り込まれた。⑤2011年財政部の統計リスト(企業生産経営指標統計報告書)の合計48項目の指標に、省エネ廃棄物削減指標:1万元生産価値の

会計にかかわっており、その中で公的部門ではなく、企業活動を対象とするものを「企業会計報表制度」としている。「企業会計報表制度」に基づいて作成された各企業の財務報告書を企業の主管部門に提出するのである。つまり、当時は企業情報が公開されず、受取側は企業を管理する行政部門となっていた。

計画経済期の政府へのアカウンタビリティを理解するため、当時の企業会計制度における「報表送付」に関する公文書を見てみよう。

1. 「国営企業決算報告作成・提出暫定方法」

1952年に公布された「国営企業決算報告の作成・提出に関する暫定方法」において、まず、「企業は、月ごとに月次決算報告、四半期ごとに四半期決算報告、年度ごとに年度決算報告を作成し、所属系統¹²⁶に従って、企業の主管機構または企業の主管部門に提出しなければならない(第3条)」と決算報告を提出する義務が定められた。

そして、企業の主管機構および企業の主管部門に送付された決算報告はこれらの機構および部門によって審査・集計され、財政部に転送される(第6条及び第7条)。財政部は送付された決算報告を審査し(年度決算報告の場合、財政部の意見を注記する)、国務院へ転送する(第8条)。

また、その決算報告の届出の送付先が定められていた(第19、20、21条)。送付先は主管企業機構、口座開設銀行、所在地の統計部門、財政部、国家計委原価物価局、国家統計局、地方財政機構、主管企業部門、国家計委、中国人民銀行本部、国務院第5弁公室、国務院主管弁公室となっている。各企業によって送付先は異なるが、各部門名称のとおり、銀行を含むすべて企業を管理する部門となっていた。

2. 「会計法」

1978年12月に開かれた中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議において、経済体制を改革するという方針が決定された。それからの経済改革および対外開放の政策が行われた背景の下で、会計制度の改革も行われた。

1985年に1月、中国会計制度の頂点である「会計法」が制定された。その立法趣旨は「…前略…国家財政制度および財務制度を維持すること、社会主義公有財産を

エネルギーの消耗量、1トン鋼鉄生産量のエネルギーの消費量、電力の提供に当たる石炭の消費量という3つの指標を報告するように要請されていた。

¹²⁶ 行政上の管理システムを指す。

保護すること…中略…における会計の役割を發揮する¹²⁷」であった。

こうした国家財政制度および国家財産の保護という目的に基づいて制定された「会計法」は「各单位(企業)は国家が制定した統一会計制度の規定に従って、会計報告書を作成し、報告する。主管部門がそれを集計し、財政部門および関連する部門に報告する(第14条)」と定めた。ここでの「報告する」とは、依然として管理部門に会計報告書を提出し、外部への報告が一切行われていないことが読み取れる。

当時、企業の会計報告書は企業の管理部門に送付され、さらに、財政部および國務院に再報告され、取りまとめられた会計情報は国の財政・経済状況を把握するために利用され、「国の財政予算を立て、財政予算の実行状況を検査する重要なデータ¹²⁸」となっていたのである。このような企業報告制度において、会計情報が国家管理の目的で使用されており、政府関係者は主な会計情報利用者となっていたのである¹²⁹。

債権者・株主等へのアカウントビリティの履行

1. アカウントビリティ受益者の変化

1990年12月に上海証券取引所、1991年7月に深セン証券取引所がそれぞれ、開設された。その後、上場企業に対して、財務諸表の作成とその公開が要請され、「財務諸表の公開という意味では、中国企業会計制度において、大きな意味を持つのであった¹³⁰」。

1992年に、中国企業の情報開示方法に関連する「株式会社試行弁法」が制定され、その規則において初めて中国企業情報の公開にかかわる条例が定められた。すなわち、財務会計報告書が地方税務部門、銀行及び企業の主管部門に提出される以外に、「有限責任会社は各投資単位(企業など)に財務会計報告を提出しなけれ

¹²⁷ 謝(1997)、p.106

¹²⁸ 張(1992)、p.55

¹²⁹ 謝(1997)は、計画経済期における計画経済体制をさらに①「計画経済体制」と②「計画的市場経済体制」に区分して、それぞれの会計制度における違いを詳説した。謝は、「計画経済体制」において、政府は唯一の会計情報利用者であるのに対して、「計画的市場経済体制」では、政府以外に、その他の情報利用者も現れたと述べ、「他の関係者として、①税務部門、②金融部門、③外部企業、④企業経営代理人および⑤企業従業員(p.128)」をあげている。さらに、「計画的市場経済体制の時代には、税金徴収、貸付金の管理、投資、請負経営などの必要から、財務情報の利用者が政府の经济管理部門だけではなく、上記の利害関係者まで広がった(p.128)」としている。

¹³⁰ 大島(2004)、p.150

ばならない。株式会社は株主総会が開催される前の20日以内に、株主が閲覧できるように企業にて財務情報を開示するべきである。社会へ株式の公开发行を行った企業は財政部の規定に従って財務会計報告を公開すべきである(第72条)」と定められた。

また、第3章でも言及したように、1993年の「企業財務準則」および「企業財務通則」の施行につれて中国の財務報告体制が著しく変容した。つまり、従来の財務会計報告に代わり、貸借対照表、損益計算書および財政状態変動表を主とする外部報告向けの財務会計報告の体系が整えられてきた。1993年7月の企業会計制度の全面的改革、それ以後の「公認会計士法」、「会社法」等法律の制定とその後の改訂により、中国の企業会計制度は「国家を会計主体とする管理責任会計の制度から…中略…受託責任会計の制度に転換したと同時に…中略…非特定の利害関係者の意思決定に会計情報を提供するための『現代会計制度』に転換した¹³¹⁾といえるだろう。

第3章で述べた国有企業の所有と経営との分離、そして、それを前提とする現代会計制度への転換、この2つの改革によって、アカウントビリティ概念が中国企業にもたらされてきた。

こうしたアカウントビリティの履行の歴史を持つ中国企業、そして債権者・株主を含む各ステークホルダーにとっては、アカウントビリティという概念がまだ新しいものである。企業情報の公開、つまり、政府以外のその他のステークホルダーに対し、アカウントビリティを果たすという活動は、今日まで20年しか経ていない。また、政府へのアカウントビリティの履行とは、企業が自ら決定する情報の発信ではなく、すべて政府の要求に従って情報を集計して伝達することだったのである。

2. 中国におけるアカウントビリティの欠如

大島は、中国企業会計の特質の1つとしてアカウントビリティ概念の欠如が抽出できるという見解を示した上で¹³²⁾、企業及びステークホルダー両方のアカウントビリティ概念の欠如は中国環境会計の発展が遅れた原因であると指摘している¹³³⁾。

また、彼は、中国企業およびステークホルダー両方のアカウントビリティ概念不足

¹³¹⁾ 謝(1997)、pp.190-191

¹³²⁾ 大島(2004)、pp.103-106

¹³³⁾ 大島(2002)

の原因を次のように分析した。

① 中国企業のアカウンタビリティ概念の欠如

資本主義諸国と違って、中国企業は計画経済の下で企業活動を行う歴史が長く、主管部門だけに情報を提供してきた。こうした状況からは、「当然に説明責任としてのアカウンタビリティ概念は生まれようもなかったと考えられる¹³⁴⁾」のである。

② ステークホルダーのアカウンタビリティ概念の欠如

大島は「経済段階から見て、中華人民共和国では、民間の力がステークホルダーに支えられた社会を形成するまでには至っていない¹³⁵⁾」と述べている。

しかし、情報提供者および情報利用者の両方がアカウンタビリティ不足である中国では、なぜ CSR 情報開示が急増したのであろうか。このような現象を、前文で述べた政府の推進、制度・行政の要請という原因だけで説明できるのであろうか。つまり、企業は受動的に要請を受けるだけであれば、制度的・行政の要請を超え、なぜ、100 頁もある独立した CSR 報告書を公表しているのであろうか。

次節からは、中国企業の事例を通じて企業がいかに能動的に CSR の報告活動を行っているかを確認していきたい。

中石油における不祥事後の対応

第1章で中石油の概況について少しを言及したが、ここでは、まず、中石油の CSR 情報開示について紹介しておきたい。

中国政府は石油会社に現代企業経営制度の確立を目指し、いくつかの子会社を株式会社制度に転換させた。石油会社を国内外で上場させる目的の1つとして、「情報開示制度・国際会計基準等の国際慣行・ルール及び投資家からのプレッシャーによって、企業経営を国際的に洗練され、国際市場と国際的な企業制度とリンクさせ、世界市場での競争に適応」させることがあった¹³⁶⁾。

こうした期待に応えたとも言えようか、中石油が 2001 年 3 月に、「2000 年度健康安全環境報告」(以下、「HSE 報告」とする)、いわゆる、中国企業にとって最初の単独の

¹³⁴⁾ 大島(2004)、p.104

¹³⁵⁾ 大島(2004)、p.106

¹³⁶⁾ 郭(2004)、p.6

CSR 報告書を公表した。その報告書は写真付きで情報が少なく、21 頁しかなかったが、中国企業における CSR 情報開示の歴史に重要な 1 ページが加わった。2001 年以降、中石油は毎年度、定期的に「HSE 報告」を会社のホームページに引き続き公開しており、さらに、2006 年から、「HSE 報告」を公表すると同時に CSR 報告書も開示するようになっている。

次に、中石油の 2003 年および 2010 年に起こされた事故の経緯を説明しながら事故後の対応及び CSR 情報開示をまとめておきたい。

1. 2つの事故の経緯

1 つ目は、2003 年のガス噴出事故である。2003 年 12 月 23 日、同社に属する四川省重慶市開県高橋鎮の川東北・天然ガス田はガス噴出事故が発生した。この事故による死者は 243 人に達し、2142 人が入院し、9 万以上の住民が緊急避難、直接的な経済損失が 6432.31 万元に至った¹³⁷。今回の惨事が起こったのは作業員の安全意識の不足によるものであり、業務上の過失と判断され、この事故の責任者、6 人が逮捕された。

2 つ目は 2010 年のパイプ爆発事故である。2010 年 7 月 16 日、遼寧省の大連新港でタンカーから石油を降ろしている作業中に、原油パイプラインが爆発・炎上した事故で、汚染海域が 100 平方キロメートルも至った¹³⁸。

2. 事故後の CSR 情報開示の比較

2003 年度の「HSE 報告」においても 2003 年度の中国語版の年次報告書においても、まったく事故のことを言及していなかった。中国国内への対応と違って米国 SEC に提出した 20—F 年次報告書において、その事故の「財政状態や営業成績に悪影響を及ぼす可能性」がないと、投資者に知らせ、改善の措置等を中心にした情報開示であった¹³⁹。当時の中石油は中国国内で上場されず、「HSE 報告」が自社を中心

¹³⁷ 中国安全生産網「中石油西南油気田分公司重慶開県川東北気鉦 12.23 特大天然気井噴事故」<http://www.aqsc.cn/101814/101919/82865.html> 2012 年 3 月より

¹³⁸ 南方週末「大孤山の陰霾—中石油大連石化火災事故」<http://www.infzm.com/content/62739> 2012 年 3 月より

¹³⁹ 具体的に次のように開示されていた:「2003 年 12 月 23 日、重慶市の開県にある No.16 ガス田においてガス噴出事故が発生した。多量の漏出がもたらされたガスパンクは水素を硫化し、隣接した領域に住んでいる多くの居住者への負傷と死をもたらした。中国政府は、このガスブローアウトを調査し、No.16 ガス田において私たちに掘削サービスを提供していた CNPC の親会社である中国

にし、下請業者等サプライヤーのデータを含めていない。

こうした対応と対照的で、2010年の爆発事故に関して、CSR報告書において、次のように述べていた。

「わが社は下請業者のHSE管理を会社HSE管理体系に組み入れている。優秀な請負業者を選択すると同時に、彼らと安全管理を強化し、安全教育を行い、彼らとのコミュニケーションを通じて安全意識および安全管理を向上させている。請負業者のセキュリティ対策や緊急時の救助ネットワークの構築を健全にし、下請業者へ安全・健全な作業環境を提供している。しかし、2010年7月6日、大連で火災事故が発生し、わが社にとって、とても深刻な教訓を受けた。我々は安全な生産を達成するために、具体的な措置をとり、事故からの教訓を予防とセキュリティリスクの制御システムの構築に活かし、下請業者と一緒に安全生産を実現する。」

2003年度の事故後の開示と比較すれば、ネガティブ情報が開示されたうえ、多くの説明が行われたことが目立った。中石油における企業情報開示の透明性が明らかに向上していることがうかがえ、社会へのアカウンタビリティにおいて進歩しており、評価に値する。企業自身の変化は否めないが、こうしたアカウンタビリティの変化は第3章で述べたように、2003年以降、CSRへの関心が高まってきており、企業を取り巻く社会環境の変化がその背景であるとも考えられる。

その事故への説明は上述したものとなるが、興味深いことで、2010年度CSR報告書において、「パイプラインの安全強化」という新しい特集が加えられた。この特集は1ページであるが、石油・天然ガスを輸送するパイプラインの引火性・爆発性及び高圧性の特性、リスクが述べられたうえ、①パイプラインの管理を全面的に普及させ、強化する、②緊急対応の能力を高める、③中国政府が制定した「中国人民共和国石油天

石油天然ガス集団会社は責任があると明らかにした。この事件はわが社のオペレーション、および財務状況に本質的な悪影響を与えないとは思えない。私たちの多くの生産施設が人口集中地域に位置しているので当社の事業上の他の悪影響及び混乱を最小限に抑える。これらの措置は次のようなものが含まれている。①生産施設の周囲にある住民の各家庭に私たちの印刷物を提供し、安全、予防知識、技能を説明する、そして②わが社が以前に採用されている各種の安全保護措置の履行を強化する。私たちは、これらの再発防止措置が、死傷者が出る、そして環境に影響する類似事件をもたらす可能性を最小にすることに役立つと信じている。さらに、私たちは、これらの再発防止措置の採用には、重要な支出は必要がないと考え、したがって、私たちの営業成績と財政状態に本質的な悪影響を及ぼさないだろうと信じている。」(p.50)

中石油ホームページ

<http://www.petrochina.com.cn/PetroChina/tzzgx/dqbg/> 2012年3月より

然ガスパイプライン保護法」を遵守し、徹底的に執行する、というように法律制度の遵守、自社の改善状況等の3つの方面から丁寧に説明をおこなった。まさに、正統性理論の先行研究において説明された管理者が採用できる戦略、すなわち、CSR情報開示を生かし、社会の一般的認識及びイメージを変えようとしていると思われる。パイプラインの爆発事故については、直接に説明することに加え、こうした説明を通じて社会的認識を変え、企業イメージの維持に努めると考えられる。

6 中国中央企業における CSR 情報開示

本章では、前章で考察された中石油の事例よりもさらに詳しく、企業のアカウンタビリティと CSR 情報開示とを統合して分析を行いたいため、中国中央企業の代表的な企業である国家电网会社(State Grid Corporation of China、以下、SGCC とする)を選択し、同社の 5 年間の CSR 報告書を研究素材として取り上げ、時系列的考察を通して、同社の CSR 報告書の変化を明らかにする。

中国政府の政策による変化はもとより、とりわけ国資委の「指導意見」が公表してからもたらされる CSR 報告書の主要な項目の本質的な改善がどのようにあらわれているのかを意識しつつ、それぞれの項目の変化を分析し、SGCC が徐々に意識を変化し、ステークホルダーとのコミュニケーションとの重要性を認識してきた歩みを CSR 情報の改善によって明示してみたい。

そしてこの事例研究では、こうした CSR 報告書を SGCC が開示し、その内容の改善を図っていく背景として、正統性理論にその理論的根拠を求め、中国企業による公表される CSR 報告書の意義と特徴を解明する。

SGCC における CSR 情報開示

SGCC 及び政府政策・規制の影響

1. SGCC の概況

2002 年の中国電力制度改革「発送分離(発電事業と送電事業の分離)」によって国家電力会社(前身は中国電力部)が 5 つの発電企業と 2 つの送電企業に分割され、その中の送電大型企業の一つとして誕生したのが SGCC であった。

SGCC は国資委の直接な管理を受け、中央政府の全額出資によって設立された非上場企業である。主な事業が送電ネットの構築と送電の 2 つであり、中国全土の 88% 以上の地域と 10 億人に送電サービスを提供し、150 万人以上の従業員を擁している。2009 年度、同社の売上高が 1,641 億ドルに達し、中国企業 500 社ランキングの 3 位¹⁴⁰、

¹⁴⁰ 中国企業連合会・中国企業家協会ホームページ <http://www.cec-ceda.org.cn/> 2012 年 3 月より

フォーチュン・グローバル 500 の売上高ランキング 15 位¹⁴¹にまで上昇してきている。

2. 政策・規制の影響

1) 政府政策の影響

前述したように、中国政府は「科学的発展観」提起してから「社会主義和諧社会」というスローガンを打ち出した。中国共産党の第 16 期全国人民代表大会第 4 回全体会議において「社会主義和諧社会を構築できるかどうかは党の執政(政務を執る)能力の 1 つである」としていた。このスローガンは中国共産党の極めて重要な政策の一つに位置づけられたのであった。

そして他の企業よりも先にこの政策に対応したのが SGCC であった。2006 年 3 月、同社は中国初¹⁴²の CSR 報告書を公表した。その際に、「国家エネルギーの安全および、国家経済成長の支柱である中央企業は重要な経済責任、政治責任と社会責任を負っている¹⁴³」と述べ、政治責任を社会責任より強調した形であった。そして、2005 年度の CSR 報告書において、履行すべき 10 項目の CSR 内容の 1 項目として、「党と国家の大局を念頭におき、企業の経済利益と社会利益との調和」を明確に定めた。その後の CSR 報告書では、「政治責任」という言葉がなくなったが、「SGCC が社会責任を履行することは、科学的な発展観を貫き、社会主義和諧社会を構築するための行動である」と明記した。

SGCCの最初の『SGCC2005年度社会報告』から『SGCC2009年度社会報告』までの5年間にわたって積み重ねられたCSR情報を考察してみるとそこには様々な変化(図表34)がみられる。

図表 34 5 年間 CSR 報告書変化の概況

¹⁴¹ Fortune ホームページ <http://money.cnn.com/magazines/fortune/> 2012 年 3 月より。

¹⁴² 『SGCC2005 年社会責任報告』が公表される前に、中石油の「HSE 報告」(2000 年から)、宝山鋼鉄集団会社(集団会社の子会社である宝山鋼鉄株式有限会社)の「環境報告書」(2003、2004)があったが、SGCC の CSR 報告書は「社会的責任」と名称づけられたことや、「この報告書の公表が良いことである」と温家宝総理より肯定的な意見(李偉陽、2010、p.41)が表明されたことで、『SGCC2005 年社会責任報告』は中国初の CSR 報告書として中国国内に一般的に認められている。

¹⁴³ 国有資産監督管理委員会ホームページ

「国家電網会社首次發布社会責任報告」<http://www.sasac.gov.cn/n1180/index.html> 2012 年 3 月より

年度	頁数	目次の内容変化	その他の試み
2005年度	52頁		
2006年度	77頁	<ul style="list-style-type: none"> ・社長のあいさつ ・第三者の評価 	
2007年度	110頁	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンスCSR管理 ・ステークホルダーの参画 ・国連の「グローバル・コンパクト」に照らした実践活動 ・GRIのパフォーマンス指標対照表 ・監査報告 ・2008年オリンピックへの応援 ・読者のアンケート票 	『社会的責任の履行に関するガイダンス』の制定
2008年度	107頁	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の持続可能な発展戦略 ・ステークホルダーの関心事の中核問題および企業側の対応 ・社会的責任の履行の重要な実践活動の特集 	
2009年度	96頁	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の社会的責任観の一貫性 ・持続可能な発展戦略の拡充 ・環境保全・省エネ分野における内容の増加 ・ステークホルダーに対する責任の分類および理解 ・ステークホルダー参画の種類区分・内容・方式・保障メカニズムの整理 ・公益活動に関する原則の提起 ・その他の媒介を通じてCSR情報の提供 	『グリーン発展白書』の公表

(出典:『SGCC2005年-2009年社会責任報告』より筆者作成)

まず全体を概観すれば、図表34で示したように、2007年度からGRI(G3)基準を参照してCSR報告書を作成するようになった。その背景は海外での企業イメージを変えようとしている意図にあると考えられる。

実は、2006年末、SGCCがすでにCSR報告書を公表したにもかかわらず、*Fortune*のCSRランキングの最後位と不評であった¹⁴⁴。これに対して、専門家が「英語での情報開示が少ない」等の報告書の内容・形式に関して指摘しており、SGCCも「わが社は責任を果たしている」と反論した¹⁴⁵。このような評価はSGCCがメディアに注目され、「和諧社会」への貢献・CSR報告書の公表との大きなギャップがみられ、さらに「走出去戦略(海外への進出)」を施行しようとするSGCCにとってCSRが重視されなければグローバル競争に参加できなくなってしまう恐れもあった。2007年から同社のCSR報告書がより一層国際慣行に近づき、G3及び上記のランキングの格付け基準AA1000に参照して作成し

¹⁴⁴ 網易「財富公布企業社会責任排名、中石油国家電網倒数」
<http://news.163.com/06/1114/02/2VRSKH01000120GU.html> 2012年3月より

¹⁴⁵ 新浪「国家電網質疑財富雜誌排名:我们不缺社会責任感」
<http://finance.sina.com.cn/chanjing/b/20061115/16073081003.shtml> 2012年3月より

始めた。ガバナンス、ステークホルダー・エンゲージメント・メカニズム、第三者監査、GRI指標対照表等新しい項目が追加され、一気に頁数が増え、内容もかなり充実し、急速に進化を遂げてきた。

2) 規制の影響

2008年度の報告書において、「指導意見」¹⁴⁶の影響が多く反映されており、これについては次節で詳しく検討する。ここでは、「指導意見」にどのような意義があるのか、何を定めたのかを見てみよう。

まず、2008年の「指導意見」においては、中央企業にとってのCSR履行の重要な意義が①科学的発展観を貫くことを表す行動である、②中央企業への社会的要請を満たす、③中央企業の持続可能な発展を達成する必然的な選択である、④中央企業が国際的な経済活動・交流活動に参加できる条件である、との4つがあげられている。つまり、中央企業がCSRに取り組むことは政府政策の支持を表し、社会要請に応え、中央企業自体の発展と海外進出を図る手段であるとはっきり説明されているのである。

そして、「指導意見」は、中国企業のCSR履行の主要措置として①CSR意識の確立と深化(第16項)、②CSR組織とCSR履行メカニズムの構築(第17項)、③CSR報告制度の形成(第18項)、④企業の国際的交流と協力の強化(第19項)、⑤共産党のCSR活動に対する指導の強化(第20項)、という5つの指導方針を定めた。次の図表35は、SGCCのCSR情報と「指導意見」条例とを比較して、その詳細をまとめたものである。

図表 35 SGCC の CSR 情報開示と「指導意見」との比較

¹⁴⁶ 中央企業におけるCSRの内容構成に関しては、第4章で紹介してきた「指導意見」の詳細を参照されたい。

CSR措置	具体的な内容	SGCCの報告書(2008年度-2009年度)
CSR意識の確立と深化	CSRの重要性を理解し、CSR意識を確立し、活動を重視し、CSR履行を重要な仕事として対応し、いかに責任を達成するかを常に研究する必要がある。従業員の教育を強化し、新しい管理理念と方法を創造し、企業価値観と企業文化の形成に努める。	①トップコミットメントでの強調(変化) ②自社のCSR内容の制定および明確(変化) ③「従業員規則」開示 ④企業価値観の確立 ⑤企業文化の形成
CSR組織とCSR履行メカニズムの構築	CSRをガバナンスに組み入れ、CSRを企業経営戦略に溶け込ませ、CSRを生産経営のプロセスに浸透させる。そして、CSRの管理部門を明確にし、CSR指標の制定とその改善、そして条件が整った企業は業績評価との統合をすべきである。	①ガバナンスにおいて開示 ②持続可能な発展の戦略の制定(新増加) ③TRMの導入及び実践での指標設定等(変化)
CSR報告制度の形成	CSR報告書の定期的公表、CSRの履行状況、計画及び施策の公表、ステークホルダー・ダイアログメカニズム、ステークホルダー・エンゲージメント方式の確立、ステークホルダーの意見をタイムリーに反応し、自主的にステークホルダーと社会の監督を受ける。	①公表 ②CSR内容の履行および次年度の計画等 ③メカニズムの設定・確立 ④ステークホルダーの関心事の開示およびQ&A形式の開示等(変化)
企業の国際的交際の強化	国内外のCSR履行の先進理念及び成功した経験を研究し、CSR先進企業と比較し、差異を見つけ、改善する。国際組織の対話と交流を強め、CSR国際基準の制定に積極的に参与する。	①日本総合研究所の『これでわかるCSR』の中国語版の出版(2009年9月) ②『Total Responsibility Management』の中国語版の出版(2009年2月) ③『世界知名電力企業社会責任創新実践』の出版(2009年10月) ④『企業社会責任指標体系研究』(2009年3月) ⑤ISO26000制定への参画
党のCSR強化	企業内の党の中核的な役割を果たし、党員が率先活動としてCSRを履行し、組合、共産主義青年団(若者に対する団体)、婦女組織(女性団体)の役割を十分に発揮し、CSR履行のよい社風の形成に努力する。	①党員が「特殊党費」を納入し、震災地域に1.05億元を寄付した。 ②共産主義青年団に所属する従業員がコミュニティ、学校、農村へボランティア活動を行う。 ③婦女組織が発起した公益プロジェクトを支持して促進する。

(出典:「指導意見」第16~20項および、『SGCC2005年-2009年社会責任報告』より筆者作成)

図表35で示された情報変化の項目の中から、図表34(2008年度の目次に書かれた変化)と合わせ、さらに経営者の意識を表すトップの緒言を加え、①持続可能な発展戦略、②全面的責任管理、③ステークホルダー・エンゲージメント、④トップコミットメントという4項目の時系列比較を行う。これからの考察は特に、企業側の認識変化を意識しながら、SGCCはどのように情報の伝達を改善したかについて論を進める。

SGCCのCSR開示情報の改善

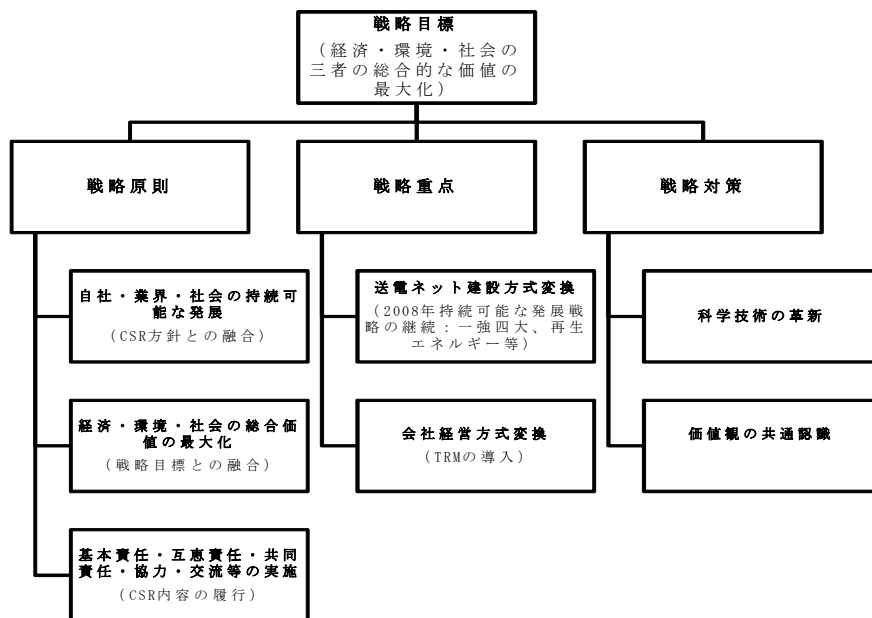
1. 持続可能な発展戦略の制定および開示内容の充実

2008年では、SGCCは規制に照らして持続可能な発展戦略を打ち出した¹⁴⁷。2009年

¹⁴⁷ この戦略は次の4つに整理できる。①中国の国情に基づいて「一特四大」戦略の実施を推進している。この「一特四大」とは特別高圧送電線による基幹送電ネット整備および4種類エネルギー(火力・水力・原子力・再生可能エネルギー)による電源地帯整備のことである。②送電ネットワークの建設及び送電を行う活動において持続可能な発展を促す。③電力市場を拡大し、エネルギーの合理化を進展させる。④環境配慮型、省エネ、高効率の技術を開発する。

では 2008 年の記述をかなり整理し、4 頁にわたって持続可能な発展戦略の意味、構成、推進する際に直面しているチャンスとリスク等を述べ、充実した開示となってきている。そうした主要な点をまとめたのが図表 36 である。

図表 36 持続可能な発展戦略の構成



(出典:『SGCC2009年社会責任報告』pp.12-15 より筆者作成)

その中でも特筆すべきなのは、ステークホルダーとの「良好な関係を築く」ことを強調する記述である。戦略の達成については、「キーポイントは各ステークホルダーの力を凝集することである¹⁴⁸」と述べ、そして、いかにその力を凝集するのかについては、「ステークホルダー・エンゲージメント・メカニズムを構築し、ステークホルダーと相互の信頼関係を築き、持続可能な発展に対する共通認識を形成させ、その協力によって…中略…最大限に経済・社会・環境の総合価値を創造する¹⁴⁹」と記載している。このような表現から、同社は 2009 年度より、ステークホルダーからの信頼を獲得しよう、共通認識の形成を目指そうという前向きな姿勢がうかがえる。これらの文章と後述される経営者のコミットメントを合わせて読むと、同社はコミュニケーションに力点をおいたことがさらに明らかになる。

¹⁴⁸ 『SGCC 2009 社会責任報告』、p.12

¹⁴⁹ 前掲報告、p.12

2. 全面的責任管理(Total Responsibility Management¹⁵⁰、以下 TRM とする)の理論生成および実践の試み

1) TRM モデル

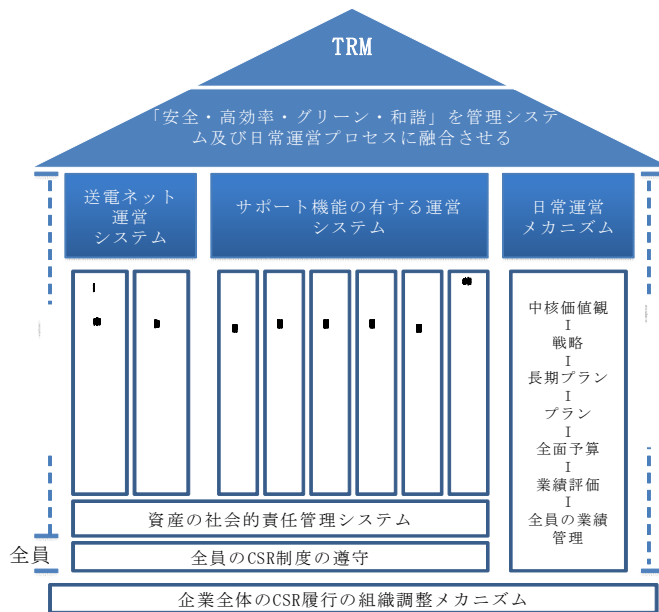
TRM モデルの中核的概念は「3C+3T」であらわされており、次にその内容を説明しておこう。

- ① 3Cとは、TRMモデルの築かれる理論基盤となる3つの要素、すなわち、総合的価値(Comprehensive Value)、協力(Cooperation)および共通認識(Consensus)の略称である。3つの要素の関係を「総合的価値の最大化(目標)を達成するため、共通認識(基礎)及び協力(実現メカニズム)が必要不可欠である」というように解釈している。
- ② 3Tとは、図表 37 で示されている全員(Total Staff)の参加、全プロセス(Total Processes)への浸透、全側面(Total Fields)のカバーということを意味している。それぞれの意味をさらに説明されたものが図表 38 である。

TRMモデルの実施プロセスはTQM(Total Quality Management、総合的品質管理)と類似しており、つまり、PDCA 循環を活用して6つのステップを踏んで現場で行われるという。

図表 37 TRM モデル

¹⁵⁰ 「TRM」モデルは Waddock.S & Bodwell.C (2002, 2004) が提案したモデルである。彼女らは「CSR の履行には企業トップの責任だけではなく、全従業員が参加するべきである。社会的責任の管理は企業システムの全側面、経営活動の全プロセスをカバーするものである。TRM は TQM と類似し、つまり、品質管理を行うように社会的責任を管理し、同じように PDCA の循環によって実現できる」と主張した。



(出典:『SGCC2008 社会責任報告』p.33 より作成)

図表 38 3Tの意味

<p>全員参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理者がCSRを履行する承認 ● 全員にCSRを履行する意識の浸透 ● 全員のCSRを履行する能力の強化 ● 全員が自主的にCSRの履行活動を行う ● CSRの履行活動をサポートする
<p>全側面カバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● CSR理念に基づいて企業の中核価値観を決める ● CSR理念に基づいて企業戦略を明確にする ● CSRを履行するための組織管理体系の構築 ● CSRを履行するためのサポート機能体系の構築 ● ステークホルダー・エンゲージメント・メカニズムの構築 ● CSR業績評価体系
<p>全プロセスの融合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● CSRを融合する生産・経営システムの構築 ● CSRを融合する資産管理システムの構築 ● CSRを融合する企業運営メカニズムの構築

(出典:李・肖、2010、p.119より作成)

2) TRMの実践

2008年度から2009年度までの2年間にわたってTRMが省レベルである天津市電力会社、市レベルである無錫市供电公司(送電会社)、県レベルである嘉善県供电局(送電会社)で逐次的に実施されてきた。

多様な実務活動から得られた主要な成果は『SGCC 2009年社会責任報告』において紹介されたが、より詳しい情報はSGCCのホームページ、中国CSR専門誌『WTO

経済導刊』、電力関係専門誌『中国電力企業管理』、雑誌『国家电网』等いろいろな媒体を通じて入手できる。ここでは、『SGCC2009年社会責任報告』で取り上げられた情報に、同社のホームページにおいて掲載された内容を若干加えて紹介しておきたい。

- ① 天津市電力会社の実践は TRM モデルの設計、内容の明確化、実施の標準・指標・ステップの制定・確立・改善等があげられ、それによって TRM モデルが構築された。
- ② 無錫市供电公司の実践によって、「 $\Sigma = \text{仕事/価値}$ 」という、実務活動に CSR 理念を浸透させるスローガンが揚げられた。

公式の左にある「 Σ 」とは、すべての日常活動(業務執行)、すべての改善活動の意味合いであり、「R」とは、責任(Responsibility)及びもう一度(Re)の R の略である。一つひとつの業務活動を CSR 視点で認識させて改善を行い、そして改善された活動をもう一度認識させて再び改善する。つまり、CSR 視点に立って業務活動の再認識・改善活動を繰り返し行うという意味を表している。

右側に書かれた「仕事/価値」とは、内部視点で企業の日常活動を見るのは従業員一人ひとりの「仕事」であり、社会要請に満たせる視点で企業の日常活動を見るのは社会「価値」の創造になるという意味を示している。

CSR を配慮する現場活動によって、価値を創造し、社会に貢献し、SGCC 本社の「内部工作外部化、外部期望内部化(内部で行われた仕事を外部に見せる、外部ステークホルダーの要請を企業内部化させる)」の要求を実現させる。

- ③ 嘉善県供电局で行われた実践は、特に TRM 指標制定への模索であった。SGCC が定めた 12 項目の CSR 内容の中の 8 項目に着目して 50 以上の管理指標を作り出した。さらに、CSR 指標と業績評価と統合させ、CSR 内部監査員を設け、モニタリングを行う等の試みをした。

3. ステークホルダー・エンゲージメント開示形式の変化

2007 年においてステークホルダー・エンゲージメント・メカニズムの構築にすでに着手した。しかし、2007 年ではステークホルダーの評価のみを掲載していた。これに対して、2008 年では、ステークホルダーそれぞれの関心事を洗い出し、企業の各ステークホルダーへの対応を取り上げた。2009 年では、ステークホルダー・エンゲージメントの内容・方法・実現を区分してより明瞭かつ逐次的に記載した(3 年間の対照例として図表 39 を参照されたい)。

図表 39 ステークホルダー・エンゲージメント事例

(「三農¹⁵¹に奉仕する責任」の例、2007年—2009年)

2007年 ステークホルダー評価		
<p>◆如郷村は、山岳地方の典型的貧困村である。昨年、SGCCは山の上まで送電ネットを作り、10軒以上の家庭に無料で電球等を取り付けた。現在、ランプは明るくなり、農業機械は動きだし、我々は、我々に明るさと暖かさを持ってくる SGCCに感謝する。</p> <p>◆僕の村は7月の洪水、土石流、土崩れ等の災害があっても停電してなかった。</p> <p>◆過去には、我々は電気がなくて、食後に眠くなり、本を読もうと思っろうとしていた。今は電気がないので、私は休みの時に家で読もうと思っ。現在、電気は自宅で利用でき、休みの時に大学から家に帰り、同級生をうらやましい必要がなくなった。</p>		
2008年 ステークホルダーの関心事とその対応		
<p>関心事：農村の送電していない地域の送電問題</p> <p>対応： ◆SGCCは2006年から「Power for All」プロジェクトを始め、サービスエリアを拡大し、2010年までに120万家庭、450万人へ送電する予定している。現時点まで、118.6万家庭の送電問題を解決した。</p>	<p>関心事：電力品質の改善、低価格で安全・高効率の送電問題</p> <p>対応： ◆農村送電ネットの構築、県レベルの送電ネットの改造および中部・西部農村送電ネットの健全に努めている； ◆リスクの高い顧客のために安全管理を強化し、電気使用安全宣伝教育によって、安全意識を浸透させ、現場・家庭訪問等のサービスを行う； ◆農村送電ネットの新しい技術を開発し、管理を強化して電力品質を改善する； ◆19と25の行政区（自治区）において、都市と農村の電気価格が同じになり、農村部において2008年は電気料金が1億元を減らした。</p>	<p>関心事：標準化される良いサービスを提供する問題</p> <p>対応： ◆窓口サービスの標準化を強化し、特徴があるサービスを開発し、農村電力提供サービスの「10条約束」を実現し、農村送電企業のサービス水準と管理能力を高める； ◆従業員の教育・キャリアアップ、知識・技能コンテストを行い、従業員能力を向上させる。</p>
2009年 ステークホルダー参加の具体内容・方法・実現システム		
<p>情報伝達 (SGCC⇒三農)</p> <p>内容：◆法規制による開示すべき情報（3つ公開政策、電気料金情報、徴収基準等）◆社会から寄せられた要求される情報（電気を安全に使用する知識、電気節約知識、事業の拡大による電力量増加の申請手続き等）◆「三農」にかかわる重要な情報（「Power for All」プロジェクト、「家電下乡」にかかわるサービスの提供等）</p> <p>方式：ウェブサイトでの情報の発表；営業所の通知；各メディアで定期的に披露；記者会見；チラシ、冊子、「连心ガード（宣伝・連絡冊子）」</p>	<p>情報伝達 (SGCC⇒三農)</p> <p>内容：◆法規制による開示すべき情報（3つ公開政策、電気料金情報、徴収基準等）◆社会から寄せられた要求される情報（電気を安全に使用する知識、電気節約知識、事業の拡大による電力量増加の申請手続き等）◆「三農」にかかわる重要な情報（「Power for All」プロジェクト、「家電下乡」にかかわるサービスの提供等）</p> <p>方式：ウェブサイトでの情報の発表；営業所の通知；各メディアで定期的に披露；記者会見；チラシ、冊子、「连心ガード（宣伝・連絡冊子）」</p>	<p>諮問・相談 (三農⇒SGCC)</p> <p>内容：◆農民とその所属団体の意見、クレーム、提案を聞く；◆農民とその所属団体の要請・期待を把握する；◆顧客満足度等の調査</p> <p>方式：「95598」サービスホットライン；インターネットでのフィードバック場；送電安定性・顧客満足度等の調査；業界調査・研究；特定問題の討議会</p>

(出典：『SGCC2007 社会責任報告』p.85、『SGCC2008 社会責任報告』p.78

『SGCC2009 社会責任報告』p.56 により筆者作成)

このような表示形式の変化から、2008年以來、ステークホルダーとのコミュニケーションが重要視されてきたことが理解できる。どのようなメカニズムによってステークホルダーが企業との対話を保障しているのか、ステークホルダーが何に強い関心を持っているのか、どのような要請を優先的に順位づけたのか、種々の要請にどのように具体的な行動を通じて応えたのか、こうした点について、2007年度から、より丁寧にかつわかりやすく読者に伝えるように努力してきたことを図表 39 の例を見ればわかるだろう。企業はステークホルダーとのコミュニケーションを確実に進めていることをアピールしていると思われる一方、このような開示によって、企業の透明性が高められることは確かである。

4. トップコミットメントにおいて語ったコミュニケーションの重視

¹⁵¹ 三農とは、農村経済・農業生産および農民生活の略称である。

最後に、トップコミットメントを参照して経営者の意識変化を確認しておこう。

まず、前述したように、経営者が「科学的発展観・和諧社会」への実現等を引き続き述べているが、「持続可能な発展・ステークホルダーの利益達成・地球環境への配慮」等の国際的な発言が多くみられるようである。

次に、2005年－2007年まで「CSRが重要であり、日常経営への浸透、戦略との統合等」という少し抽象的な主張より、2008年と2009年のトップコミットメントは会社の3年間のCSR実践を通じて得られた実務成果および成績を多数あげている。

そして、最も目立つようになってきたのはコミュニケーションの重要性に関する記述である。2008年のCSR報告書では、「ステークホルダーとの交流および協力は自社のCSR管理システムを推進させ、そして自社の持続可能な発展を実現させるカギである」とコミュニケーションの重要性に初めて言及し、翌年には「コミュニケーションが信頼を作り、責任が価値を創造する」とさらに進展された表現となってきた。コミュニケーション(CSR報告書開示を含む)の遂行がステークホルダーの信頼を集め、コーポレート・レピュテーションの向上につなげることを意識した経営者の宣言であるといえよう。こうして、SGCCは経営者の意識が変化し、CSR情報の開示を急速に改善させていると考えられる。

『SGCC2009年社会責任報告』のトップコミットメントにおいて、CSR報告書の役割について、「わが社が5年間にわたってCSR報告書を公表してきたことは、(ステークホルダー)とのコミュニケーションを強め、(科学的な)発展に対する共通認識を形成させ、(内外部のステークホルダーの)力を集め、自社と社会との持続的発展を調和・促進するプロセスである¹⁵²」と強調された。このような説明から、CSR報告書の作成・公表の過程は静的ではなく、動的なプロセスであると理解した考えがうかがえる。つまり、CSR情報が企業組織管理・企業経営・内外部のステークホルダーとの交流および協力等の一連のプロセスによる得られるデータであるため、開示されるCSR情報の改善によって、情報を生成するそれらのプロセスの再生ができる。TRMはまさにその成果であり、新しい管理方式へのチャレンジが最も評価できると考えられる。

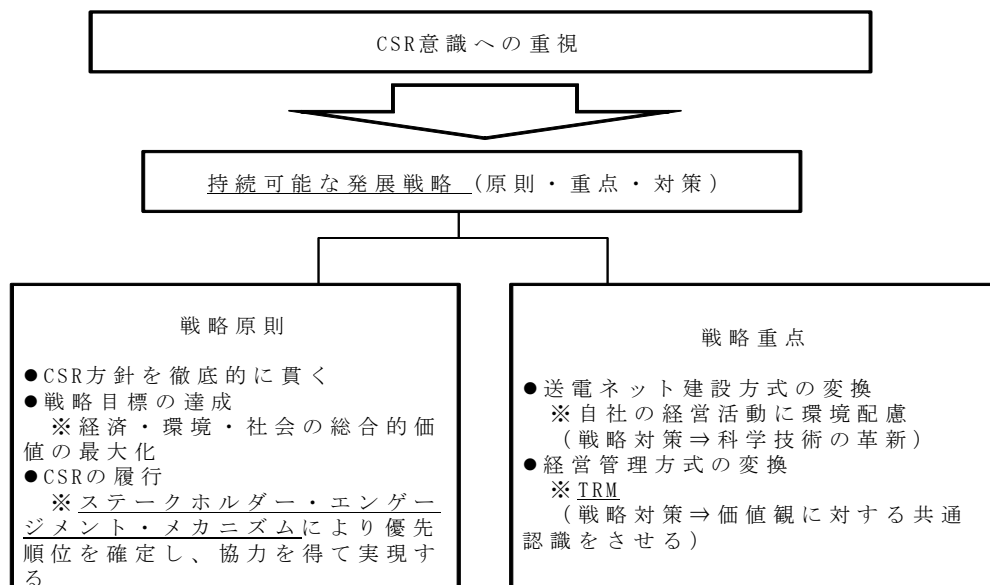
SGCCが始めたTRMに対しては学术界からも注目を浴びている。CSR報告書作成のプロセスがマネジメント・ツールとして活用されることを図り、それによってCSR経営を

¹⁵² 括弧内の文章は全文の内容や文脈により、筆者が補足したものである。

企業へ進展させようという研究動向も見られるのである。

5. 総括

図表 40 CSR 経営フレームワーク



（出典：筆者作成）

以上、2008年から開示されたCSR情報の変化、すなわち①持続可能な発展戦略におけるステークホルダーとの良好関係づくりの強調、②CSR情報生成の経営システムの変換、いわゆるTRMモデルの積極的な導入および実践への模索③ステークホルダー・エンゲージメントの開示形式の詳細化、④トップコミットメントでのコミュニケーション、CSR報告書の機能への意識変化という4つの項目の変化を詳しく考察してきたが、これらをCSR経営のフレームワーク構想の下に位置づけ、図表40のようにまとめてみた。そして、これらの考察・分析結果を次のように取りあえず簡潔に整理しておこう。

- 1) SGCCのCSR報告書は政府の政策の変換によって開示され、開示当初は、どちらかという、「政治責任」をやり遂げる要素が大きかった。
- 2) 上述の各項目をそれぞれ詳しく分析してきたが、CSR情報を公表しているうちに、経営者の意識が変化し、CSR報告書のパブリック・リレーションズ機能を認識し始めた。規制に照らして情報改善を図ったが、その重点はCSR報告書を通じて、より積極的に動き出し、企業の価値観が社会に受容され（共通認識の形成）、その上、ステークホルダーの企業への信頼を向上させることに着目して活

動(関係づくり)が行われるようになってきていると考えられる。

- 3) 上記の詳しく考察された項目だけではなく、図表 34 に書かれた 2007 年の『社会的責任の履行に関するガイダンス』¹⁵³ の出版、2009 年に新たな取り組みとして『グリーン発展白書(以下は『白書』とする)』¹⁵⁴ の開示、図表 35 のように国内の CSR 関連出版物の発行、ISO26000 国際標準制定の参加等の活発な活動もみられた。

SGCC の CSR 情報開示におけるアカウンタビリティ

SGCC の CSR 報告書の実践が反映しているアカウンタビリティは複雑であり、政府の政策・規制の要素と深くかかわっており、受動的な行動と能動的な行動が錯綜して進化しているように見える。

中国中央企業のアカウンタビリティを説明する際に、アカウンタビリティの難しさがあつたうえ、エージェントとプリンシパルのそれぞれの主体、また、主体間の関係の不明瞭がある実態は、さらにアカウンタビリティの履行を煩わしくしてしまう。

中央企業は法律上、全国民が所有しており、国民はプリンシパルとなるわけだが、国民が有する所有権を政府(国家)に譲渡し、さらに政府が国資委に資産の管理を委託している。このような関係を次のように表示できる¹⁵⁵。

- ① 国民(プリンシパル)→政府/国家(エージェント)
- ② 政府/国家(プリンシパル)→国資委(エージェント)
- ③ 国資委(プリンシパル)→中央企業(エージェント)

今回考察対象となる中央企業をエージェントとみなし、上記の法律契約をもっと明瞭かつ簡単に整理すれば、国民(プリンシパル)→政府/国家(一次的エージェント)→

¹⁵³ 『ガイダンス』においては①CSR に関連する概念(8 つ)が明確に定義され、②CSR を履行する際の 4 つの課題が取り上げられている。また CSR の履行の意義、自社が履行すべき責任(12 項目)、CSR を履行する理由とその実施方法などについても言及されている。90 頁に及ぶ『ガイダンス』が「同社の目指す方向性を細かく外部に公開している点において評価でき(藤井・新谷、2008、p.56)」、世界的に見ても企業レベルの貴重な試みであり、中国国内企業の CSR 報告に重要な刺激を与えたと思われる。

¹⁵⁴ 『白書』は環境配慮型企業の発展の考え、責任、要点、具体的な行動という 4 つの部分から構成されており、CO₂ の削減目標等が盛り込まれた。

¹⁵⁵ 本論文では、取りあえず、所有者の関係から極めて簡単な関係を考えて表示しており、社会契約に基づいた中央企業を取り巻くステークホルダーはもちろん本文で表示された国民・政府/国家・国資委だけではない。

国資委(二次的エージェント)→中央企業(三次的エージェント)となる。アカウントビリティの履行とはちょうどその手順の逆になり、つまり中央企業(三次的エージェント)→国資委(二次的エージェント)→政府/国家(一次的エージェント)→国民(プリンシパル)である。

アカウントビリティはエージェントが自分を正統化させるように説明する手段である。このようなアカウントビリティを理解する正統性理論に基づき、SGCCのCSR報告書の開示および改善を説明すれば、上記のエージェントとプリンシパルとの関係から2つの側面、すなわち、①中央企業の国民への正統性説明と②中央企業の政府/国資委への正統性説明と理解できる。

さらに、中国中央企業はミクロ経済における利益追求の一組織でありながら、政府の一機能部門であり¹⁵⁶、マクロ経済への参与と調整という役割も果たしている¹⁵⁷。このような中央企業が生まれつきの性質から、①企業としての中央企業と②政府機能部門としての中央企業という二重機能に分けることができる。

上記のような整理から、中央企業のアカウントビリティは4象限¹⁵⁸に分けることもできる。ただ本論文は主に中央企業の2つの機能を区分し、2つの側面から分析してみる。

1) 政府の機能部門として政府/国家(または国資委)および国民への正統性説明

SGCCは中央企業が政治責任(政府に対する責任¹⁵⁹)を負い、このような責任は中央企業が国家意志を表し、他の企業の模範になる責任があると理解できるのであろう。このような理解に基づき、政府の呼び掛けに率先して応え、CSR報告書の開示という形で表していると考えられる。

また、第2章で述べたように、中国政府は政治正統性の再構成は「科学的発展観」にもとづく「和諧社会」の構築等の指導理念を創出しようとしている。「政治責任」を有する中央企業は中央政府の政策に全力を上げて協力するのは当然である。なぜならば、中央企業の企業正統性の一部は政府・国家・中央政府の正統性に求めるからである。

¹⁵⁶ 王・葛(2009)、p.527

¹⁵⁷ 李春秋(2010)、p.33

¹⁵⁸ 4象限とは、①企業として国民への正統性、②企業として政府/国資委への正統性、③政府機能部門として国民への正統性、④政府機能部門として政府/国資委への正統性、であるが、さらに国資委と政府を分けると、より多くの象限が得られる。

¹⁵⁹ 『SGCC2005年度社会責任報告』、p.2

2) 企業として政府および国民への正統性説明

第5章で述べたように、これは社会に対して企業正統性を説明し、アカウントビリティを履行することであり、中央企業にとってまだ浅い経験しかない責任である。

正統性理論を用いて中国企業のCSR情報開示を解明しようとした2つの実証研究があった。沈・金¹⁶⁰の研究では2002年の「ガバナンス準則」が公布されてから、CSR情報を開示する上場企業の数が増えてくるものの、情報の質はそれに相当する改善が見られていないことが証明された。李¹⁶¹の実証研究では、法規制という要因はCSR情報の開示に働きかけるが、メディアの注目度という要因は開示されるCSR情報の質に強く影響することが明らかにされた。企業正統性の欠如でメディアに注目される場合であれば、企業はCSR情報の質を高めていくということになる。簡単にまとめれば、企業の外部制度が変化した場合、企業は正統性を示すために動きだし、CSR情報の開示を行う。しかし、制度の変化はCSR情報の開示という行動に働きかけるが、情報の質を向上させることには期待できないのである。正統性の欠如を克服するためには、企業がCSR情報の本質的な改善を行う必要がある。

ここ数年、独占企業である中央企業におけるCSR履行の問題は社会的関心を集めてきた¹⁶²。数多くの批判の中で、最も代表的なものを次に列挙してみる。

まず、挙げられるのは中国儲備棉管理総会社の巨額損失事件¹⁶³、中国航空油料集団会社の投機取引事件¹⁶⁴、華南地域の燃油不足事件¹⁶⁵といった中央企業の不祥事である。これらの事件がマスコミに大きく取り上げられ、社会に大きな波紋を呼んだ。

¹⁶⁰ 沈・金(2006)、pp.84-87

¹⁶¹ 李,前掲論文。

¹⁶² 常・余(2010)、p.111

¹⁶³ 2003年に、綿の減産と糸の需要急増という影響を受け、中国国内市場における綿の価格が上昇していた。中央企業である「中国儲備棉管理総会社」は利益を追求するため、高値で海外から綿を大量に購入して買い占めをし、国内市場には売り惜しみ、大幅値上げを助長した。ところが、2004年3月、綿価格の下落によって同社の資本金10億元の半分が無くなって、損失を招いた。利益追求のため、同社が中央企業の持つマクロ経済調整という役割が機能せず、しかも巨額な損失を国家に負担させたという形で終わらせることになったこと等について同社は社会から大きな非難を浴びた。

¹⁶⁴ 中国航空油料集団会社のシンガポール支社は政府が明文で禁止する投機取引を行い、2004年11月には、店頭市場の石油デリバティブ取引による損失が5億5400万ドルに至った。そして12月に破産保護を申請した。この事件は中央企業のコンプライアンス違反、コーポレート・ガバナンスの欠如等のCSR不履行を反映している。

¹⁶⁵ 2005年8月、広州を中心とする中国華南地域で現れた燃油不足事件である。中国市場の85%を占めている中国石油化工集団・中国石油天然ガス集団の2つの中央企業はこの事件において「社会的責任の欠如」と社会から強く批判された。

そして、格差社会・腐敗等の社会問題につながるものが顕著になってきた権力集中化、組織の官僚化、収入の分配の不均衡、資源の浪費、「権銭交換(腐敗)」等の問題¹⁶⁶や、独占価格、独占利益を確保するための不道德な行為、たとえば、帰省のピーク時期における鉄道運賃の一時的な高騰、原油の高い価格設定、民営企業の買収等がある。前述した実証研究を踏まえ、SGCC がステークホルダーとの関係を重視するようになってきており、自ら積極的に CSR 情報の改善を行った理由は中央企業の正統性の欠如という危機に直面し、その克服を喫緊の課題として強く意識しているのである。

上記のいずれのアカウンタビリティの履行にも、SGCC がコミュニケーションを重視し、CSR 報告書を通じて正統性を説明するように努めていると考えられる。

以上、本章では、中国の代表的な中央企業である SGCC における 5 年間の CSR 報告書を取り上げてその特徴を考察してきた。まず、①持続可能な発展戦略、②TRM、③ステークホルダー・エンゲージメント、④経営者のトップコミットメント、これらの 4 項目に焦点を当て詳細に検討を加え、分析してきた。政府政策の転換および国資委の規制によって、SGCC は CSR 情報を開示し、改善しながら、徐々に受動的行動から積極的に変容してきたことを明らかにした。すなわち、最初、SGCC の CSR 報告書の開示は「政治責任」を達成する要因が大きかったが、経営者の意識の変化の下で、パブリック・リレーションズ的な CSR 報告書を通じてステークホルダーの信頼を獲得し、共通認識を形成しようという認識を次第に持つようになり、CSR 報告書のコミュニケーションの役割を活かしている開示となってきている。そして、本章では、正統性理論を援用して、SGCC のケースを通じて見られた中国中央企業の CSR 報告書が果たすアカウンタビリティを 2 つの側面から説明できると明示した。すなわち、政府機能部門としての正統性説明、企業としての正統性説明となる。これは中国中央企業の CSR 報告書が最も大きな特徴である。

最後に、このような中国企業の政治正統性への追求が企業におけるアカウンタビリティ実践に与える影響を検討する。

まず、企業正統性と政治正統性の関係¹⁶⁷について見てみる。

第 2 章の正統性に関する先行研究で整理したように、企業正統性が政治正統性の研究に起源がありそのため企業正統性は政治正統性と関連性があると思われる。政

¹⁶⁶ 陳(2010),p.211

¹⁶⁷ 戴(2010)、pp.96-101

政治正統性は国家・制度というマクロレベルにおいて論じる正統性であるのに対して、企業正統性はミクロレベルにおいて論じる正統性となる。また、政治正統性は階層的な関係(上位階層の支配対下位階層の服従)を表しており、企業正統性は政治正統性の中に含まれる。2つの正統性が同時に存在し、企業正統性が政治正統性に一定程度の服従が必要なのである。このような服従には、企業対政治の正統性を獲得・維持する活動等が考えられる。

Grayらは正統性理論を論じた時にも、2つの正統性形式があると述べたうえで、次のようにそれぞれについて説明した¹⁶⁸。

「1つは独立した組織としての正統性である。たとえば、不祥事等による財務状況に追いつかれる企業が存在する正統性である。もう1つはマルクス思想から考えられた制度(System、例えば、資本主義制度)、そしてそこから生じた問題による正統性である。この2つの正統性に対して、CSRが利用されている。2つ目の正統性については、その独立な組織が生き残るより制度が残るのはCSRの役割であると主張した」。

中国国有企業(中央企業を含む)は欧米における国営の性質を有する公益企業と比較して異なる使命があり、それが中国社会主義政治制度の特殊性でもある。

また、中国では、国有企業はいまだに最も重要な経済主体であり、一般企業と比べてより広範な社会的影響力を持ち、より多くのステークホルダーと関連している。国有企業は政治責任を負わなければならないと指摘され、例えば、国民経済の命脈部分をコントロールして国家経済・政治・軍事・安全を保障することや、社会安定を守って政府の政策、目標等を支持することといった責任があげられている。換言すれば、こうした国有企業は個別企業としての正統性の一部が政治と絡んでおり、企業正統性を図る際に、政治正統性を強く求めることは当然である。資本市場の非合理性でCSR情報開示に関する経済効果があまり見られない経済転換期の中国において、このような政治正統性を獲得することは中国企業のCSR情報開示に急成長をもたらしていると考えられる。

政治正統性を獲得するため、多くの国有企業は受動的にCSR情報を開示することは否めないが、本論文で取り上げられた中石油及びSGCCケースを見ればわかるように、CSR情報開示において反映されるアカウンタビリティの履行は受動的な行動と能

¹⁶⁸ 山上監訳(2003)、p.47

動的な行動が錯綜して進化していくようにも見える。つまり、最初、政治正統性を求めるCSR情報開示であったが、アカウントビリティの実践を行っていくうちに、企業のアカウントビリティ概念への理解及び認識の向上につながっていくと考えられるのである。筆者の研究だけではなく、例えば、楊・沈¹⁶⁹の中国企業の管理層を対象としたアンケート調査においても、彼らはCSR情報開示に対して能動的と受動的という2つの態度が混在していることがはっきり見えた。アカウントビリティの経験は中国企業にとってまだまだ少ないが、本論文で考察されたCSR情報開示といった実践によって今後の発展が期待されている。

おわりに

20世紀90年代から、欧米や日本におけるCSRを喚起する風潮が中国にも影響してきた。中国社会において、中国に適したCSRの導入を模索する研究や実践活動が展開され、中国企業におけるCSR情報開示に著しい変化をもたらし、特に、独立したCSR報告書が急増してきた。2000年に中石油が中国初のCSR報告書を公布してから10年、現在、中国企業におけるCSR報告書の公表比率はかなり高くなってきている。

なぜこのような動きがあったのかという問題意識を持ち、本論文では、アカウントビリティの視点において、アカウントビリティ理論と正統性理論を統合したフレームワークを援用し、中国企業におけるCSR情報を考察してきた。

本論文のおわりにあたって、まずこれまでの本論文の流れ及び内容を確認し、各章を取りまとめて、最後に本論文から得られた知見を述べることにする。

第1章において、本論文で用いられている概念を明確にさせたうえで、次のことを確認した。①本論文で考察する「中国企業」は主に「中央企業」及び「上場企業」とする。②本論文での研究対象である「CSR情報」の範囲はISO26000国際規格における7つの分野に準じて広く捉える。③CSR情報開示を検討する際に、財務諸表及び独

¹⁶⁹ 楊・沈(2008)のアンケート調査によれば、中国企業の経営者が賛同したCSR情報開示の目的は「企業イメージの向上」、「ブランド地位を固める」、「投資者を引き付ける」の3つの項目を上位に挙げている。この結果から、中国経営者はCSR情報開示に対して長期的及び間接的利益を期待しており、CSR情報開示の重要性を認識していることがうかがえる。その一方で、CSR情報開示の動機に関する調査結果は、回答者の半数以上(55%)は「CSR情報の開示には管理層の自らの決定である」と答えたが、「管理部門の要求による開示」を同時に選択した回答者も46%を占めている。

立した CSR 報告書という 2 つの異なる開示形態を分けて考察を行う。

次に第 2 章では、アカウンタビリティと正統性の概念とその役割について考察し、両者を本論文のフレームワークとして援用することについての説明をし、CSR 情報開示という現象について、企業外部者の要請及び企業の開示活動という 2 つの側面から分析していく本論文の研究アプローチを明らかにした。

第 3 章では、CSR 情報開示の制度的要請と極めて密接に関連している政府の政策展開を確認した。まず、社会主義市場経済への改革という経済路線の転換が中国企業における CSR 情報開示に及ぼした変化を検討した。そこには少なくとも次の 4 つの変化があった。①国有企業改革により生じた弊害が顕現化され、企業と社会に反省させつつ、CSR の重要性を確認させ、CSR 情報開示を促進させた。②国有企業における現代企業制度が確立したことによって、それに適用される中国の企業会計制度の改革がもたらされ、企業に外部への情報発信というアカウンタビリティ概念を認識させた。③国有企業の株式会社化と証券市場への上場によって、ガバナンス問題が顕現し、その解決策の 1 つとして、証監会により「ガバナンス準則」が定められ、中国企業の財務諸表におけるガバナンス情報を含む CSR 情報の開示に変化をもたらした。④「非流通株」の改革、つまり上場企業のガバナンス構造が改進されるとともに、「会社法」及び「証券法」が大きく改正され、「会計準則」が新しく制定された。その中の 1 つの特徴である従業員福祉費用に関する開示を取り上げて説明を加えた。そして、中国政府が新しく提起した「科学的な発展観」、「和諧社会」の概念等を説明したうえで、この新しい思想によって、法律の改正、CSR 情報開示の研究の進展等を含む様々な側面への影響を考察した。

第 4 章においては、まず、中国企業会計を規範化する制度的枠組みにおける CSR 情報開示を考察した。すなわち、「会社法」、「証券法」及び「会計法」の 3 つの法律と、それらの法律に基づいて制定される規則等における CSR 情報開示に関する制度的なものを詳しく整理した。2005 年前後、これらの法律・規則が大きく改正され、中国企業の目論見書、年次報告、中間報告等における CSR 情報開示に著しい変化をもたらしたのである。そこで、本論文の 1 つの目的、すなわち、これらの法的・制度的な開示システムを整理し、中国企業の CSR 情報開示に関して義務化されたものを①ガバナンス関連、②従業員報酬関連、③環境関連の 3 点に類型化し、その内容を明確にした。そして、権威がある各官庁により発行された規定やガイドラインも取り上げ、最近

の動向を加えて検討を行った。これらの規定は強制的で義務的なものと異なり、財務諸表におけるCSR情報開示よりアカウントビリティの法的根拠は弱いものである。しかし、行政管理が強い中国においては極めて影響力が大きいと考えられ、特に、最近では、中国企業にCSR情報を強制的に開示させるという傾向が強まっていることが本論文の検討によって確認できた。これらの規制を分類して整理したことによって、アカウントビリティの視点における企業外部者の要請を明らかにし、全体的に把握できた。

続いて第5章では、まず、中国企業におけるアカウントビリティの歴史変遷をたどった。アカウントビリティの受益者の変化という角度から、中国企業は外部へのアカウントビリティ履行の歴史が非常に短いことを明らかにした。そして、中石油が不祥事後のCSR情報開示の事例分析を通じて、20年のアカウントビリティの経験をしか持っていない中国企業からするとアカウントビリティへの認識が明らかに向上してきていることが分かった。2003年に、中石油は「HSE報告」を開示していたにもかかわらず、まったく事故に言及していない対応と対照的で、2010年では、CSR報告書において、事故を開示したうえ、説明及び特集も加えた。このような説明は決して制度・規制で規定されたものではないと考えられる。これを正統性理論で分析し、CSR情報開示が社会認識及びイメージを変えるツールとして活用されており、企業正統性を維持する手段として使われているのである。

さらに、中石油の事例以外に、第6章において、中央企業であるSGCCにおける5年間のCSR報告書を時系列的に、より詳細的に考察した。そこから見たSGCCのアカウントビリティを正統性理論で解釈しながら分析して説明した。この事例分析を通じて、SGCCの実践からみたアカウントビリティの履行には、受動性及び能動性、両方が混在していることを明らかにした。すなわち、中央企業は単なる行政命令に受動的に受けてCSR報告書を公表しているのではなく、そのアカウントビリティの履行によって能動的になり、各ステークホルダーとのコミュニケーションの1つの手段として、CSR報告書を活用していることは明らかである。この能動性こそは中央企業のCSR報告書が急増した原因であると考えられるのである。さらに、こうした分析から、中国企業におけるCSR報告書が持つ独自の意味を抽出でき、すなわち、政府職能部門としての正統性の説明、企業としての正統性の説明というアカウントビリティの2側面があることは中国企業のCSR報告書が持っている最大の特徴なのであると結論づけた。

以上総括すれば、本論文では、アカウントビリティ理論と正統性理論とを統合した

フレームワークの下で、まず第1に企業外部者からのアカウントビリティの要請については、制度会計の枠組みとその枠組みを超える行政管理に関する法律・規制・規定やガイドライン等をできる限り幅広く取り上げ、整理を行い、これによって、中国企業のCSR情報開示の受動的な側面を明らかにしたのである。本論文の「はじめに」で設定した一つ目の課題、すなわちできる限り中国におけるCSR情報開示に関する法律、規則、公文書等を整理し、体系的に中国におけるCSR情報開示を規制する制度の現状を明らかにすることは、ほぼ達成できたと思われる。また第2の課題であった中国におけるCSR情報開示に関する事例研究を通じて、なぜ国有企業、とくに財務諸表を公表していない中央企業が積極的にCSR情報開示に取り組んでいるのかという問題にも、アカウントビリティ理論と正統性理論とを統合したフレームワークの援用によって一定程度解明できたのではないかと考えている。中国企業の実例を通じて分析し、中国企業のCSR情報開示の能動的な側面を明確に示し、中国企業におけるアカウントビリティ履行の受動性及び能動性の両側面を全体的に把握し、相互補完的にCSR情報開示を説明づける論拠から構成されているフレームワークに基づいてCSR情報の公開を説明したのである。

論文の最後に、今回の研究により得られた研究成果から筆者の私見を述べてむすびにかえたい。

まず、受動的であろうか、能動的であろうか、中国では、CSR情報開示は確実に増加してきている。このような企業の実践、特にベスト・プラクティスは大きな意味を持っていると考えている。本論文の中でも言及したが、国資委は「指導意見」を制定する前の研究会において、SGCCを含めるCSR情報開示を積極的に取り組んでいる企業のケース・スタディを行った。また、国資委は現在のCSR活動の特徴及び問題点を見て今後の規制を制定するという考え方を示している。したがって、企業が行った実践は規制の制定に影響を及ぼすことと予想できる。また1つは、考察された事例が示唆しているように、政府の規制に従う受動性と、企業自らが各ステークホルダーとの積極的に交流するという能動性とが、このように混在するものから生まれたスパイラル効果が最終的に、CSR情報開示の向上につながっていくのである。

そして、本論文の事例考察から得られた中国企業の政治正統性を求める主導性は中国企業の社会的側面の一表現であり、CSR情報を積極的に開示する動因でもある。この動因の解明も意味があると考えている。というのは、いかに企業のCSR情報

開示を推進するののかという問題を考える前に、その前提として、企業の CSR 情報開示を働きかける要因の把握が必要であろう。例えば、多くの学者は実証研究を行い、CSR 情報開示と財務パフォーマンスとの関係を証明することも同じである。しかし、中国の著名な会計学者葛家澍が「会計学は社会科学であり、政治・経済・文化等の各要因の影響を受け、さらに、これらの要因にはたくさんのサブ要因もあり、各要因が相互に影響し、連動し、実証研究がすべての要因を変数としてモデルの中に取り入れることができない。さらに、数学モデルにまで抽象化し、不変な環境の下で重複して試した結果は実証研究の応用を限定しており、このような実証研究は会計の核心問題を解決できない¹⁷⁰⁾」と指摘している。CSR 情報開示の研究には、企業の社会的側面を重視しながら研究を行うべきである。

企業は制度・文化等の企業を取り巻く環境の中に存在し、それは企業の「性格」を形成させるのである。その「性格」は企業の行為に影響し、CSR 情報開示にも例外ではない。各国の異なる社会、政治、文化の背景において、各国の企業が異なるガバナンス構成及び取引モデルを形成される可能性があり、それは企業の財務及び会計行為に大きな影響を与えるはずである。例えば、中国企業の取引が「関係」に依拠し、外部投資者への高い質の財務報告を提供する動機があまりないという特徴もある。特に CSR は価値観に基づいた観念であり、文化的環境・社会的環境の違い等について多角的な考察が必要とある。

また、本論文でも言及したが、現時点では、自発的な CSR 情報開示が主流になっている。この「自由演技」こそは「企業情報利用者への選択できる情報開示として、企業経営者が企業と企業のステークホルダーとの利益均衡を考慮した上の意思決定である¹⁷¹⁾」ため、今後、ますます情報利用者の注目が集められるのであろう。企業経営者の各ステークホルダーに対する意識が表せる CSR 情報開示の改善に取り組むこと、換言すれば、CSR 報告書を含む外部への報告についてのパブリック・リレーションズ的な機能をいか発揮するのかは、企業経営者の職能の一つとして認識でき、管理会計の一研究分野にも属している。外部報告のパブリック・リレーションズ的な役割は少なくとも、世論に影響を与える役割がある¹⁷²⁾と考えられる。これは近年注目が浴びて

¹⁷⁰⁾ 葛・占(2007)、p.6

¹⁷¹⁾ 張・廖(2010)、p.28

¹⁷²⁾ 水野(1990)、p.60、最も簡潔に表すものとして、「X(行為)+Y(行為の説明方法)=公衆態度」と

いる櫻井教授の「コーポレート・レピュテーション」の研究における重要な分野でもある¹⁷³。コーポレート・レピュテーションの構築には、企業とコミュニティとの良好な関係作り（パブリック・リレーションズ）が欠かせない。企業を取り巻く内部と外部の多様なステークホルダーとの良好な関係作りに CSR 情報開示が果たすべき役割についての一層の理論的・実証的研究とそれに基づく企業の実践的活動が大きな課題となっている。

いう公式があり、つまり、「出来事は、その説明とあいまって、世論を動かす」のである。

¹⁷³ 櫻井(2005、2008)

参考文献

英語文献

Ackerman,R.W.(1973)How companies respond to social demands, *Harvard Business Review* ,Vol.51,No.4,pp.88-98

Berle,A.A.(1931)Corporate powers as powers in trust,*Harvard Law Review*, Vol.44,No.7,pp.1049-1074

Berle,A.A.(1932)For Whom are Corporate Managers Trustees:A note, *Harvard Law Review*, Vol.45,No.7,pp.1365-1372

Berle,A.A.(1962)Modern functions of the corporate system, *Columbia Law Review*, Vol.62,No.3,pp.433-449

Bowen,H.R(1953) *Social responsibilities of the businessman* New York : Harper

Carroll,A.B.(1979)A Three-Dimensional Conceptual Model of Corporate Performance,*Academy of Management Review* ,Vol.4, No.4,pp.497-505

Cho, C. H., & Patten, D. M. (2007). The role of environmental disclosures as tools of legitimacy: A research note,*Accounting, Organizations and Society*, Vol.32,No.7-8,pp.639-647

Deegan,C.,Rankin,M. & Voght,P(2000) Firms ' disclosure reactions to major social incidents: Australian evidence,*Accounting Forum*,Vol.24,No.1,pp.101-130

DiMaggio, P.J.& Powell ,W. W.(1983)The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields,*American sociological review* ,Vol.48,No.2, pp.147-160

Dodd,E.M.(1932) For whom are corporate managers trustees?*Harvard Law Review*, Vol.45,No.7,pp.1145-1163

Donovan,O.G(2002) Environmental Disclosures in the Annual Report: Extending the Applicability and Predictive Power of Legitimacy Theory, *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.15,No.3, 344-371

Epstein, E.M.(1987)The corporate social policy process: Beyond business ethics, corporate social responsibility, and corporate social responsiveness, *California Management Review*,Vol.29,No.3,pp.99-114

Frederick,W.C.(1994)From CSR1 to CSR2: The Maturing of Business-and-Society Thought, *Business Society*, Vol.33,No.2,pp.150-164

Garriga, E.& Mele, D.(2004) Corporate social responsibility theories: Mapping and territory, *Journal of Business Ethics*, Vol.53, No.1-2, 51-74.

Gray, R., Owen, D. & Adams, C., *Accounting and Accountability: Changes and Challenges in Corporate Social and Environmental Reporting*, Prentice Hall, 1996. (山上達人監訳、水野一郎、向山敦夫、國部克彦、富増和彦、2003、『会計とアカウンタビリティ-企業社会環境報告の変化と挑戦』、白桃書房)

Gray, R., Owen, D. & Maunders, K., *Corporate Social Reporting: Accounting and Accountability*, Prentice-Hall, 1987. (山上達人監訳、水野一郎、向山敦夫、國部克彦、富増和彦 1992、『企業の社会報告—会計とアカウンタビリティ』、白桃書房)

Hooghiemstra, R. (2000) Corporate Communication and Impression Management - New Perspectives Why Companies Engage in Corporate Social Reporting, *Journal of Business Ethics*, Vol.27, No.1-2, pp.55-68

Manne, H.G. (1962) The "Higher Criticism" of the modern corporation, *Columbia Law Review*, Vol.62, No.3, pp.399-432

Newson, M. & Deegan, C. (2002) Global expectations and their association with corporate social disclosure practices in Australia, Singapore, and South Korea, *The International Journal of Accounting* Vol.37, No.2, pp.183- 213

Patten, D.M. (1991), Exposure, legitimacy and social disclosure, *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.10, No.4, pp. 297-308

Patten, D. M. (1992) Intra-industry environmental disclosures in response to the Alaskan oil spill: A note on legitimacy theory, *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 17, No.5, pp.471-475

Pistor, K. & Xu, C.G. (2005) Governing Emerging Stock Markets: legal vs administrative governance, *Governing emerging stock markets*, Vol.13, No.1, pp.5-10

Suchman, M.C. (1995) Managing legitimacy: Strategic and institutional approaches, *Academy of Management Review*, Vol.20, No.3, pp.571-610

Waddock, S. & Bodwel, C. (2000) From TQM to TRM: Emerging Total Responsibility Management Approaches *Journal of Corporate Citizenship*, summer, No.2, pp.113-126

Waddock, S. & Bodwell, C. (2002) Managing Responsibility: What Can Be Learned from the Quality Movement? *California Management Review*, Vol.47, No.1, pp.25-37

Wartick, S.L. & Cochran, P.L. (1985) The Evolution of the Corporate Social Performance Model, *Academy of Management Review*, Vol.10, No.4, pp.758-769

Welford, R. (2005) Corporate Social Responsibility in Europe, North America and Asia, *Journal of Corporate Citizenship* Jan, No.17, pp.33-52

Wood, D.J. (1991) Corporate social performance revisited, *The Academy of Management Review*,

Vol. 16 ,No. 4, pp.691-718

Fortune ホームページ Fortune Global 500 <http://money.cnn.com/magazines/fortune/> 2012 年 3 月より

中国語文献

常磊・余莉(2010)「垄断行業社会責任的再思考」『中国商界』第1期総190期pp.111-112

陳冬華・章鉄生・李翔(2008)「法律環境、政府管制与隱性契約—来自我國上市公司醜聞的經驗証据」『經濟研究』第3期 pp.60-72

陳宗興(2010)『中国企業社会責任建設藍皮書(2010)』人民出版社

戴鑫(2010)「政治合法性与組織合法性理論比較研究」北京理工大学學報(社会科学版)第12卷第6期 pp.96-101

付磊(2007)「我国企業會計改革的回顧与思考」『會計研究』第12期 pp.23-28

葛家澍(2001)「關於我国會計制度和會計準則的制定問題」『會計研究』1期 pp.4-8

葛家澍・占美松(2007)「關於実証會計研究的思考」『财会通訊・綜合版』第12期 pp.6-9

国家電網公司(2007)『国家電網公司履行社会責任指南』中国電力出版社

黄曉鵬(2010)『企業社会責任:理論与中国实践』社会科学文献出版社

黄雷・藍輝旋・叶勇(2010)「股權分置改革对上市公司治理和資本市場的影響及对策研究」『經濟体制改革』第2期pp.64-67

李春秋(2010)「央業社会責任價值探析」『企業文明』第4期p.33

李勤(2012)「社会責任对对企业價值創造影響的实証研究——来自上市公司2009年社会責任報告的經驗証据」『會計之友』第2期pp.67-71

李詩田(2010年)『基于合法性和代理衝突的社會責任信息披露動因研究』經濟科学出版社

李偉陽(2010)「企業社会責任:企業發展的新段階」『WTO 經濟導刊』第5期総第82期 pp.40-42

李偉陽・肖紅軍(2010)「全面社会責任管理:新的企業管理模式」『中国工業經濟』第1期総262期 pp.114-123

李兆熙・張永偉(2008)「中国国有企業制度30年的變革」『黑龍江社会科学』第5期総第110期 pp.10-13

林波・張墨寧・融慧・陶思遙(2010年)「王敏:層層試点責任根植」『WTO 經濟導刊』第1期総78期

pp.22-26

劉玲(2007)「国有企業社會責任研究—以“企業—政府—社會”關係為框架」『社會觀察』9月
pp.95-96

劉永佶(2002)『民權國有—作為所有者的勞働者對国有企業改革的思考』中國經濟出版社

劉玉廷(2001)「《企業會計制度》的中國特色及與國際慣例的協調」『會計研究』第3期 pp.3-8

毛洪濤·吉利(2005)「我國上市公司信息披露理論研究評估」『會計研究』第9期pp.26-95

錢紅光鄧杰(2010)「關於社會責任會計信息披露的調查分析」『審計月刊』第9期總第269期
pp.45-46

沈洪濤(2010)「公司社會責任和環境會計的目標與理論基礎」『會計研究』第3期pp.86-93

沈洪濤·金婷婷(2006)「我國上市公司社會責任信息披露的現狀分析」『審計與經濟研究』
pp.84-87

沈洪濤·宋獻中·許潔瑩(2010)「我國社會責任會計研究：回顧與展望」『財經科學』第4期總265期
pp.102-109

沈洪濤·楊熠(2008)「公司社會責任信息披露的價值相關性研究—來自我國上市公司的經驗證據」『當代財經』第8期總280期pp103-107

沈洪濤·楊熠·吳奕彬(2010)「合規性、公司治理與社會責任信息披露」『中國會計評論』第8卷第3
期pp.363-376

沈志漁·劉興國·周小虎(2008)「基於社會責任的國有企業改革研究」『中國工業經濟』第9期總
246期pp.141-149

宋獻中·龔明曉(2007)「社會責任信息的質量與決策價值評估—上場公司會計年報的內容分析」『會計研究』2007年第2期pp.37-43

宋獻中·李詩田(2009)「我國上市公司社會責任報告的統計分析」『中國註冊會計師』第6期
pp.24-28

田志龍·高勇強·衛武(2003)「中國企業政治策略與行為研究」『管理世界』第12期、pp.94-106

王利平·葛建華(2009年)「合法性視角下的國有企業組織制度變遷」『管理學報』第6卷第4期
pp.527-531

王贊(2007)「淺論政治合法性資源的重要性」『決策探索(上半月)』第7期 pp.87-88

吳婧·朱蕾(2011)「股權分置改革對上市公司績效影響的分析」『中國集體經濟』第15期 pp.104-
105

肖文娟 雷錦生(2010)「我國上市公司社會責任信息披露的現狀分析」『中國商界』第12期

pp.70-71

許家林・劉海英(2010)「我国央企社会責任信息披露現狀研究—基于2006~2010年間100份社会責任報告的分析」『中南財經政法大學學報』第6期總第183期 pp.77-84

徐尚昆・楊汝岱(2007)「企業社会責任概念範疇的歸納性分析」『中國工業經濟』第5期總230期 pp.71-79

楊熠・沈洪濤(2008)「我国企業对社会責任信息披露的認識和實踐」『審計与經濟研究』第23卷第4期 pp.51-55

張萍(2008)「我国企業社会責任信息披露研究」『消費導刊』第6期 pp.55

趙秀梅(2004年)「中国 NGO 对政府的策略:一個初步考察」『開放時代』第6期 pp.5-23

趙凌云・康旭江(2010)「上市公司社会責任信息披露研究—来自深圳證券市場石化塑膠行業2005-2008年的經驗数据」『經濟与管理』第8期 pp.40-45

張学勇・廖理(2010)「股權分置改革、自愿性信息披露与公司治理」『經濟研究』第4期 pp.28-53

鐘宏武(2009年)『中国企業社会責任發展指数報告2009』經濟管理出版社

鐘宏武・張唐楨(2010年)「中央企業社会責任工作現狀与問題研究」『企業文明』第4期 pp.33-35

朱凱(2009)「浙江民營企業社会責任与股票市場關連性的實証研究:基于信息披露的視角」『商場現代學』6月上旬刊總577期 pp.118-119

邹相煜・王一川(2008)「上市公司社会責任信息披露与公司价值的相關性」『财会月刊』第5期 pp.9-11

中国社会科学院經濟學部企業社会責任研究中心(2011年)『中国企業社会責任研究報告(2011)』社会科学文献出版社

國家電網公司ホームページ

<http://www.sgcc.com.cn/>2012年3月より

『SGCC2005年社会責任報告』~『SGCC2009年社会責任報告』

『綠色發展白皮書』

企業社会責任中国網

<http://www.csr-china.net/templates/node/index.aspx?nodeid=e3c15c6a-4528-4cdf-a6be-b07f87dd6652&page=contentpage&contentid=c29d988f-a30c-4bb3-83e2-eb24e8414096> 2012年3月

「上場企業のガバナンス報告とCSR報告の作成及び監査手引き」

南方週末

<http://www.infzm.com/content/62739> 2012年3月より

「大孤山の陰霾—中石油大連石化火災事故」

商道縱橫ホームページ

<http://www.syntao.com/> 2012年3月より
『価値発見之旅 2010 中国企業可持續發展報告研究』

上海証券取引所ホームページ
<http://www.sse.com.cn/sseportal/ps/zhs/home.html> 2012年3月より
「上海証券取引所における上場会社の環境情報披露手引き」
『中国石油天然ガス株式会社 2010年年度報告』
『紫金鉱業集団株式会社 2010年年度報告』

深セン証券取引所ホームページ
<http://www.szse.cn/> 2012年3月より
「深セン証券取引所における上場企業の社会的責任ガイダンス」
「深セン証券取引所における上場企業の情報開示の評価方法」
『万科 2011年度報告』

網易
<http://news.163.com/06/1114/02/2VRSKH01000120GU.html> 2012年3月より
「財富公布企業社会責任排名、中石油国家電網倒數」

新華網
http://news.xinhuanet.com/fortune/2012-01/10/c_122562336.html 2012年3月より
「專訪彭華崗: 国資委将發布企業社会責任新政」

新浪
<http://finance.sina.com.cn/chanjing/b/20061115/16073081003.shtml> 2012年3月より
「国家電網質疑財富雜誌排名: 我们不缺社会責任感」

中国安全生産網
<http://www.aqsc.cn/101814/101919/82865.html> 2012年3月より
「中石油西南油氣田分公司重慶開県川東北氣鉍 12.23 特大天然氣井噴事故」

中華人民共和國財政部ホームページ
<http://www.mof.gov.cn/> 2012年3月より
「中華人民共和國會計法」
「企業財務會計報告条例」
「企業會計制度」
「金融企業會計制度」
「小企業會計制度」
「企業會計基準」
その他の會計制度に関連する規定

中国企業連合会・中国企業家協会ホームページ
<http://www.cec-ceda.org.cn/> 2012年3月より
「中国企業 500 強ランキング」

中国国务院国有資産監督管理委員会ホームページ
<http://www.sasac.gov.cn/n1180/n1226/n2425/index.html> 2012年3月より

「關於中央企業履行社會責任的指導意見」
「國務院國有資產監督管理委員會出資企業名單」
「國家電網公司首次發布社會責任報告」
「國資委負責人就『關於中央企業履行社會責任的指導意見』答記者問」
「中央企業履行社會責任的指導意見(2008年1號公文書)」
その他の中央企業に関連する情報

中華人民共和國環境保護部ホームページ
<http://www.mep.gov.cn/> 2012年3月より
「環境情報開示方法」
「上場企業の環境情報開示のガイダンス(討論稿)」
「中国企業の環境報告書作成ガイドライン」

中華人民共和國統計局ホームページ
<http://www.stats.gov.cn/> 2012年3月より
「企業登録類型の区分に関する規定(1998)」
「統計単位の区分および具体的な処理方法(2011)」

中国証券監督管理委員會ホームページ <http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/xxfw/fgwj/> 2012年3月より
「中華人民共和國公司法」
「中華人民共和國証券法」
その他のこの2つの法律に基づいた規定されたすべての規制

日本語文献

小河光生(2010)『ISO26000で経営はこう変わる』日本経済新聞出版社

大島正克(2002)「中国における環境会計研究の生成と現状：中国の環境保全対策とその日中協力に関連させて」『アジア研究所紀要』第29号pp.126-228

大島正克(2004)「中国における企業会計制度の復活と発展：改革開放時代の企業会計制度」『アジア研究所紀要』第31号pp.111-205

郭四志(2004)「中国石油企業の株式上場について」『エネルギー経済』日本エネルギー経済研究所 第30巻第2号pp.6-14

記虎優子(2005)『会計ディスクロージャー論』同文館

上妻義直(2000)「デンマーク・オランダにおける環境報告書の制度化」『会計』第158巻第6号pp.95-108

國部克彦(1993)「企業社会報告の基礎理論-正統性理論と社会的アカウントビリティ理論」(会計フロンティア研究会編『財務会計のフロンティア』中央経済社 pp.325-333)

國部克彦(1999)『社会と環境の会計学』中央経済社

- 近藤弘監修(2007)『中日対訳中国企業会計準則』中央経済社
- 崔洪雷(2009)「中国における環境政策の最近の動向」(水野一郎編著『上海経済圏と日系企業』関西大学出版部 pp.195-216)
- 阪智香(2008)「非財務情報の開示に関する現状と課題-知的財産報告及び環境・CSR報告」『商学論究』第56巻第1号 pp.1-31
- 酒井正三郎(2010)「中国における企業の社会的責任—CSRガイドライン・CSR発展指数・CSR報告書の検討を中心に—」『商学論纂(中央大学)』第51巻第5・6号 pp.1-45
- 櫻井通晴(2005)『コーポレート・レピュテーション-「会社の評判」をマネジメントする』中央経済社
- 櫻井通晴(2008)『レピュテーション・マネジメント-内部統制・管理会計・監査による判断の管理』中央経済社
- 佐々木智弘(2011)「一党支配の正統性と「調和社会」の構築」(佐々木智弘編著『中国「調和社会」構築の現段階』pp.3-16)
- 謝少敏(1997)『中国の企業会計制度』創成社
- 神宮健・李粹蓉(2007)「中国の企業会計・監査制度-新基準導入で企業情報開示の改善へ-」野村資本市場研究所 <http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2007/2007win21.pdf>
- 孫新(2011)「中国「和諧社会」建設の意義と内容」(水野一郎・永井良和編著『中国経済・企業の多元的展開と交流』関西大学出版部 pp.229-235)
- 田島 俊雄(2002)「現代中国の財務・統計諸表-「報表制度」と情報・計画・ガバナンス」
<http://ssjda.iss.u-tokyo.ac.jp/rps/RPS021.pdf>
- 陳敢(1992)「中国の工業統計の現状及び発展」(西村明・張以寛編著『日中会計・統計制度の比較(日中共同シンポジウム)』九州大学出版会 pp.8-12)
- 張以寛(1992)「会計制度と会計原則について」(西村明・張以寛編著『日中会計・統計制度の比較(日中共同シンポジウム)』九州大学出版会 pp.55-59)
- 藤井敏彦(2005)『ヨーロッパのCSRと日本のCSR』日科技連出版社
- 藤井敏彦・新谷大輔(2008)『アジアのCSRと日本のCSR 持続可能な成長のために何をすべきか』日科技連出版社
- 前田淳(2006)「中国における国営企業改革史(一)」『三田商学研究』第49巻第2号2006年6月 pp.147-164
- 松尾聿正(1990)『会計ディスクロージャーの理論と実態』中央経済社
- 水野一郎(1990)『現代企業の管理会計—付加価値管理会計序説—』白桃書房

- 向山敦夫(1995)「アカウントビリティの論理- 社会関連情報開示の位置づけ」『会計』第 147 巻第 5 期 pp.634-645
- 森一道(2010)「中国の CSR 政策と企業の CSR 戦略」『日中経済ジャーナル』7 月号 pp.28-31
- 山内進(2003)「中国の税法ハイブリッド： 税法史を基礎とした中国における税法の移転メカニズム」『福岡大学商学論叢』第 48 巻第 3 号 pp.199-245
- 山上達人(1973)『生産性分析の理論： 経営分析と付加価値指標』白桃書房
- 山田啓一(2008)『企業戦略における正当性理論—レピュテーション経営を志向して』芙蓉書房出版
- 楊秋麗(2004)「中国国有大型工業企業における住宅制度改革の一考察- 吉化集团公司の事例を中心に-」『立命館経営学』第43巻第4号pp.85-101
- 吉田寛(1978)『社会責任 — 会計学的考察』国元書房
- 柳偉達(2009)「中国における CSR の取り組みについて」『サピエンチア： 英知大学論叢』、第 43 号 pp.231-252
- 渡辺直土「現代中国政治体制における正統性原理の再構成」大阪大学中国文化フォーラム・ディスカッションペーパー2011年,2011-5,
(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/~c-forum/box2/dp2011-5watanabe.pdf>2011年3月)
- 日本貿易振興機構(ジェトロ)ホームページ
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/law/> 2012 年 3 月より
「中華人民共和国会社法」(日本語版、2008)日本貿易振興機構(ジェトロ)上海センター編
「中国で沸騰するCSR熱【3】途上国に広がるISO26000」
<http://eco.nikkeibp.co.jp/article/column/20101005/104928/> 2012 年 3 月より
- 『KPMG CSR 報告に関する国際調査 2011』
http://sus.kpmg.or.jp/knowledge/research/r_azsus201111.pdf
- 足立「発展途上地域における企業の社会的責任-急展開する中国の CSR」
<http://eco.goo.ne.jp/business/csr/asia/clm23.html> 2012 年 3 月より
『中国株の急騰・急落をもたらした特殊要因～「株式分置改革」の背景・内容と株価への影響』みずほ総合研究所
http://www.mizuhocbk.co.jp/fin_info/overseas/cndb/report/mizuhori/pdf/R205-0034-XF-0702.pdf